

(2013年) 第8回日本FP学会 審査委員賞受賞論文

## 【論文名】 個人の資産形成のための新しい個人退職 勘定制度（日本版 IRA）の創設について

【氏名】 菅谷和宏 (E-Mail : [kazuhiro\\_sugaya@tr.mufg.jp](mailto:kazuhiro_sugaya@tr.mufg.jp))

【所属】 三菱UFJ信託銀行株式会社 年金コンサルティング部

【応募分野】 ライフプラン

### (最近の主な著書)

平成 21 年 7 月	(著書)年金資産運用の手引き (共著・(財)年金シニアプラン総合研究機構)
平成 22 年 3 月	(執筆)老後保障の観点から見た企業年金の評価に関する研究報告書 (共著・(財)年金シニアプラン総合研究機構)
平成 22 年 9 月	(執筆)週刊 社会保障(法研) September 2010 Volume64 No.2594 9.6 号 企画特集「老後保障の観点から見た企業年金の評価」
平成 23 年 3 月	(執筆)第 3 回独身女性(40～50 代)を中心とした女性の老後設計ニーズに関する調査研究報告書 (共著・(財)年金シニアプラン総合研究機構)
平成 23 年 3 月	(執筆)老後保障の観点から見た企業年金の評価に関する総括研究報告書 (共著・(財)年金シニアプラン総合研究機構)
平成 23 年 4 月	(執筆)「年金と経済」(年金シニアプラン総合研究機構) 2011 第 30 巻第 1 号「企業年金に関する意識調査」
平成 23 年 9 月	(執筆)週刊 社会保障(法研) September 2011 Volume65 No.2644 9.12/No.2645 9.19 号 特別掲載「老後保障の観点から見た企業年金の評価(上)(下)」
平成 24 年 1 月	(執筆)「年金と経済」(年金シニアプラン総合研究機構) 2012 第 30 巻第 4 号「40 歳台からのライフプランセミナーの開発」
平成 24 年 1 月	(執筆)「年金と経済」(年金シニアプラン総合研究機構) 2012 第 30 巻第 4 号「第 5 回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査」
平成 24 年 3 月	(執筆)第 5 回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査研究報告書 (共著・(財)年金シニアプラン総合研究機構)
平成 24 年 3 月	(執筆)「生きがい研究」(長寿社会開発センター) 第 18 号「第 5 回サラリーマンの生活と生きがいに関する調査結果」～20 年間のサラリーマンの生きがいに関する考え方を追って～
平成 25 年 1 月	(執筆)国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版 IRA の可能性を探る～研究報告書 (共著・(公財)年金シニアプラン総合研究機構)
平成 25 年 10 月	(執筆)「年金と経済」((公財)年金シニアプラン総合研究機構発刊) 2013 第 32 巻第 3 号「海外の企業年金および個人退職勘定制度からの示唆」～イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ～
平成 27 年 10 月	(執筆)「年金と経済」((公財)年金シニアプラン総合研究機構発刊) 2015 第 33 巻第 3 号「イギリスの私的年金改革の変遷と最近の動向」
平成 28 年 3 月	(執筆)サラリーマンの生活と生きがいの変化(団塊の世代を追って):第 1 回～第 6 回『サラリーマンの生活と生きがいに関する調査』の調査結果 (公財)年金シニアプラン総合研究機構 WEB Journal『年金研究』No. 07 ISSN 2189-969X

# 個人の資産形成のための新しい個人退職勘定制度 (日本版 IRA) の創設について

## <要 約>

わが国の公的年金制度が、国民の老後生活に大きな役割を果たしている事は言うまでもない。しかし、少子高齢化の進展を背景に公的年金は給付水準適正化や支給開始年齢の 65 歳までの段階的引き上げが実施され、その機能は縮小しつつある。さらに、公的年金の補完機能を果たすべき企業年金も経済環境の変化等により、企業年金を廃止する企業が増えている。また、企業年金に加入していない非正規雇用者も近年増えている。このような状況下、個人の自助努力による老後所得保障が必要な時代になりつつある。

本研究は、国民の老後所得保障の観点から、現在のわが国の自助努力型の資産形成手段である個人型確定拠出年金などの課題を探り、諸外国で既に実施されている個人退職勘定制度を参考に、新たな枠組み「日本版個人退職勘定制度 (IRA)」の導入を提言するものである。なお、本文における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添える。

## 目 次

1 はじめに .....	5
2 日本の高齢化の進展と社会保障費の増大 .....	6
2.1 平均寿命の延び .....	6
2.2 高齢化の進展 .....	7
2.3 社会保障費の増大 .....	8
3 国民の資産残高と貯蓄率の推移 .....	11
3.1 国民の家計資産残高と貯蓄率の変化 .....	11
3.1 国民の金融資産の保有目的の変化 .....	12
4 雇用環境の変化 .....	13
4.1 非正規雇用の割合の増大について .....	13
4.2 初職非正規雇用者の増加 .....	15
4.3 正規雇用者と非正規雇用者の賃金格差 .....	16
5 公的年金の給付実態 .....	17
5.1 公的年金受給者の給付実態 .....	17
5.2 公的年金の補完必要額 .....	19

6	上乗せ年金の望ましい給付水準	21
6.1	第2号被保険者における目標給付水準	21
6.2	第1号被保険者における給付水準	22
6.3	正規雇用者と非正規雇用者との給付水準の公平性	25
6.4	公的年金の上乗せ年金制度に対する国民の意識	27
7	国民年金の上乗せ年金の加入状況	29
7.1	厚生年金被保険者の推移	29
7.2	企業年金の加入状況	29
7.3	国民年金基金の加入状況	32
7.4	個人型確定拠出年金の加入状況	33
7.5	個人年金の加入状況	35
8	現状の企業年金と確定拠出年金における課題	39
8.1	企業年金税制と公平性の課題	39
8.2	公的年金等控除に関する課題	41
8.3	退職所得控除に関する課題	43
8.4	企業年金のポータビリティの課題	45
8.5	脱退一時金の支給要件の課題	49
8.6	転職時などの会社退職一時金の課題	50
8.7	確定拠出年金の拠出限度額の使い残しの課題	50
8.8	企業年金と確定拠出年金の課題のまとめ	51
9	諸外国からの示唆	52
9.1	米国 IRA（個人退職勘定制度）	52
9.2	英国 APP（適格個人年金）と NEST（国家雇用貯蓄信託）	59
9.3	カナダ RRSP（登録退職貯蓄制度）	62
9.4	ドイツ Riester Rente と Rürup-Rente	64
9.5	フランス PERP（個人退職貯金計画）	68
9.6	ニュージーランド Kiwi Saver（退職金積立金制度）	69
10	わが国における新たな個人退職勘定制度（日本版 IRA）の導入	70
10.1	新たな個人退職勘定制度（日本版 IRA）の導入意義	70
10.2	新たな個人退職勘定制度（日本版 IRA）の概要	71
10.3	まとめ	72

## 1 はじめに

わが国の公的年金制度が、国民の老後生活に大きな役割を果たしている事は言うまでもない。しかし、少子高齢化の進展を背景に第1の柱(First Pillar)である公的年金では給付水準の適正化や支給開始年齢の65歳までの段階的引き上げなどが実施され、その機能は縮小しつつある。さらに、公的年金の補完機能を果たすべき第2の柱(Second Pillar)である企業年金等は経済環境の低迷による企業業績や運用環境の悪化により、企業年金の実施数および加入者数は減少傾向にある。また、非正規雇用者が増える中、企業年金に加入していない人の割合も増えてきている。このような状況下、公的年金と企業年金等を補完する第3の柱(Third Pillar)として、個人の自助努力による老後所得保障機能が必要な時代になりつつある。

本稿は、国民の老後所得保障の観点から、現在のわが国の企業年金や個人型確定拠出年金の課題を探り、諸外国で既に実施されている個人退職勘定制度を参考に、国民の老後所得保障の柱として個人の自助努力による新たな政策の枠組みの可能性を検討し提言することを目的としたものである。

わが国の企業年金については、①「企業が任意で行う制度である」ということと、②「出発点あくまで会社退職一時金である」という二つの性格を有する。そのため、企業年金を強制するような国の政策が取られない限り、この性格を変えることは困難である。経済環境や雇用環境が低迷する中、会計基準の変更などにより企業年金の財政状況が企業業績に与える影響が大きくなってきている。また、企業年金は正規社員のみを加入対象とするものが多く、個人型確定拠出年金では加入資格の制限があり、企業年金や個人型確定拠出年金に加入したくても加入できない人々が存在する。近年、労働人口における非正規雇用者の割合は35.7%まで増加してきており<sup>1</sup>、企業年金の減少と相まって、企業年金がない被用者が増えている。企業及び雇用形態間での公平性の確保や、既存の企業年金のポータビリティの拡充を踏まえ、既に諸外国でも導入されている個人の自助努力による新たな「個人退職勘定制度」のわが国への導入の可能性を探るものである。

諸外国では高齢化の進展による公的年金の財政負担増加への懸念により、1970年代から公的年金の機能を私的年金で代替する政策が進められている。米国のIRAやKeogh Plan、イギリスのAPPやNEST<sup>2</sup>、カナダのRRSP、ドイツのRiester-Rente<sup>3</sup>やRürup-Rente、フ

<sup>1</sup> 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）平成23年10～12月期平均結果の概要」

(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/index.htm>, 2012.3.23).

<sup>2</sup> NEST（国家雇用貯蓄信託）は、職域年金未加入者を強制的に加入させることにより、低所得者の老後資金の積み立て促進を目的としたもの。財源は被用者本人と事業主がそれぞれ税引き後所得（年間5,000～3万3,500ポンド）の4%、3%を保険料として負担し、政府が減税措置の形で1%を拠出することで賄われる。杉田浩治「自動加入方式を採用する英国の新個人年金制度」

([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001_01.pdf), 2011.12.7).

<sup>3</sup> リースター年金(Riester Rente)は、ドイツの2001年年金改革において公的年金の給付水準の引き下げが行われ、公的年金を補完する目的で2002年1月に任意加入の個人積立勘定（拠出建て）による補足的な老後保障制度として導入されたもの。加入者の掛金に対して政府が補助金支給または所得控除（保険料の所得控除）を行う。低所得者ほど政府の補助が手厚くなり、低所得者には補助金支給、高所得者には所得控除が自動的に行われる仕組み。拠出上限（2010年までに4%へ段階的に引き上げ）が設定され

ランスのPERP、ニュージーランドのKiwi Saverなどの個人退職勘定制度を参考に、わが国でも「個人退職勘定制度」の導入可能性を探る必要がある。世界でも高齢化のトップを走るわが国でも社会保障費の増大による公的年金の機能縮小化は避けられず、企業年金の強制が出来ない中、私的年金による個人の自助努力が必要となる。

個人の自助努力を求めるのであれば、それを推進する何らかのインセンティブが必要となり、特に低所得者層に対するインセンティブが重要な鍵となる。税制面での優遇策については、ドイツのRiester-RenteやニュージーランドのKiwi Saverなどのように、直接補助や給付付税額控除などの新たな仕組みの導入も必要である。

また、税制優遇枠を十分に享受できるような仕組みも必要であり、カナダのRRSPのように税制優遇枠の将来へ繰り越しできる仕組みや、米国のロールオーバーIRAのように、既存の退職金制度からの資産移換を可能として、老後所得保障として有効に活用する仕組みが必要である。個人退職勘定制度の先行研究<sup>4</sup>も参考に、個人資産を利用したわが国における新たな「個人退職勘定制度」（日本版IRA）の導入可能性を探る。

## 2 日本の高齢化の進展と社会保障費の増大

### 2.1 平均寿命の伸び

世界保健機構(WHO)の発表した、「World Health Statistics 2010 (世界保健統計 2010)」<sup>5</sup>によると、日本の男性の平均寿命は、スウェーデン、イタリア、オーストラリア、カナダ、シンガポール、イスラエルと並んで世界第4位の79歳であり、日本の女性の平均寿命は世界第1位の86歳となっている。厚生労働省の統計資料によると、日本人の平均寿命は1965年に男性で67.74歳、女性で72.92歳であったものが、2009年では男性で79.59歳、女性で86.44歳まで延びている状況である<sup>6</sup>〔図表1〕。また、厚生労働省「平成22年簡易生命表の概況」によると2010年では、男性で79.64歳、女性で86.39歳となっている<sup>7</sup>。さらに、国立社会保障・人口問題研究所による「平成24年1月推計」を加えると、2030年には男性で81.95歳、女性で88.68歳まで寿命が延びていく予想である<sup>8</sup>。

平均寿命が延びるなか、定年退職後の期間も長期化しており、老後所得保障による長生きリスクへの対応がより重要となってきた。

---

ている。加入対象者は公的年金の強制被保険者であり、任意加入者等は除外となっている。小笠原章・中嶋邦夫「私的年金が強化されるドイツ年金制度」『ニッセイ基礎研 REPORT』2006.12より抜粋。  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2006/12/li0612b.pdf>, 2011.12.7).

<sup>4</sup> 佐藤(2006)、佐藤(2011)、鳴島(2009)、森信編著(2010)

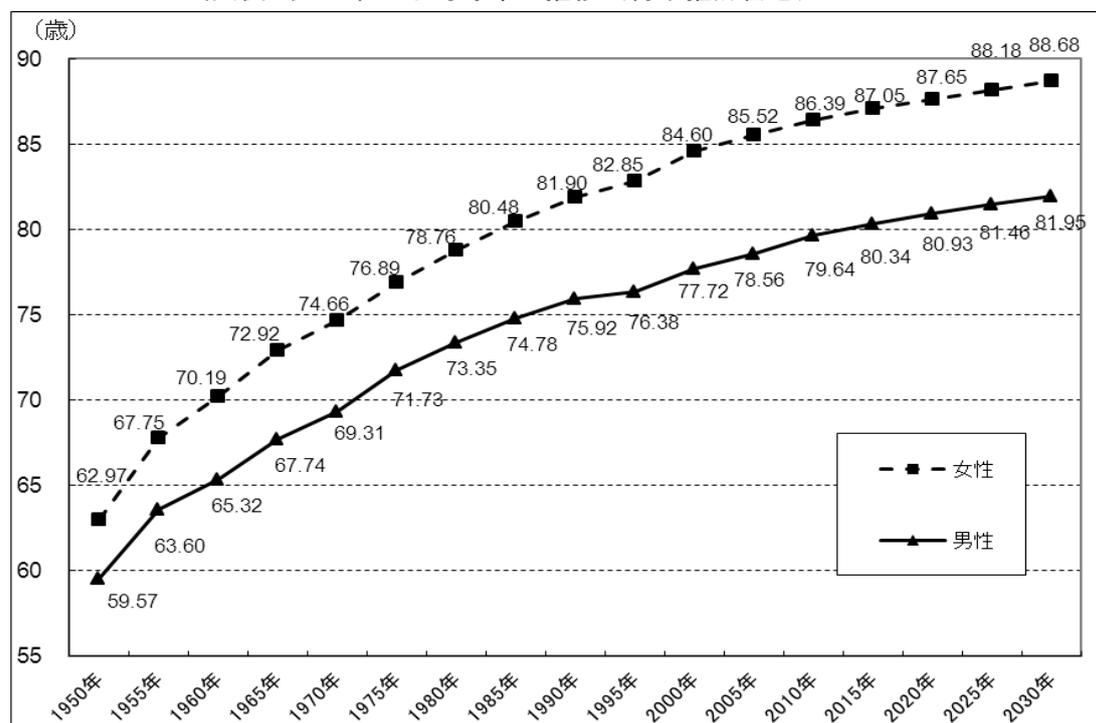
<sup>5</sup> 世界保健機構(WHO)(2010)「World Health Statistics 2010 (世界保健統計 2010)」  
(<http://memorva.jp/ranking/unfpa/.html>, 2011.1.27).

<sup>6</sup> 厚生労働省 統計資料(2009)「平成21年簡易生命表の概況について」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life09/01.html>, 2011.3.23).

<sup>7</sup> 厚生労働省 統計資料(2010)「平成22年簡易生命表の概況について」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/01.html>, 2012.3.23).

<sup>8</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「平成24年1月推計」38頁 表4-2  
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.asp>, 2012.3.23).

〔図表 1〕 日本の平均寿命の推移（将来推計含む）について



出所：1950年～2010年実績値は厚生労働省「統計資料」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life09/01.html>, 2012.3.23)、  
 今後の予想は国立社会保障・人口問題研究所「平成24年1月推計」  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.asp>, 2012.3.23)より筆者作成

## 2.2 高齢化の進展

わが国の高齢化率<sup>9</sup>は、1935年は4.7%であったものの、1950～1975年になると出生率の低下と保健衛生の改善と医療の進歩による死亡率の改善のため高齢化が進み、2010年には23.1%となり、世界第1位の高齢化国となった。わが国は諸外国と比べて人口の高齢化のスピードがどの国よりも早く進んでおり、内閣府が発表した「平成23年版高齢社会白書」<sup>10</sup>によると、人口約1億3千万人のうち、65歳以上的人是は2,958万人で全体の23.13%を占め、2050年には39.56%に達する見込みである〔図表2〕。高齢化率が7%～14%を「高齢化社会」、14%～21%を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」と呼んでおり、わが国はすでに「超高齢社会」へと突入している。高齢化の速度について、高齢化率が7%を超えた「高齢化社会」から14%の「高齢社会」に達するまでの所要年数を諸外国と比較すると、フランスが115年、スウェーデンが85年、アメリカが70年、イギリスが47年、ドイツが40年かかっているのに対し、わが国は1970年に7%を超えると、その24年後の1994年には14%に達し、世界に類をみない速さで高齢化が進んだ<sup>11</sup>。今後の高齢化の進展

<sup>9</sup> 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の人口の割合を指す。

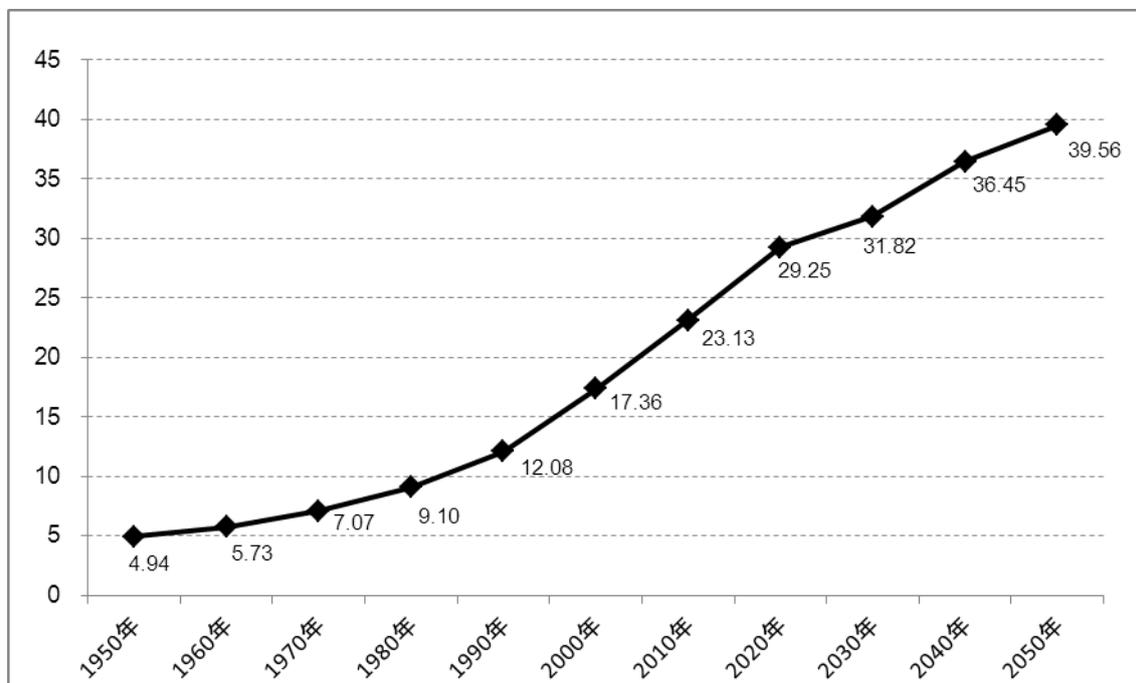
<sup>10</sup> 内閣府(2011)「平成23年版高齢社会白書」

(<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>, 2012.3.23)。

<sup>11</sup> 内閣府(2011)『平成23年版高齢社会白書』「第1章 高齢化の状況」

に際し、社会保障費の増大がより大きな課題となってくる。

〔図表 2〕日本の高齢化率の推移について



出所：内閣府(2011)「平成 23 年版高齢社会白書」より筆者作成  
(<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>, 2012.3.23).

### 2.3 社会保障給付費の増大

高齢化の進展により、わが国の社会保障給付費<sup>12</sup>は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計（平成 22 年度）」によると、2010 年では 103 兆 4,879 億円に達しており、対国民所得(National Income)<sup>13</sup>比の 29.63%となっている。高齢化が進む中、社会保障費は年々増大しており、その内訳をみると「年金」が 52 兆 4,184 億円で 50.7%を占め、増加傾向にある〔図表 3〕<sup>14</sup>。「医療」は 32 兆 3,312 億円(31.2%)、「福祉その他（介護、生活保護等）」は 18 兆 7,384 億円(18.1%)となっているが、高齢化の進展により「医療」「介護」についても増加が予想される。

1961 年に「国民年金法」が制定され、国民皆年金制度が発足した。1973 年改正では年金額が夫婦で 2 万円から 5 万円に増額されるとともに「物価スライド制」<sup>15</sup>が導入された。そ

(<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2011/zenbun/html/s1-1-5-02.html>, 2012.3.23).

<sup>12</sup> 社会保障給付費とは、ILO（国際労働機関）が定めた基準に基づき、社会保障や社会福祉等の社会保障制度を通じて、1 年間に国民に給付される金銭またはサービスの合計額である。

<sup>13</sup> 国民所得(National Income)とは、国民総生産(GNP)から間接税を除き、補助金を加えた金額である。

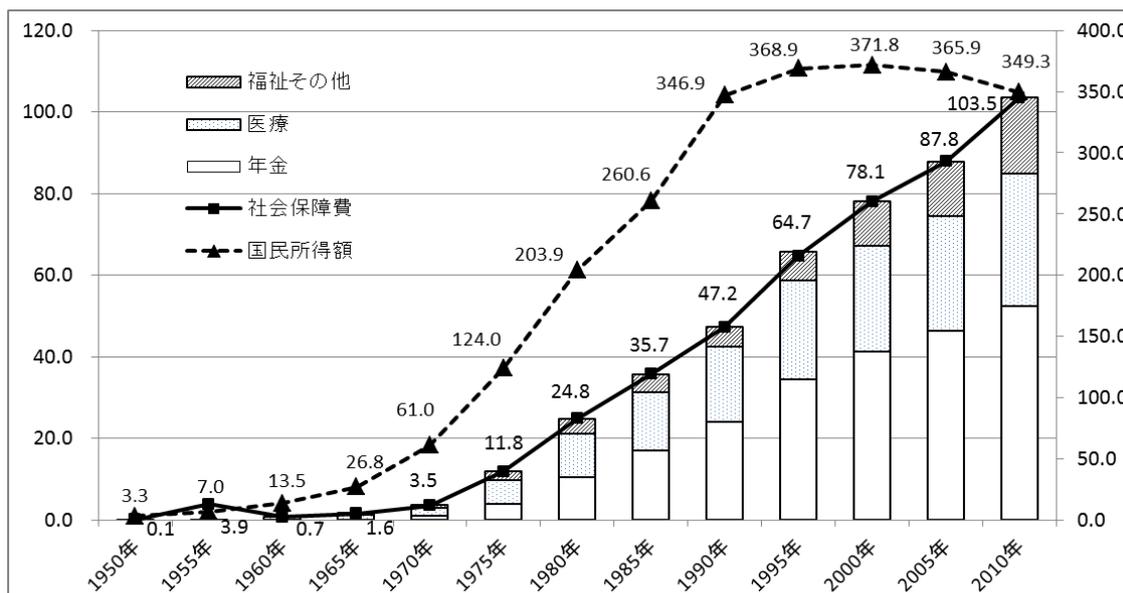
<sup>14</sup> 厚生労働省「平成 22 年版 厚生労働白書」

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/siryoush10010100.html>, 2012.3.23).

<sup>15</sup> 物価スライド制とは、全国消費者物価指数が年平均で 5%を超えて変動した場合に、翌年の 4 月から変動率に応じて国民年金、厚生年金保険ともに年金額が改正される仕組みで、昭和 48 年改正において導

して、経済成長の発展とともに年金給付額は増大の一途を辿ることとなった。1986年には全国民共通の「老齢基礎年金制度」が導入され、専業主婦（第3号被保険者）を含む20歳以上60歳未満の国民全員が強制適用となり、国民皆年金が達成できた反面、年金給付費の増大を招く結果となったのである。

〔図表3〕 社会保障費の推移について

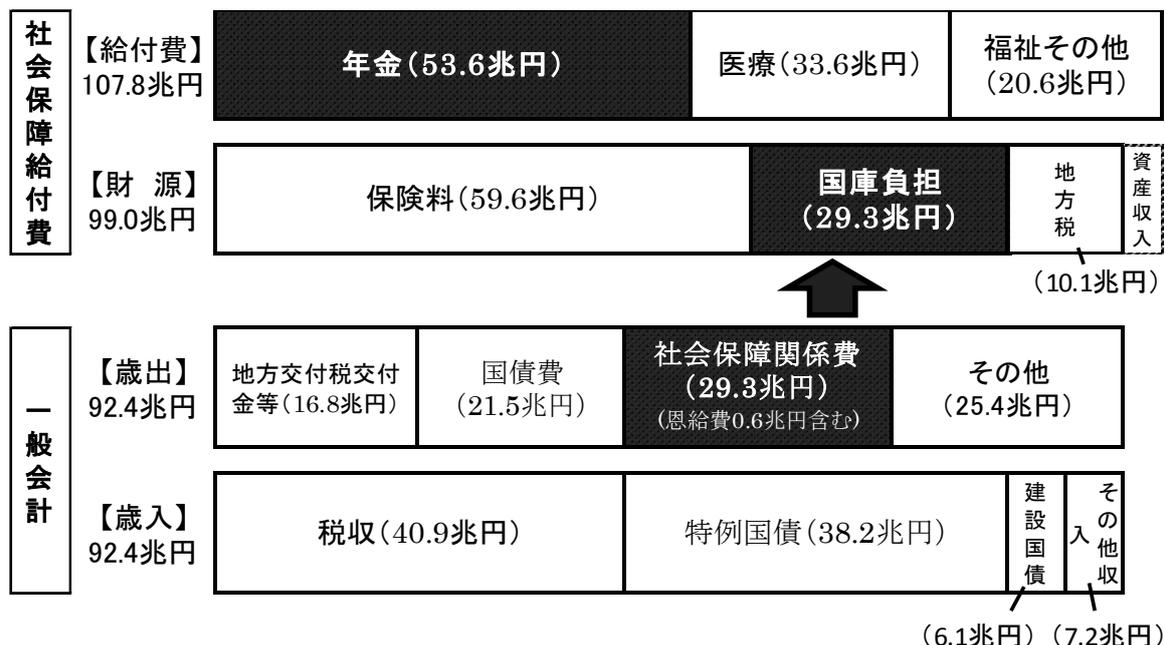


出所：国民所得は財務省「財務関係基礎データ（平成24年4月）」  
[\(http://www.mof.go.jp/budget/fiscal\\_condition/basic\\_data/201104/sy2302n.pdf/\)](http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201104/sy2302n.pdf/), 2012.12.13)  
 社会保障費は厚生労働省「平成22年版 厚生労働白書」  
[\(http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/siryou/sh10010100.html,
 2012.3.23\)、及び国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計（平成22年度）」
 \(http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h22/1/3.html,2012.12.13\) より筆者作成](http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/siryou/sh10010100.html)

また、財務省の平成23年度予算の社会保障給付費は107.8兆円で、その内「年金」は53.6兆円まで増大している。この財源の内訳は59.6兆円が保険料で賄われており、国税負担は29.3兆円となっている。平成23年度の国の一般会計予算の歳出合計は92.4兆円で、社会保障関係費用は28.7兆円と28.7%を占める結果となっている〔図表4〕。

入された。平成元年改正時には、5%の枠を外し「完全自動物価スライド制」に移行した。

〔図表 4〕 社会保障費の財源（平成 23 年度予算）



出所：財務省「日本の財政関係資料」（平成 23 年 9 月）より筆者作成  
 ([http://www.mof.go.jp/budget/fiscal\\_condition/index.html](http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/index.html), 2012.3.23).

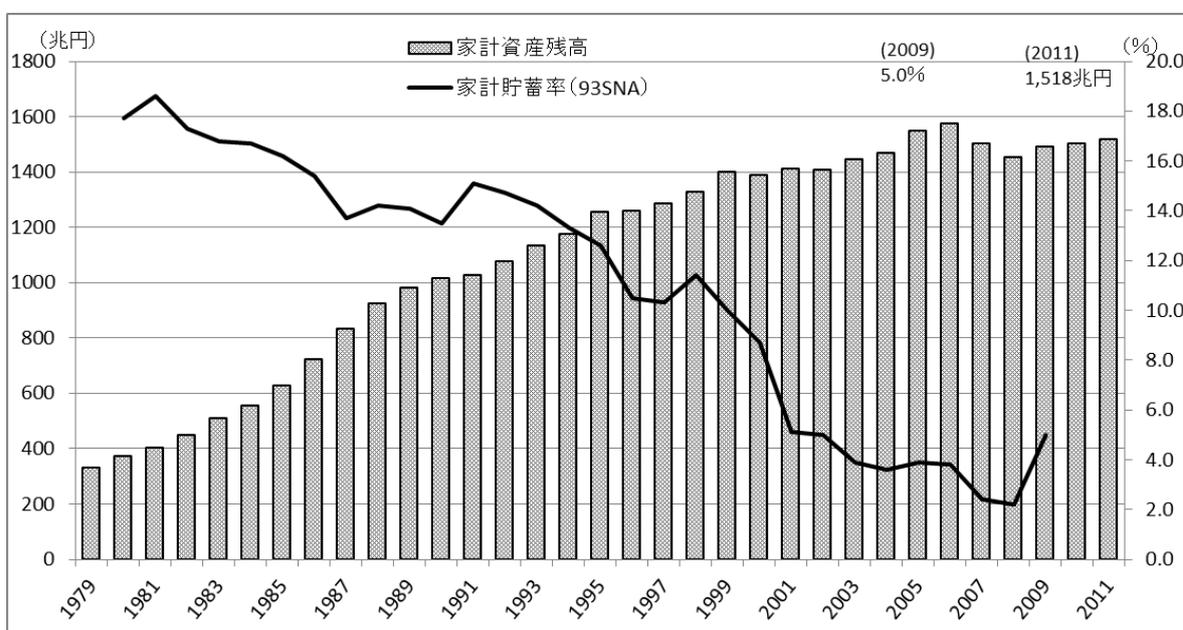
今後も平均寿命の延びと高齢化の進展により、「年金」「医療」「介護」に関する社会保障費は増加の一途を辿ることになる。経済成長が鈍化し税収増が望めず財政赤字が増大していくなか、社会保障費の抑制策が不可欠となってきた。年金給付費の増大への対応策としては、収入の増加または給付費の抑制が必要であるが、収入を増やすためには、保険料率の引き上げまたは国庫負担の引き上げが必要となる。保険料の引き上げについては、平成 29 年までに国民年金保険料を 16,900 円に、厚生年金保険料率を 18.3%まで段階的に引き上げることが決まっている。国庫負担の 2 分の 1 への引き上げの財源については、消費税を 2014 年 4 月に 8%、2015 年 10 月に 10%引き上げる方向で対応する予定である。保険料が段階的に引き上げられるなか、更なる引き上げには時間が必要であり、国庫負担のこれ以上の引き上げも当面困難となろう。そのため、給付費の抑制が必要であり、公的年金では給付の適正化（5%削減）と支給開始年齢の段階的引き上げが行われ、給付の特例水準 2.5%の解消についても、2013 年 10 月にマイナス 1.0%、2014 年 4 月にマイナス 1.0%、2015 年 4 月にマイナス 0.5%引き下げられる予定である。諸外国では高齢化の進展による給付費の抑制のため、すでに公的年金の支給開始年齢の更なる引き上げに着手しており、65 歳から 67 歳や 68 歳などへの支給開始年齢の引き上げが行われている。わが国においても支給開始年齢の 65 歳からの更なる引き上げが必要となるかもしれない。高齢化率トップのわが国において、高齢化の進展による社会保障費増大への対応は急務であり、公的年金での給付抑制策が今後議論されることになろう。公的年金の給付抑制に伴い、公的年金を補完するため、個人の自助努力による老後所得保障機能が必要となろう。

### 3 国民の資産残高と貯蓄率の推移

#### 3.1 国民の家計資産残高と貯蓄率の変化

国民経済計算（SNA）<sup>16</sup>による国民の家計資産残高と厚労省家計調査における家計貯蓄率<sup>17</sup>の推移をみる。国民の家計資産残高について日本銀行「時系列統計データ（家計資産合計）」によると、1979年の332兆円から高度経済成長と人口増加等により2011年には1,518兆円へと4.5倍まで増加している。家計資産残高は2008年のリーマンショックにより一時的な減少を招いたが、一貫して増加傾向にあるものの近年の増加率は鈍化している。一方、家計貯蓄率について厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」によると、1980年には17.7%あったが徐々に低下し、2009年には5.0%まで低下している〔図表5〕。

〔図表5〕 国民の家計資産残高と貯蓄率の推移



出所：家計貯蓄率は厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」p122第2-(2)-10図  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/12,2013.2.5>。家計資産残高は日本銀行「時系列統計データ（家計資産合計）」  
<http://www.stat-search.boj.or.jp,2013.2.5>。より筆者作成

これはライフサイクル仮説<sup>18</sup>によると、若い時に貯蓄した資産を老年期で消費すること

<sup>16</sup> 国民経済計算（SNA：System of National Accounts）とは一国の経済を様々な側面から系統的・組織的に把握し記録したマクロ統計で、国連統計委員会が定めた国際基準に従って整備することとされており、日本は1978年以降6SNAを採用してきたが、2000年10月に1993年国連統計委員会が定めた国際基準「93SNA」に移行した。総務省統計局(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/03.htm,2013.1.7>)

<sup>17</sup> 家計貯蓄率とは家計の可処分所得のうち貯蓄に回される比率である。家計貯蓄率＝家計貯蓄／（家計可処分所得＋年金基金年金準備金の変動（受取））。消費に回される比率を消費性向と呼び、消費性向と貯蓄率は足して1となる。貯蓄に回されたものは、間接金融（銀行預金）や、直接金融（社債や株式への投資）を通して、企業の投資原資となり、経済の発展を支える基盤となるものである。総務省統計局(<http://www.stat.go.jp/training/toshokan/faq03/faq03x09.htm,2013.1.7>)

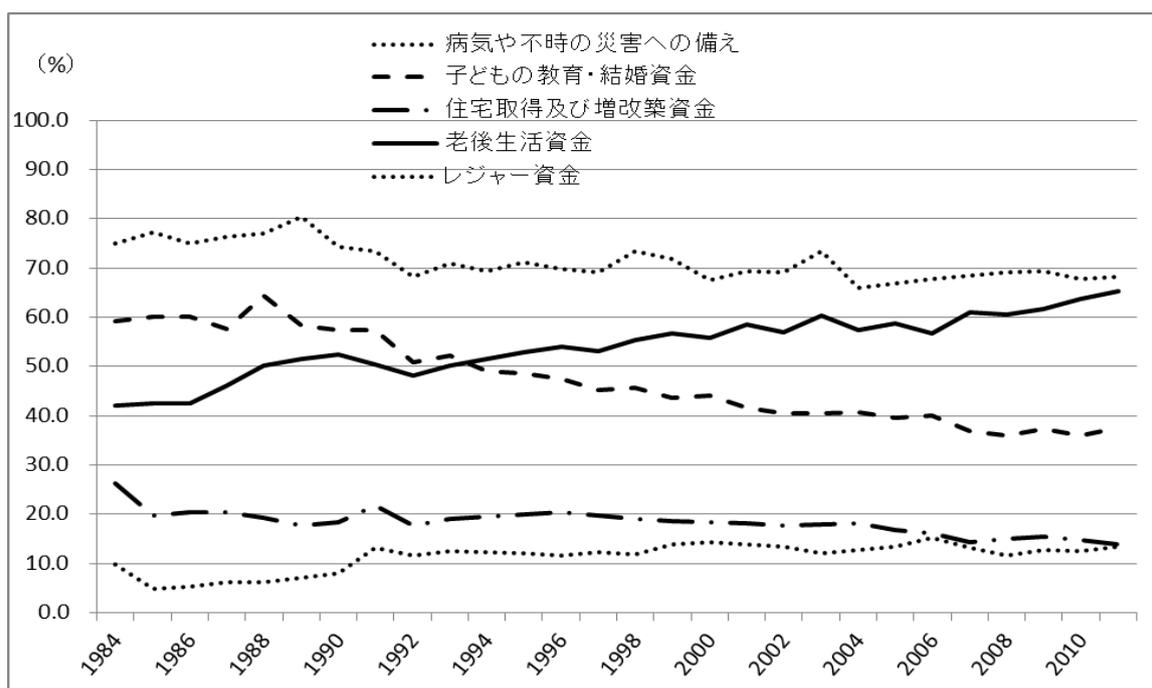
<sup>18</sup> ライフサイクル仮説とは、「一生涯での消費額を一生涯で使えるお金と等しくなるように毎年の消費量

となるため、高齢化の進展による無職高齢世帯の増加により貯蓄率が減少していると考えられている<sup>19</sup>。また、近年の勤労所得と利子所得の減少による可処分所得の減少も貯蓄率低下の要因と考えられている<sup>20</sup>。

### 3.2 国民の金融資産の保有目的の変化

国民の金融資産の保有目的については「災害時の備え」のためや、人生の3大資金と言われる「住宅資金」「教育資金」「老後生活資金」のため、そして人生を楽しむための「レジャー資金」などの目的がある。国民の金融資産の保有目的について、厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」をみると、一番多い目的は常に「病気や不時の災害への備え」である。一方、二番目に多い目的は1984年には「子どもの教育・結婚資金」とする人が多かったが、出生率の低下により子どもを持つ親が減少しているためか減少傾向にある。代わって1994年以降にはそれまで三番目であった「老後生活資金」とする人の割合が二番目に浮上し、近年その割合は増加しており、2011年には一位の「病気や不時の災害への備え」とほぼ肩を並べるくらいの割合まで増加してきている〔図表6〕。

〔図表6〕金融資産の保有目的の推移



出所：厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」p123第2-(2)-11図  
 (http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/12, 2013.2.5). より筆者作成

を決める」というもの。現在保有する資産+将来得られる所得—生涯での消費量。

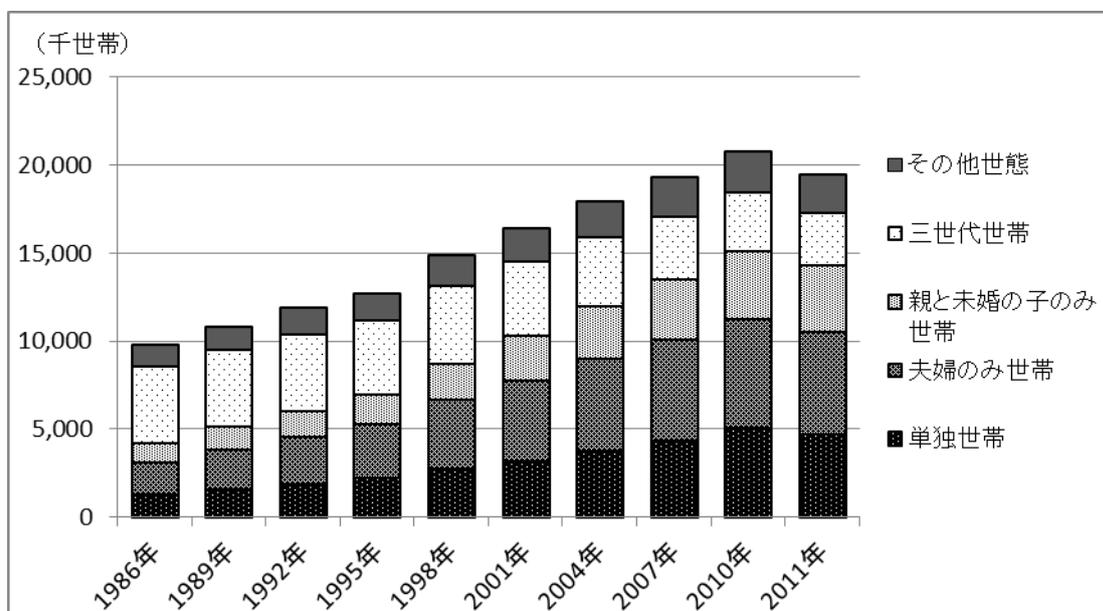
<sup>19</sup> 宇南山卓 (2011)「日本の貯蓄率の低下の原因の解明」村田財団 Annual Report of The Murata Science Foundation No.25 2011, (http://www.murata.co.jp/zaidan/annual/pdf/k01/2011/a91201.pdf,2013.1.7)

<sup>20</sup> 太田智之 (2007)「家計貯蓄率の低下は今後も続くのか—高齢化と貯蓄率低下の因果関係—」みずほリサーチ 2005年5月

(http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/research/r070501japan.pdf,2013.1.7)

平均寿命の延びと高齢化の進展により、退職後の生活期間が長くなり、公的年金の抑制が行われるなか、公的年金だけでは不安であると考える人が増え、長引く老後生活資金のために、自ら蓄えをしておきたいということであろう。また、従来は親の老後は子どもが面倒をみるのが普通であったが、核家族化と都市部への人口集中により、老後は子ども世帯と離れて暮らす高齢者世帯が増えている。厚生労働省「平成 23 年国民生活基礎調査の概況」によると、1986 年では三世帯世帯は 4,375 千世帯で 65 歳以上の者のいる世帯の 44.8%を占めていたが、2011 年には 2,998 千世帯 15.4%に減少した。一方、65 歳以上の単独世帯は 1986 年の 1,281 千世帯 13.1%から、4,697 千世帯 24.2%に増加、65 歳以上の夫婦のみ世帯も 1986 年の 1,782 千世帯 18.2%から、5,817 千世帯 30.0%に増加しており、高齢者のみの世帯が増えている〔図表 7〕。

〔図表 7〕 65 歳以上の者のいる世帯数の推移



出所：厚生労働省「平成 23 年 国民生活基礎調査の概況」表 2

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa11>, 2013.4.3). より筆者作成

## 4 雇用環境の変化

### 4.1 非正規雇用者割合の増加

近年、わが国では経済環境の悪化や就業形態の多様化などから、正規雇用者の割合が減少し、代わって、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト社員などの非正規雇用という就業形態が増加してきている。全就業者に対する非正規雇用者の割合について、総務省統計局の「平成 19 年就業構造基礎調査」<sup>21</sup>によると、全就業者 65,978 千人のうち、正規雇

<sup>21</sup> 就業構造基礎調査は、昭和 31 年(1956)から開始された国民の就業実態に関する統計調査で、昭和 56 年(1981)までは概ね 3 年ごと、以降は 5 年ごとに行われている。総務省統計局(2007)「平成 19 年就業構造基本調査」4 頁の表 I-3 及び 10 頁の表 I-7 より抜粋。なお、平成 24 年版は平成 25 年 7 月末頃に

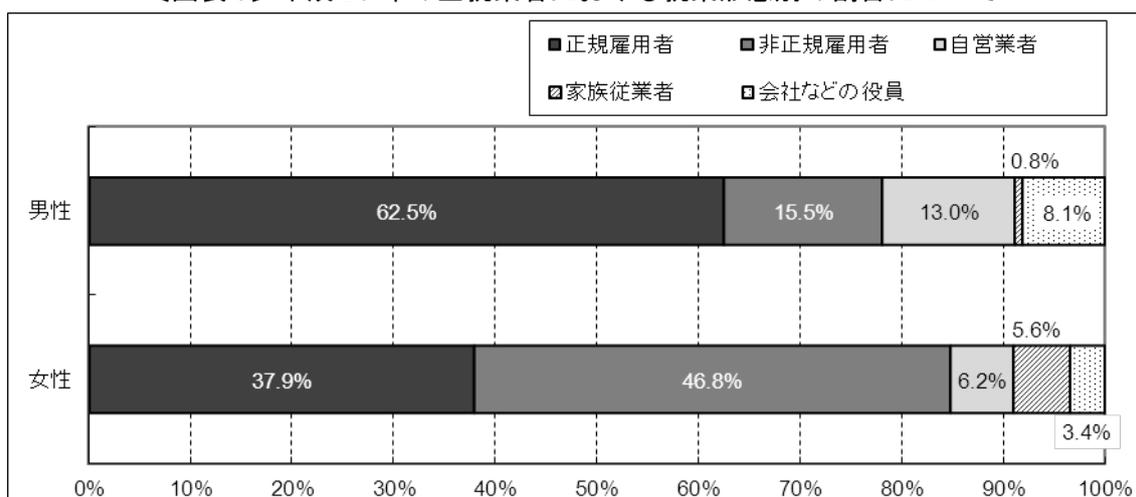
用者が 34,324 千人(52.0%)、非正規雇用 18,899 千人(28.6%)、自営業者 6,674 千人(10.1%)、家族従業員 1,876 千人(2.8%)、会社などの役員 4,012 千人(6.1%)となっており、全就業者の約 3 割弱が非正規雇用者という状況である [図表 8,9]。

〔図表 8〕平成 19 年の就業形態別の就業者数について

雇用形態	正規雇用者	非正規雇用者	自営業者	家族従業員	会社などの役員	(合計)	
男性	23,799	5,911	4,951	311	3,079	38,175	千人
	62.5%	15.5%	13.0%	0.8%	8.1%	100%	
女性	10,526	12,988	1,724	1,565	933	27,803	千人
	37.9%	46.8%	6.2%	5.6%	3.4%	100%	
(合計)	34,324	18,899	6,675	1,876	4,012	65,978	千人
	52.0%	28.6%	10.1%	2.8%	6.1%	100%	

出所：総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査」4 頁、10 頁より筆者作成  
(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm>, 2012.3.23).

〔図表 9〕平成 19 年の全就業者における就業形態別の割合について

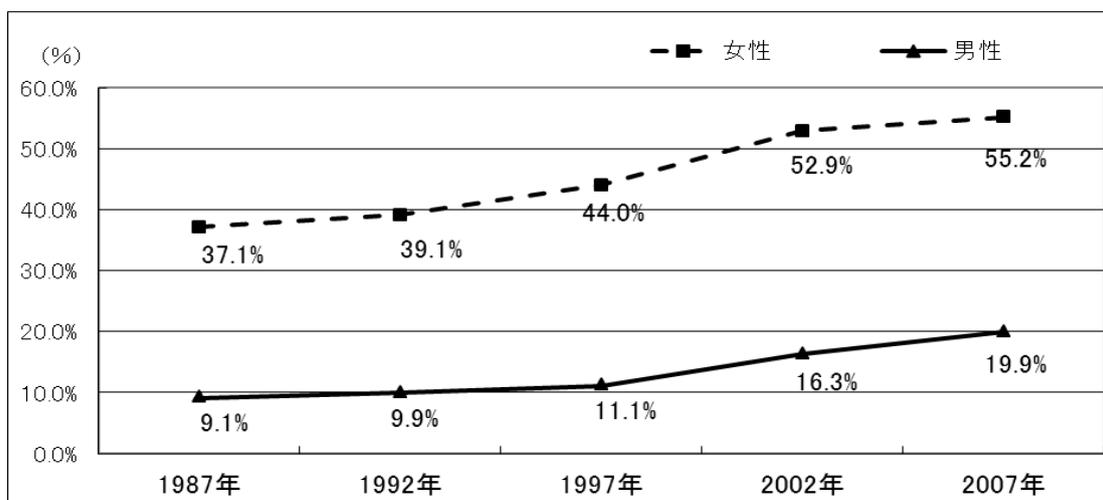


出所：総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査」4 頁、10 頁より筆者作成  
(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm>, 2012.3.23).

また、男女別に非正規雇用者の割合をみると、昭和 62 年(1987)では男性 9.1%、女性 37.1%であったものが、平成 19 年(2007)には男性 19.9%、女性 55.2%と、男女ともに増加してきていることがわかる。依然として非正規雇用者は女性が多いものの、近年では男性の割合も増加して来ている [図表 10]。

公表予定。( <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm>, 2011.3.23).

〔図表 10〕平成 19 年雇用者に占める非正規就業者の割合



出所：総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査」33 頁より筆者作成  
 (http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm, 2012.3.23).

非正規雇用者の割合は増加してきており、最近の状況について総務省統計局の「労働力調査（詳細集計）平成 23 年 10～12 月期平均結果概要」<sup>22</sup>によると、雇用者（役員を除く）5,134 万人のうち、非正規雇用者は 1,834 万人で 35.7%まで増加してきている。

非正規雇用という雇用形態は、従来は正規雇用者の配偶者や学生などが、世帯収入の補完的役割を担うケースが多かったが、近年では非正規雇用者が世帯収入の柱として世帯を支える役割を担うケースが増えてきている。

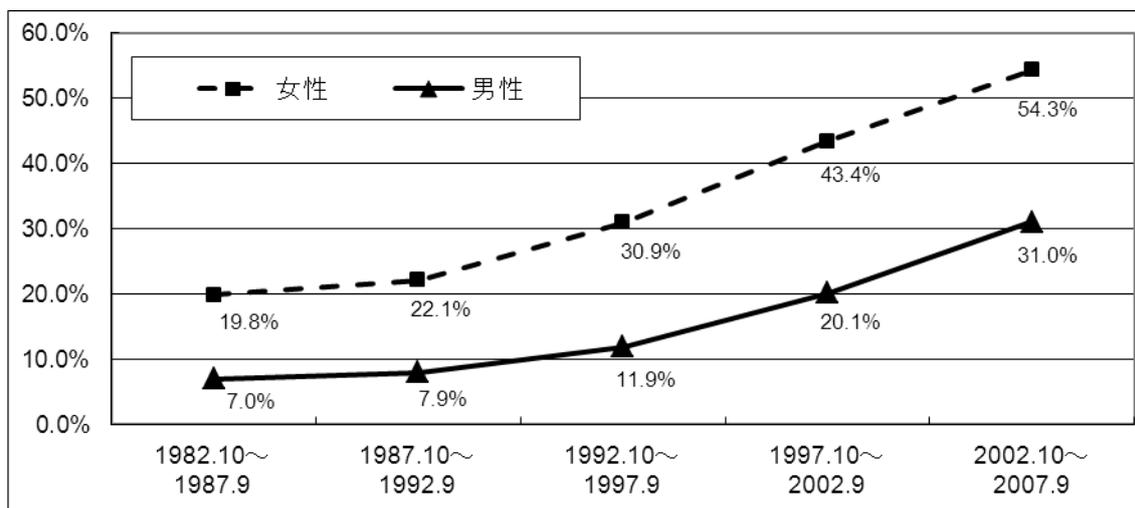
#### 4.2 初職非正規雇用者の増加

従来は世帯収入の補完として一時的に非正規雇用を選択するケースが多かったが、経済環境の悪化による企業の正規採用者数の抑制などから、正規雇用を望みながらも非正規雇用に就かざるを得ない者の割合が増えており、従来に比べて初職から非正規雇用で就業する人が増えてきている。

総務省統計局の「平成 19 年就業構造基礎調査」によると、初職就業時の雇用形態が非正規雇用である人の割合は、1987 年で男性の 7.0%、女性 19.8%から、2007 年には男性 31.0%、女性 54.3%まで増加してきている〔図表 11〕。新卒での就職が厳しいと言われていたが、今やかなりの割合で初職から非正規雇用となる人が増えてきている。

<sup>22</sup> 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）平成 23 年 10～12 月期平均結果の概要」  
 (http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/index.htm, 2012.3.23).

〔図表 11〕 雇用者に占める初職非正規雇用の割合について



出所：総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査」45 頁より筆者作成

初職から正規雇用に就きたくても就けない非正規雇員（これをBad Startという）の正規雇用への転換については、30 歳までが大半で、35 歳を超すと転換が難しくなり、その後も正規雇用の期間が短いかまたは正規雇員になれない状態のまま年金受給者になる（これをBad Finishという）確率が高いことが指摘されている<sup>23</sup>。

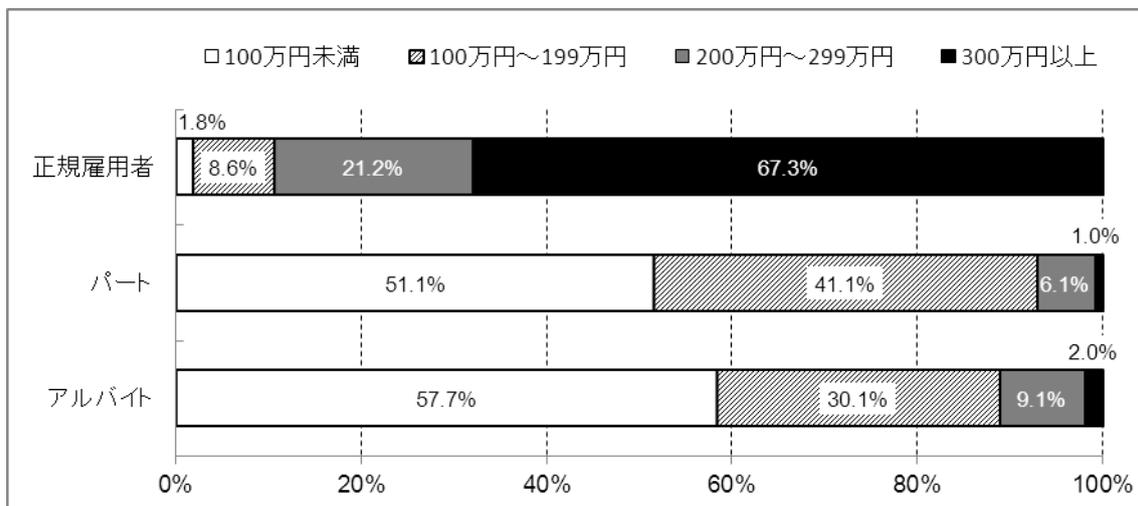
#### 4.3 正規雇員と非正規雇員の賃金格差

正規雇員と、非正規雇員の生涯賃金については、非常に大きな格差が存在する。総務省統計局の「平成 19 年就業構造基礎調査」によると、正規雇員（役員を除く）の所得は 200 万円から 600 万円未満が 72.8%を占めるのに対して、非正規雇員の所得は 200 万円未満が多く、パートで 92.2%、アルバイトで 87.8%を占めている〔図表 12〕。

非正規雇員は、パート・アルバイト社員など厚生年金保険の適用対象外の者や、契約社員、派遣社員など厚生年金保険には加入しているものの、企業年金などでは加入対象外となっている場合が多く、非正規雇用での低所得者は、老後についても低年金となることが予想される。経済環境や雇用環境が厳しい中、今後も増えていくと思われる非正規雇員に対する老後所得保障について、早急な検討と対応が必要である。

<sup>23</sup> 高山憲之(2011)「若年層非正規雇用の正規への転換減少で過少年金の懸念」『週刊ダイヤモンド』2012.4.21 号: p.24.

〔図表 12〕 所得階級別雇用者（役員を除く）の割合



出所：総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査」23 頁,表 I -18 より筆者作成  
<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm>, 2012.3.23).

## 5 公的年金の給付実態

### 5.1 公的年金受給者の給付実態

非正規雇用者が増加する中、老後生活を支えるための公的年金の給付水準は充分なものであろうか。また、老後生活資金としての蓄えは十分にできるものであろうか。老後の収入源としては、公的年金がその大きな役割を果たしている事は言うまでもないが、少子高齢化の進展を背景に給付水準の適正化が行われ、公的年金の機能は縮小しつつある。前述したように、厚生労働省「平成 24 年版労働経済の分析」による金融資産の保有目的として、「老後生活資金」の割合が増加してきている。老後生活を行う上で実際にどの程度の蓄えが必要となるのであろうか。現在、国民年金の給付水準は 40 年間国民年金保険料を完納した場合、年金額は年額で約 79 万円（月額で約 6.6 万円、H24 年度年金額）である。公的年金の給付実態について、厚生労働省「平成 23 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によると、国民年金受給者の平均受給額は平成 23 年度で 54,682 円、厚生年金受給者の平均受給額は平成 23 年度で 152,396 円となっている〔図表 13〕。第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の給付水準については、約 10 万円の差が発生しており、国民年金の上乗せ年金である厚生年金が第 2 号被保険者の老後生活資金として大きな役割を果たしている一方、第 1 号被保険者については国民年金だけでは最低生活費に届かなく、厚生年金に代わる何らかの国民年金の上乗せ年金が必要である。

〔図表 13〕 国民年金受給者と厚生年金保険受給者の平均受給額

	国民年金受給者の 平均受給額(円)	厚生年金保険受給者の 平均受給額(円)
平成18年	53,249	165,211
19年	53,602	161,059
20年	53,992	158,806
21年	54,320	156,692
22年	54,596	153,344
23年	54,682	152,396

出所：厚生労働省「平成 22・23 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」表 6、表 17 より筆者作成  
 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001xz56-att/2r9852000001xz6n.pdf>, 2012.3.23).  
 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h23a.pdf>, 2012.12.17).

高齢者世帯の消費支出額について、総務省統計局「家計調査報告（家計収支編）平成 23 年平均速報結果の概況―世帯属性別家計収支」<sup>24</sup>をみると、60 歳～69 歳の 2 人以上世帯の支出額は月額 281,022 円、70 歳以上の 2 人以上世帯で月額 238,310 円となっている〔図表 14〕。高齢者世帯については年齢が高くなるにつれて食費を中心に支出は減少していく傾向にあり、年齢が高くなるにつれて消費支出が減少していく。

〔図表 14〕 高齢者世帯（夫婦二人世帯）の消費支出額 (月額)

	60～69 歳	70 歳以上
消費支出額	281,022 円	238,310 円

出所：総務省統計局家計調査報告（家計収支編）「平成 23 年平均速報結果の概況―世帯属性別家計収支」より筆者作成(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/index.htm>, 2012.12.4).

生命保険文化センター「生活保障に関する調査」（平成 22 年度）<sup>25</sup>によると、「老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費（夫婦二人）」は平均 22.3 万円で、「ゆとりのある老後生活を送るために必要な生活費」は平均 36.6 万円となっている（図表 1-23）。これは 2 年前の調査と比べて最低生活費は 23.2 万円からマイナス 0.9 万円、ゆとりある生活費も 38.3 万円からマイナス 1.7 万円と下がってきている〔図表 15〕。

〔図表 15〕 老後の生活費調査～生命保険文化センター調査より～（夫婦二人世帯）

老後の最低日常生活費	約 22.3 万円（月額）
ゆとりのある老後生活費	約 36.6 万円（月額）

出所：生命保険文化センター「生活保障に関する調査」（平成 22 年度）  
 (<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseurity/oldage/7.html>, 2013.2.5).

<sup>24</sup> 総務省統計局家計調査報告（家計収支編）「平成 23 年平均速報結果の概況―世帯属性別家計収支」  
 (<http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/index.htm>, 2012.12.4)

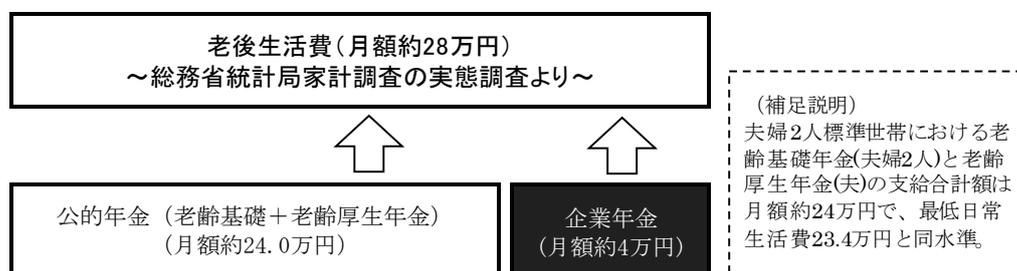
<sup>25</sup> 生命保険文化センター「老後の生活費調査」  
 (<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseurity/oldage/7.html>, 2012.12.4)

## 6.2 公的年金の補完必要額

厚生労働省が提示している平成 12 年改正後の第 2 号被保険者標準世帯（妻は専業主婦、夫の平均標準報酬月額 367,000 円、老齢基礎年金は満額受給）におけるモデル年金額（老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計支給額）は、老齢基礎年金が夫婦合わせて 134,034 円、夫の老齢厚生年金（報酬比例部分）が 104,092 円で、合計 238,125 円<sup>26</sup>であり、これは前述の最低日常生活費までを老齢基礎年金と老齢厚生年金で賄える給付水準としているものである。

そのため、総務省統計局調査の消費実態調査での 28 万円との差額分である約 4 万円を企業年金などの何らかの上乗せ年金などで賄う必要があることになる〔図表 16〕。

〔図表 16〕 第 2 号被保険者の標準世帯におけるモデル年金額と補完必要額

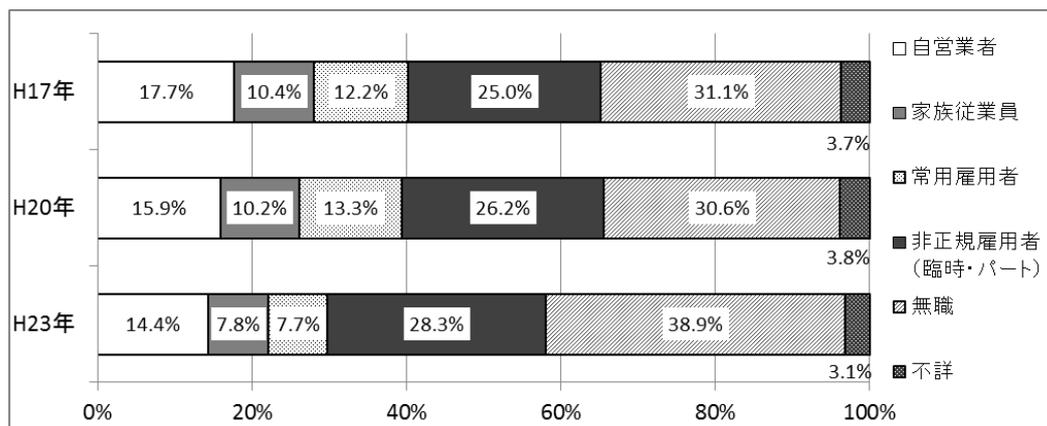


出所：厚生労働省「平成 22 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」8 頁 表 8  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001xz56-att/2r9852000001xz6n.pdf>, 2012.3.23)  
 より引用、厚生年金の平均年金月額は 15 万円、夫婦で月 24 万円として筆者作成

一方、第 1 号被保険者については定年退職がなく働き続けられるという選択肢はあるものの高齢で就労が難しくなった場合、月額 6.6 万円の国民年金だけでは 22.3 万円の最低日常生活費を賄うことは難しく、やはり老後生活資金として何らかの上乗せ年金が必要ということになる。また、近年では第 1 号被保険者のうち自営業者の割合は減少し、非正規雇用者の割合が増えている。厚生労働省「平成 23 年国民年金被保険者実態調査」によると、第 1 号被保険者に占める自営業者と家族従業員を合わせた割合は平成 17 年調査の 28.1%から、平成 23 年調査には 22.2%まで減少する一方、非正規雇用者の割合は平成 17 年調査の 25.0%から、平成 23 年調査では 28.3%に増加し、無職の割合も平成 17 年調査の 31.1%から、平成 23 年調査では 38.9%まで増加している〔図表 17〕。

<sup>26</sup> 厚生労働省が提示するモデル年金額  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4b27.html>, 2012.3.23).

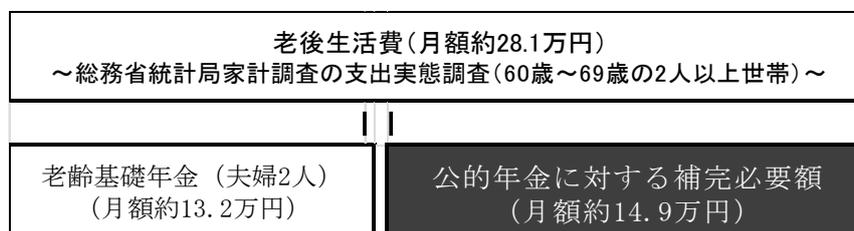
〔図表 17〕平成 19 年の就業形態別の就業者数について



出所：総務省統計局「平成 19 年就業構造基本調査」4 頁、10 頁より筆者作成  
 (<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm>, 2012.3.23).

夫婦共に国民年金第 1 号被保険者である世帯では、国民年金に 40 年間加入した場合の受給額 66,000 円×2 人＝132,000 円で、前述の消費支出実態調査による 60 歳～69 歳の 2 人以上世帯の支出月額 281,022 円との差額は月額 171,658 円となり、この金額を何らかの形で補う必要がある〔図表 18〕。

〔図表 18〕第 1 号被保険者による夫婦二人世帯における国民年金に対する補完必要額



出所：厚生労働省「平成 23 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」より筆者作成  
 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001xz56-att/2r9852000001xz6n.pdf>, 2012.3.23)

## 6 上乗せ年金の望ましい給付水準

### 6.1 第 2 号被保険者における目標給付水準

平成 16 年改正法附則(平成 16 年法律第 104 号)第 2 条において、厚生年金保険の水準については「男子被保険者の平均的な手取り標準報酬額の 50%を上回るような給付水準を確保するもの」と規定された<sup>27</sup>。さらに、厚生年金保険と厚生年金基金を合わせて 6 割を確保するという考え方の下、厚生年金基金が目標とすべき給付水準については、厚生年金保険法第 132 条 3 項<sup>28</sup>に規定されており、平成 16 年の年金改正より代行部分の 3.23 倍<sup>29</sup>の水準とされてい

<sup>27</sup> 厚生労働省「平成 21 年財政検証結果 将来の厚生年金・国民年金の財政見通し(解説資料第 1 版)」平成 21 年 2 月 23 日、第 14 回社会保障審議会年金部会  
 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/dl/kaisetsu.pdf>, 2013.1.15).

<sup>28</sup> 厚生年金保険法第 132 条 3 (老齢年金給付の基準) 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に 3.23 を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

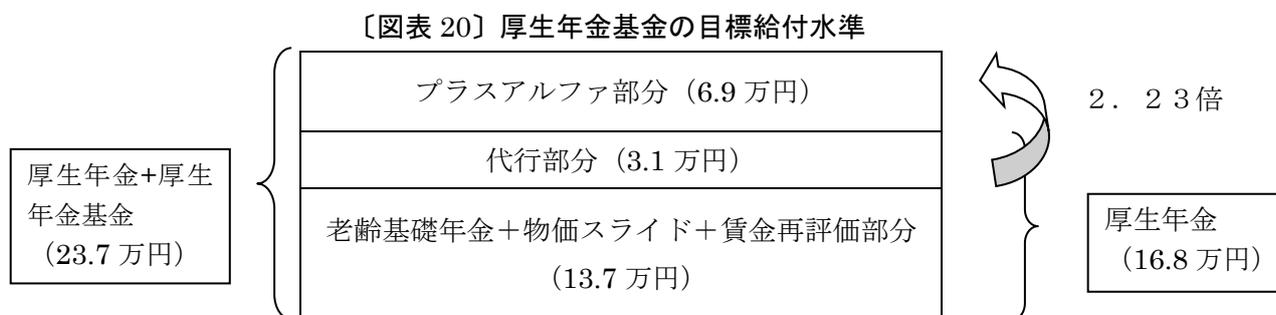
る。厚生年金基金が設立された当初は代行部分の 3.0 倍とされ、昭和 45 年に 2.7 倍に一旦引き下げられたが、平成 12 年の年金改正で公的年金の給付水準の 5%適正化が行われ、公的年金の給付水準が引き下げられた分、厚生年金基金の目標給付水準は 5%引き上げられ 2.85 倍 (2.7×1.05 倍) となり、さらに平成 16 年の年金改正時に 3.23 倍<sup>30</sup>に引き上げられたものである〔図表 19〕。

〔図表 19〕 厚生年金基金の目標給付水準の推移

昭和 41 年(1966 年)	厚生年金基金における代行部分の保険料率の 3.0 倍と規定
昭和 62 年(1987 年)	目標給付水準の引き下げ (3.0 倍⇒2.7 倍)
平成 12 年(2000 年)	目標給付水準の引き上げ (2.7 倍⇒2.84 倍)
平成 16 年(2004 年)	目標給付水準の引き上げ (2.84 倍⇒3.23 倍)

出所：厚生労働省「企業年金の課題について」第 5 回『企業年金研究会』（平成 19 年 2 月 16 日）資料 p19, (資料 17)より筆者作成(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/dl/s0216-9.pdf>)

平成 16 年度厚生年金基金決算実績に基づく厚生年金被保険者世帯の標準的な年金額を算出すると、老齢基礎年金+物価スライド+賃金再評価部分が 13.7 万円で代行部分は 3.1 万円である。代行部分 3.1 万円の 2.23 倍は 6.9 万円となり、合計 23.7 万円に妻の老齢基礎年金 6.5 万円を足した合計 30.2 万円が、公的年金と厚生年金基金を合わせた望ましい年金水準となる〔図表 20〕。



出所：厚生労働省「企業年金共通の課題」第 5 回『企業年金研究会』（平成 19 年 2 月 16 日）資料 p19, (資料 18)より筆者作成(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/dl/s0216-9.pdf>)

## 6.2 第 1 号被保険者における給付水準

第 1 号被保険者については、公的年金と厚生年金基金を合わせた望ましい年金水準に合わせて国民年金基金の給付水準が定められており、この望ましい給付水準に対する掛金月

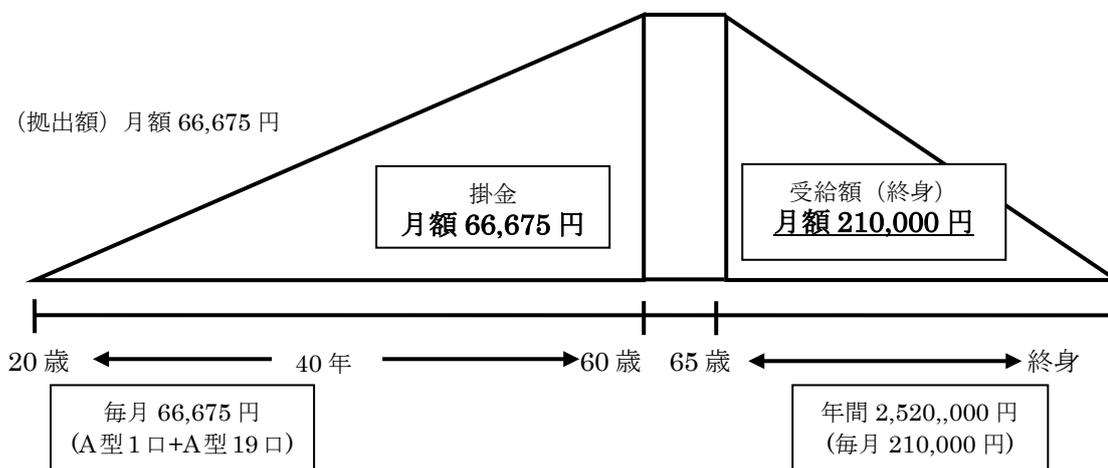
<sup>29</sup> 厚生年金本体の 1 年につき 0.5481% (平成 12 年の年金改正による 5%適正化乗率、平成 15 年 3 月以前期間は 0.7125%) という給付水準の 3.23 倍とされた。

<sup>30</sup> 厚生年金本体の 1 年につき 0.5481% (平成 12 年の年金改正による 5%適正化乗率、平成 15 年 3 月以前期間は 0.7125%) という給付水準の 3.23 倍とされた。

額 6.8 万円までを非課税として税制優遇するという考え方である。では、国が望ましいと考える給付水準について、本当に第 1 号被保険者についても第 2 号被保険者と同じ給付水準が確保されているのであろうか。国民年金第 1 号被保険者に対して、国民年金基金の給付水準を検証する。

国民年金第 1 号被保険者が、国民年金基金や個人型確定拠出年金に加入して毎月 6 万 8 千円の拠出限度額まで掛金を支払った場合を仮定する。男性が国民年金基金に 20 歳で加入して毎月 6.8 万円の拠出限度額まで、最初の 1 口を A 型<sup>31</sup> (6,350 円) に加入し、2 口目以降も A 型に 19 口 (3,175 円×19 口=60,325 円) を 40 年間支払ったとすると、65 歳から終身で年額 252 万円 (月額 21 万円) を受給ができる<sup>32</sup>。満額の老齢基礎年金 786,500 円 (平成 24 年度金額)<sup>33</sup> と合せて、年額 330 万円 (月額 27.5 万円) を受給することができ、前述の厚生年金基金加入者の標準的な年金額の 23.7 万円以上の給付が受けられることとなる [図表 21]。なお、女性の場合は国民年金基金に 20 歳で加入して毎月 6.8 万円の拠出限度額まで、最初の 1 口を A 型 (7,360 円) に加入し、2 口目以降も A 型に 16 口 (3,680 円×16 口=58,880 円) を 40 年間支払ったとすると、65 歳から終身で年額 216 万円 (月額 18 万円) を受給することができ<sup>34</sup>、満額の老齢基礎年金 786,500 円 (平成 24 年度金額)<sup>35</sup> と合せて、年額 294.6 万円 (月額 24.5 万円) となる。第 1 号被保険者についても、上乘せ年金である国民年金基金と合せると老後所得保障の機能は十分に確保できるよう制度設計が成されていることが分かる。

〔図表 21〕 国民年金基金に拠出限度額一杯で 40 年間加入したケース



出所：国民年金基金連合会 HP の年金額シミュレーション機能より筆者作成

<sup>31</sup> 国民年金基金には A 型、B 型、I～V 型があり、A 型とは 65 歳から終身で受け取る形式のものである。

<sup>32</sup> 国民年金基金連合会 HP の年金額シミュレーション機能を使用して算出。

(<http://www.npfa.or.jp/about/simulation/>, 2012.3.23).

<sup>33</sup> 厚生労働省「報道発表資料」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021a9c.html>, 2012.3.23).

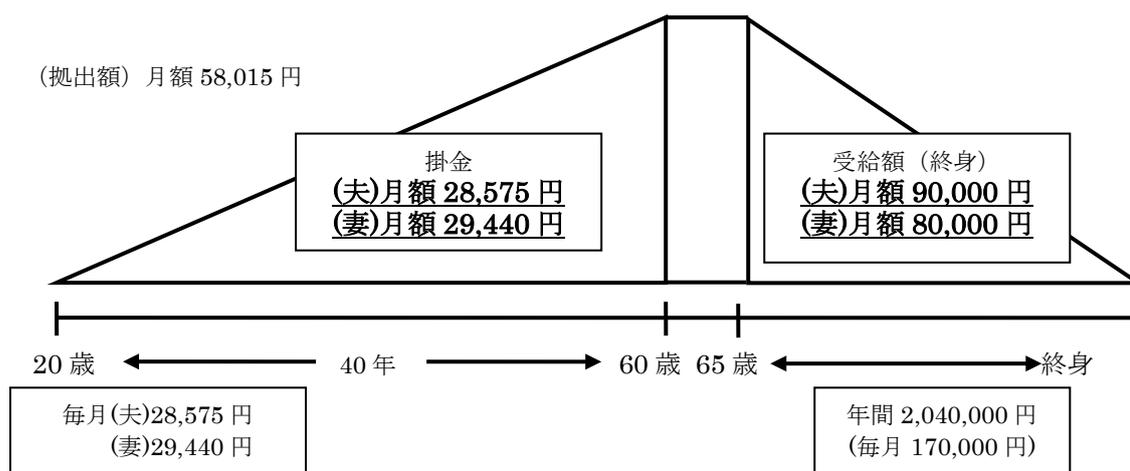
<sup>34</sup> 国民年金基金連合会 HP の年金額シミュレーション機能を使用して算出。

(<http://www.npfa.or.jp/about/simulation/>, 2012.3.23).

<sup>35</sup> 厚生労働省「報道発表資料」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021a9c.html>, 2012.3.23).

第2号被保険者に対する国の目標給付水準は世帯単位で考えられており、世帯単位で比較してみると、厚生年金被保険者の夫と専業主婦の標準世帯では、夫の厚生年金+厚生年金基金受給額の23.7万円に妻の老齢基礎年金6.6万円を加えて30.3万円となる。第1号被保険者については、この年金額30万円と同じ給付水準が受給できるように夫婦で国民年金基金に加入するようシミュレーションすると、夫の掛金額は月額28,575円(1口目A型(6,350円)+2口目A型7口(3,175円×7口=22,225円))、妻の掛金額は月額28,575円(1口目A型(7,360円)+2口目A型6口(3,680円×6口=22,080円))となる〔図表22〕。夫婦の合計掛金額58,015円で、夫婦で月額17万の国民年金基金が受給できるようになり、夫婦の老齢基礎年金13.2万円と合わせて月額30万円を受給できる計算となる〔図表23〕。ちなみに、厚生労働省「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」表4から、男子の厚生年金標準報酬月額平均は345,700円(平成23年)で、保険料率16.7%(平成24年度)を乗じた保険料は57,731円(事業主分含む)となり、この夫婦の国民年金基金掛金月額58,015円と同じ水準となる。

〔図表22〕年金額30万円を受給できるように国民年金基金に40年間加入したケース



出所：国民年金基金連合会 HP の年金額シミュレーション機能より筆者作成

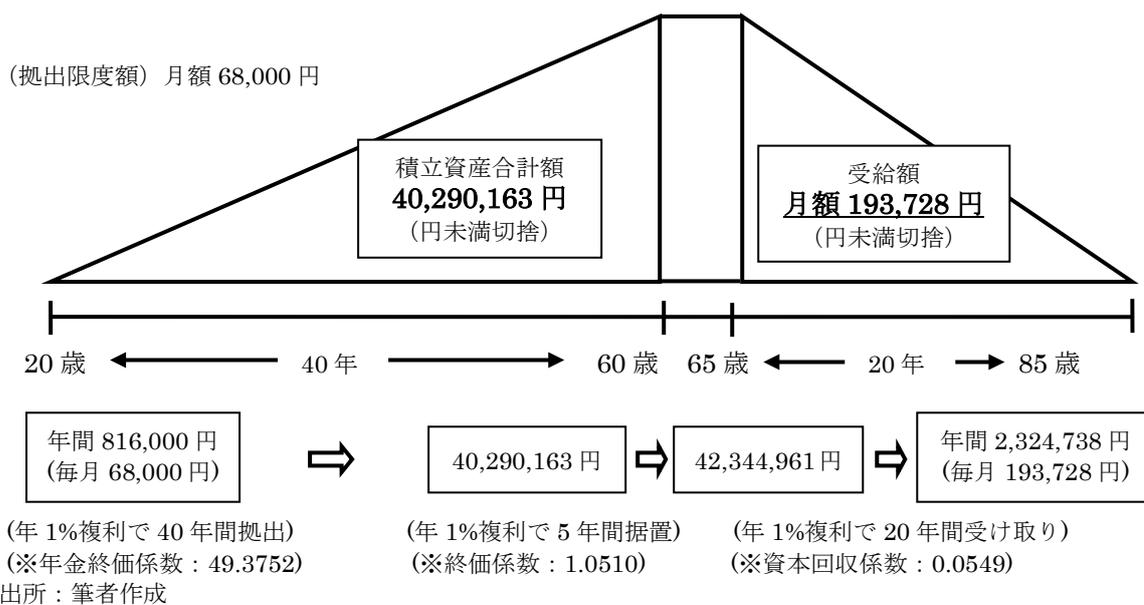
〔図表23〕第2号被保険者と第1号被保険者世帯の年金受給額比較

第2号被保険者世帯	(夫) 6.5 万円 老齢基礎年金	(妻) 6.5 万円 老齢基礎年金	(夫) 10.4 万円 厚生年金	(夫) 6.9 万円 企業年金	⇒ (合計) 30.2 万円
第1号被保険者世帯	(夫) 6.5 万円 老齢基礎年金	(妻) 6.5 万円 老齢基礎年金	(夫) 9.0 万円 国民年金基金	(妻) 8.0 万円 国民年金基金	⇒ (合計) 30 万円

出所：厚生労働省報道発表資料「H24年度老齢基礎年金額」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021a9c.html>, 2013.3.23)、  
 厚生労働省 HP「被用者の標準的な年金額」資料Ⅱ-7  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4b27.html>, 2012.3.23)、  
 厚生労働省「企業年金の課題について」2007.2.16,第5回企業年金研究会資料 p19  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/dl/s0216-9.pdf>, 2012.3.23)、  
 国民年金基金連合会 HP 年金額シミュレーション機能  
<http://www.npfa.or.jp/about/simulation/>, 2012.3.23)より筆者作成

次に第1号被保険における個人型確定拠出年金での老後所得保障の機能について検証する。現在、個人型確定拠出年金の拠出限度額は1号加入者については国民年金基金の掛金と合わせて月額6.8万円（年額81.6万円）までとなっている。仮に個人型確定拠出年金に20歳から60歳まで40年間、毎月拠出限度額の6.8万円を拠出し（年1%複利で運用）、60歳から65歳まで据え置き（年1%複利で運用）、65歳から85歳まで20年間で（年1%複利で運用しながら）受け取るとした場合、年間拠出額は81.6万円で60歳時の積立資産合計額は40,290,163円となり、これを65歳まで年1%複利で運用すると42,344,961円となり、65歳から85歳までの20年間で受給したとすると、受給額は月額193,728円となる〔図表24〕。老齢基礎年金月額6.6万円を足して月額25.9万円を受給できることとなり、前述の国が考える望ましい給付水準を確保できることとなる〔図表25〕。但し、確定拠出年金は個人別管理資産額を分割で受け取ることとなるため、確定給付型の年金制度と異なり、長生きリスクへの対応が十分とは言えない点に留意する必要がある。

〔図表24〕 個人型確定拠出年金に40年加入した場合の受給額



〔図表25〕 個人型確定拠出年金の年金受給額

国の目標水準における標準世帯	(夫) 6.5 万円 老齢基礎年金	(妻) 6.5 万円 老齢基礎年金	(夫) 10.4 万円 厚生年金	(夫) 6.9 万円 企業年金	⇒	(合計) 30 万円
個人型 DC 加入世帯	(夫) 6.5 万円 老齢基礎年金	(妻) 6.5 万円 老齢基礎年金	(夫) 19 万円 個人型 DC		⇒	(合計) 32 万円

出所 : 厚生労働省「被用者の標準的な年金額」資料Ⅱ-7 および〔図表 1-21〕より筆者作成  
 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4b27.html>, 2012.3.23).

このように、国民年金第1号被保険者においても、国民年金基金や個人型確定拠出年金により、国が考える望ましい給付水準を十分に確保できるような制度設計がなされており、国民年金基金についても十分な老後所得保障機能があると言え、その機能は第2号被保険者と比べても遜色のないものである。国民年金第1号被保険者は、国民年金の上乗せ年金として「国民年金基金」「個人型確定拠出年金」などに任意で加入することができ、第2号被保険者の厚生年金の目標給付水準並みの老後所得保障機能を享受することが可能となっている。

企業年金の掛金は企業が負担することが多く、国民年金基金や個人型確定拠出年金のように加入者が負担するのと比較して公平性に欠けると考えるかもしれないが、わが国の企業年金は「会社の退職一時金」という性格を有しており、退職金を「賃金後払い説」という考え方に立つならば、企業年金の掛金は賃金の一部であり、給与の一部が老後資金として拠出されているに過ぎないと考えられる。企業規模や企業の業種による賃金額の相違や、自営業者と被用者との賃金差については、そもそもの雇用形態等の違いによるものであり、一概に公平性に欠けるとは言えないと考える。

### 6.3 正規雇用者と非正規雇用者との給付水準の公平性

次に、企業年金がない第2号被保険者の老後所得保障に関する公平性の問題について述べる。ここでは、短時間労働問題での厚生年金保険適用の有無については論じないこととし、正規雇用者と非正規雇用者間での企業年金等の適用の有無に関する公平性を検証する。

国民年金第1号被保険者の非正規雇用者は、国民年金の上乗せ年金として、「国民年金基金」「個人型確定拠出年金」「付加年金」に加入することができ、前述したように厚生年金保険での目標給付水準並みの老後所得保障機能を享受することが可能である。国民年金基金に加入した場合の給付水準は前述のとおりである。

国民年金第2号被保険者の非正規雇用者については、厚生年金保険の適用となっている場合もあるが、企業年金に加入しているケースは少ないと思われる。企業年金がない事業所の被用者や企業が実施する企業年金の加入対象でない者は、個人型確定拠出年金に任意で加入することができる<sup>36</sup>。

現在、確定拠出年金の拠出限度額は〔図表26〕のとおりであるが、企業型年金加入者や厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない企業の従業員については、月額23,000円である。仮に個人型確定拠出年金に20歳から60歳まで40年間、毎月拠出限度額の23,000円を拠出し（年1%複利で運用）、60歳から20年間で（年1%複利で運用しながら）受け取るとした場合、年間拠出額は276,000円で60歳時の積立資産合計額は13,627,555円となり、この60歳からの受給額は月額62,346円となる（図表27）。厚生年金被保険者で企業年金がなく個人型確定拠出年金に加入した場合の夫婦二人世帯での受給

<sup>36</sup> 厚生労働省「確定拠出年金 Q&A」No.230  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/kakutei/qa.html>, 2012.3.23).

額は、標準的な厚生年金保険受給額 11 万円に個人型確定拠出年金 6.2 万円と、夫婦二人の老齢基礎年金 13 万円（平成 24 年度金額）を足すと合計で 30.2 万円となり、厚生年金基金の標準的な給付水準である約 27 万円と比べても遜色がない金額となる（図表 28）。なお、確定拠出年金は終身でないため将来的に長生きをした場合は厚生年金基金の受給額を下回る可能性はある。

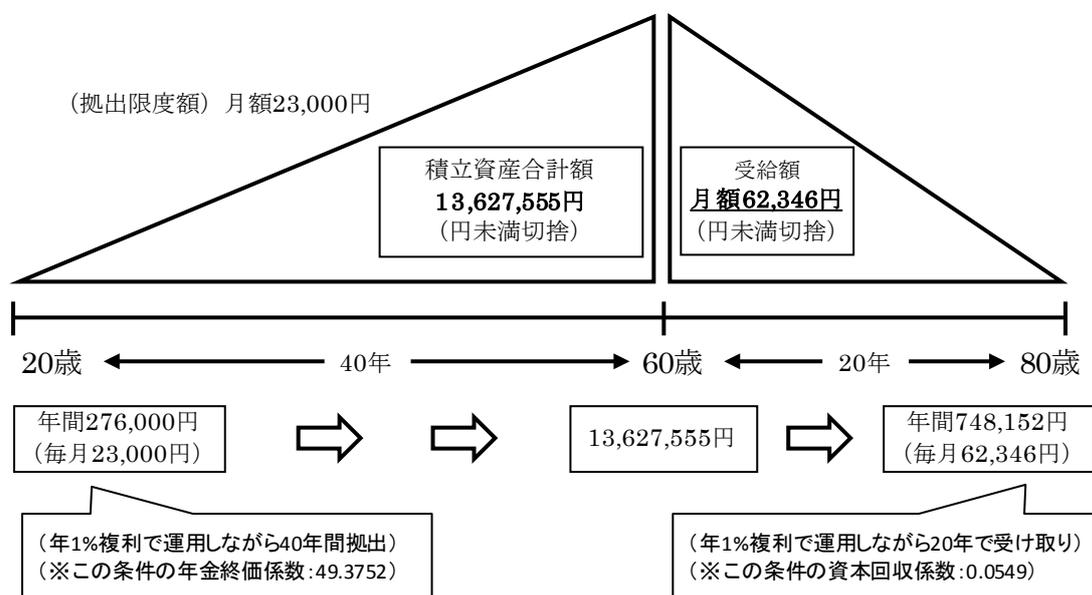
〔図表 26〕 確定拠出年金の拠出限度額

対象者	条件	型	拠出限度額(月額)
第 2 号被保険者	厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合	企業型	51,000 円
	厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施している場合	企業型	25,500 円
	企業型年金や厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない企業の従業員	個人型	23,000 円
第 1 号被保険者	自営業者等	個人型	68,000 円

出所：厚生労働省「確定拠出年金の概要」より筆者作成

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>, 2012.3.23).

〔図表 27〕 個人型確定拠出年金に 40 年加入した場合の受給額



出所：筆者作成

〔図表 28〕 企業年金がある標準世帯と企業年金がない世帯の年金受給額比較

国の目標水準における標準世帯	(夫)6.5万円 老齢基礎年金	(妻)6.5万円 老齢基礎年金	(夫)11万円 厚生年金	(夫)3万円 厚生年金基金	⇒	(合計) 27万円
企業年金なし 個人型DC加入世帯	(夫)6.5万円 老齢基礎年金	(妻)6.5万円 老齢基礎年金	(夫)11万円 厚生年金	(夫)6.2万円 個人型DC	⇒	(合計) 30.2万円

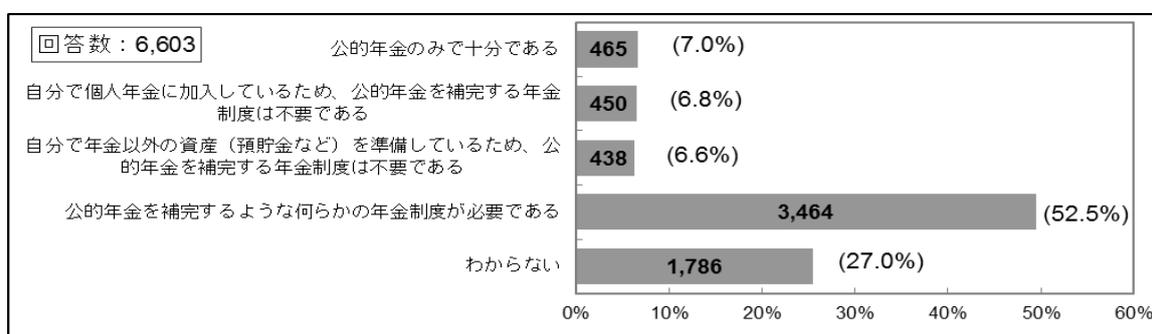
出所：厚生労働省「被用者の標準的な年金額」資料Ⅱ-7および〔図表 1-21〕より筆者作成  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4b27.html>, 2012.3.23).

このように考えると正規雇用者と非正規雇用者との間における老後所得保障機能においては、上乗せ年金制度への適用状況とその給付水準における大きな不公平性はないように思われる。しかし、正規雇用者が企業年金に加入している場合と、非正規雇用者が個人型確定拠出年金に加入する場合を比較すると、正規雇用者の企業年金への掛金は賃金の一部と考えても、非正規雇用者が自ら掛金を拠出することと比較して、表面上での賃金差以上に賃金格差が存在していることになる。

#### 6.4 公的年金の上乗せ年金制度に対する国民の意識

国民が公的年金の上乗せ年金制度についてどのように考えているかについて、アンケート調査結果から述べる。2011年に公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構で実施した20～59歳の国民年金第1号～3号被保険者に対する「企業年金に関するアンケート調査」<sup>37</sup>の結果によると、「国民年金に上乗せする何らかの年金制度が必要」と考えている人は、20～59歳の国民年金第1号～3号被保険者6,603人のうち、半数以上の3,464人の52.5%が必要であると考えてられていた〔図表 29〕。

〔図表 29〕 国民年金の上乗せ年金制度に対するニーズについて（第1～3号被保険者）

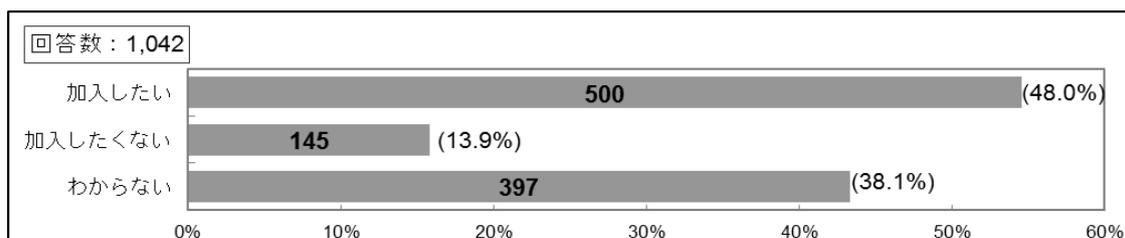


(出所) 年金シニアプラン総合研究機構「企業年金に関するアンケート調査」(2011) Q28より筆者抜粋

<sup>37</sup> 年金シニアプラン総合研究機構(2011)「企業年金に関するアンケート調査」2011.1.31、20～59歳の国民年金第1号～3号被保険者6,603人に対して「社会保障審議会年金数理部会公的年金財政状況報告一平成19年度一」の国民年金第1号～3号被保険者の比率と一致するように性別年齢区分での割り付けを行い、インターネットによる調査を実施。

また、その中で非正規雇用者についても、公的年金だけでは将来が不安であるとする人が多く、「公的年金の何らかの上乗せ年金に加入したい」とする人が、20～59歳の国民年金第1号被保険者の非正規雇用者1,042人のうち、半数近くの500人の48.0%が「加入したい」と回答していた〔図表30〕。

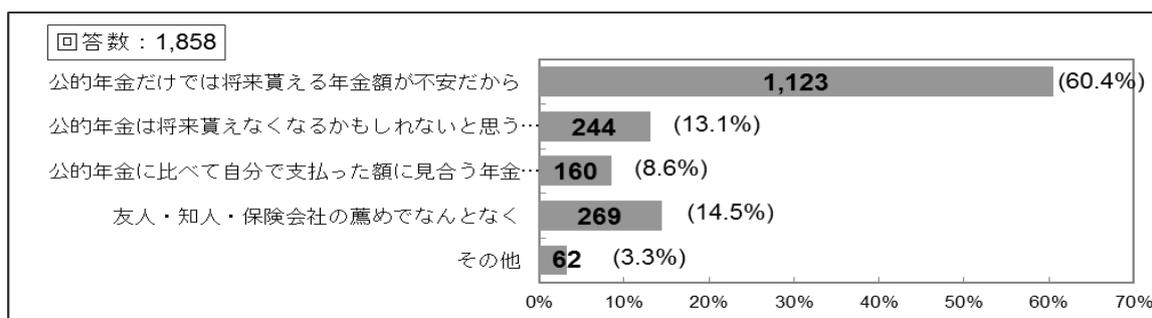
〔図表30〕第1号被保険者のうち非正規雇用者の上乗せ年金に対する加入意向



(出所) 年金シニアプラン総合研究機構「企業年金に関するアンケート調査」(2011) Q12より筆者抜粋

個人年金に加入している20～59歳の国民年金第1号～3号被保険者1,858人に対して、個人年金に加入している理由を聞いたところ、「公的年金だけでは将来もらえる年金額が不安だから」とする回答が1,123人で一番多く、60.4%を占めていた〔図表31〕。前述の金融資産の保有目的として「老後生活資金」とする人が増えているのと同様に、老後生活への不安から個人年金に加入している人が多いという結果であり、公的年金だけでは不安であり、国民は自ら公的年金の補完を行っている。

〔図表31〕個人年金に加入している理由



出所：年金シニアプラン総合研究機構「企業年金に関するアンケート調査」(2011) Q16より筆者抜粋

このアンケート調査結果からも、「公的年金だけでは老後生活資金が十分ではなく、何らかの上乗せ年金での補完が必要である」と考えている人が多いことがわかる。

## 7 公的年金の上乗せ年金の加入状況

### 7.1 厚生年金被保険者の推移

厚生労働省が発表している「平成 23 年度国民年金の加入・保険料納付状況」<sup>38</sup>によると、国民年金被保険者全体で 6,775 万人で、うち第 1 号被保険者は 1,904 万人で 28.1%、第 2 号被保険者は 3,893 万人で 57.5%、第 3 号被保険者は 978 万人で 14.4%となっている。

厚生年金被保険者数は平成 13 年度の 31,580 千人から平成 23 年度には 34,510 千人へと約 8.5%ポイント増加している〔図表 32〕。

〔図表 32〕 厚生年金被保険者数の推移

被保険者数	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
適用事業所数	1,650	1,630	1,620	1,630	1,650	1,681	1,716	1,740	1,754	1,749	1,745
男性	21,160	21,480	21,370	21,500	21,740	22,140	22,540	22,380	22,190	22,240	22,240
女性	10,420	10,660	10,750	10,990	11,280	11,660	12,030	12,070	12,050	12,170	12,270
被保険者数	31,580	32,140	32,120	32,490	33,020	33,800	34,570	34,450	34,240	34,410	34,510

(注) 厚生年金被保険者男子には、船員・坑内員を含む。

出所：厚生労働省「平成 23 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（平成 24 年 12 月）

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002quvo-att/2r9852000002quze.pdf>, 2012.12.17)、

厚生労働省「平成 22 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（平成 23 年 12 月）

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h22a.pdf>, 2012.4.2)、

厚生労働省「平成 20 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（平成 22 年 3 月）

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h20a.pdf>, 2012.4.2)、

社会保険庁「平成 15 年度社会保険事業の概況」（平成 17 年 2 月）

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h15a.pdf>, 2012.4.2)より

筆者作成

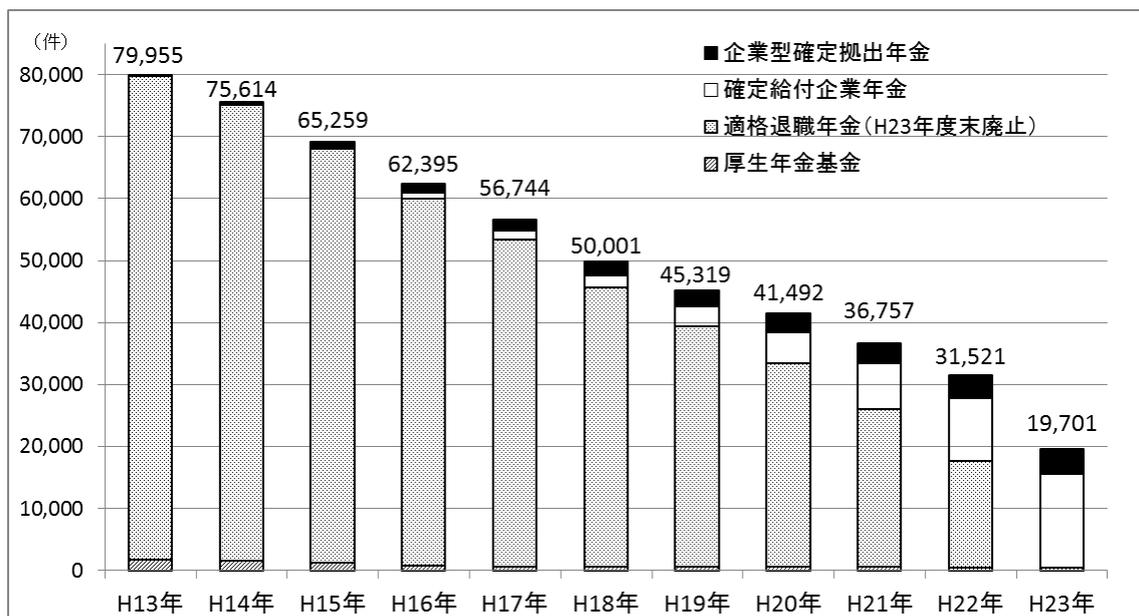
### 7.2 企業年金の加入状況

公的年金の機能が縮小する中、公的年金の補完をすべき企業年金は、近年、経済環境や資産運用環境の悪化等による年金積立資産の不足と、新会計基準の導入により、厚生年金基金の代行返上や解散、適格退職年金の制度移行をしない解約が進み、企業年金の実施数は減少しており、企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金）の実施件数（承認数）は、平成 23 年度末には適格退職年金が制度廃止された影響もあり、平成 13 年度の 79,955 件から平成 23 年度末には 19,701 件へと▲75.4%ポイントの大幅な減少となった〔図表 33,34〕。また、厚生年金保険の被用者が増えている中、加入者数は平成 13 年度の 20,126 千人から平成 23 年度には 16,338 千人へと▲17.4%ポイント減少となっている〔図表 35〕。厚生年金被保険者が増える一方、企業年金の実施数と加入者数は減少し、企業年金がない被用者が増えており、もともと企業年金の対象となっていない非正規雇用者を含めて、公的年金への補完機能が必要となってきた。

<sup>38</sup> 厚生労働省「平成 23 年度国民年金の加入・保険料納付状況」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/k-nenkin/>, 2012.12.4)

〔図表 33〕 企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金等）件数



出所：企業年金連合会(2012)『企業年金に関する基礎資料』93, 155, 197, 頁  
 適格退職年金は企業年金連合会(2011)『企業年金に関する基礎資料』200 頁より筆者作成

〔図表 34〕 企業年金加入者数の推移

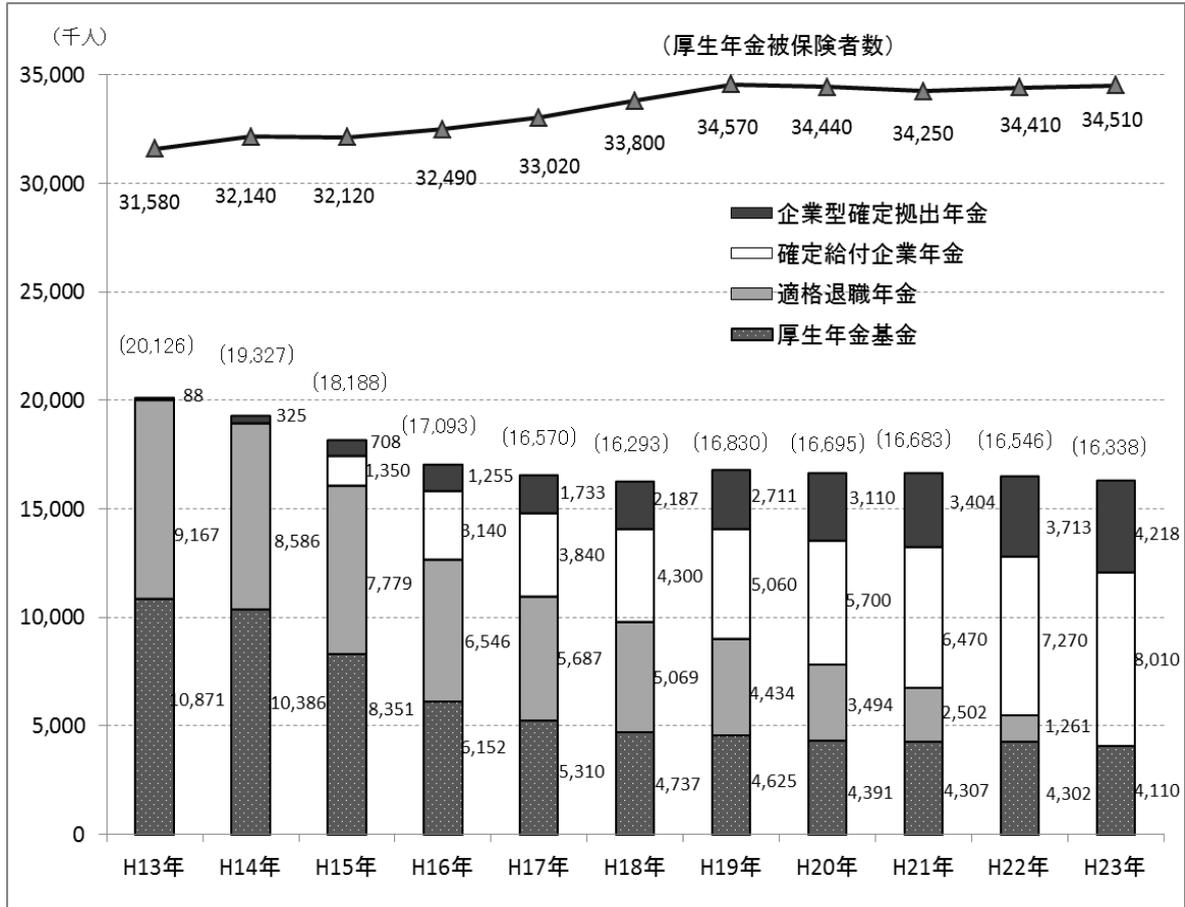
加入者数	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
厚生年金基金	10,871	10,386	8,351	6,152	5,310	4,737	4,625	4,391	4,307	4,302	4,110
適格退職年金	9,167	8,586	7,779	6,546	5,687	5,069	4,434	3,494	2,502	1,261	0
確定給付企業年金	0	30	1,350	3,140	3,840	4,300	5,060	5,700	6,470	7,270	8,010
企業型確定拠出年金	88	325	708	1,255	1,733	2,187	2,711	3,110	3,404	3,713	4,218
(合計)	20,126	19,327	18,188	17,093	16,570	16,293	16,830	16,695	16,683	16,546	16,338

出所：企業年金基金連合会(2012)『企業年金に関する基礎資料』各制度の概況 93, 155, 197 頁  
 適格退職年金は企業年金連合会(2011)『企業年金に関する基礎資料』200 頁より筆者作成

受給権保護の強化のため、平成 23 年度末で適格退職年金が廃止されたが、当初確定給付企業年金や確定拠出年金への移行を想定していたものの、経済環境や企業業績の悪化、新会計基準の導入などにより、解散する適格退職年金が多く、厚生労働省「適格退職年金制度の移行状況」によると、中小企業退職金共済等への移行を含め約 33.8%が解散を選択した<sup>39</sup>。また、現在約 440 万人〔図表 36〕が加入する厚生年金基金についても、財政状況が悪化した厚生年金基金の解散を促すための法案が平成 25 年 4 月 12 日に閣議決定した。今後特に財政状況が厳しい中小企業が多く加入する総合型厚生年金基金の廃止が強制的に進められることになり、総合型厚生年金基金に加入する中小企業従業員に対して、新たな受け皿の検討が急務である。

<sup>39</sup> 厚生労働省「適格退職年金制度の移行状況」  
 ([http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku\\_e.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku_e.html), 2012.3.23).

〔図表 35〕 企業年金（厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金）加入者推移



出所：企業年金基金連合会(2012)『企業年金に関する基礎資料』各制度の概況 93, 155, 197 頁  
 適格退職年金は企業年金連合会(2011)『企業年金に関する基礎資料』200 頁より筆者作成

〔図表 36〕 第 2 号被保険者の企業年金等への加入状況 (H24 年 3 月末)

制度	基金・契約数	加入員(者)数
① 共済年金	—	441.0 万人
② 厚生年金基金	577 基金	440.0 万人
③ 確定給付企業年金 (基金型)	612 基金	801.0 万人
④ 確定給付企業年金 (規約型)	14,377 件	
⑤ 企業型確定拠出年金	4,135 件	421.8 万人
⑥ 個人型確定拠出年金 (第 2 号加入者)	—	9.2 万人 (第 2 号加入者)
⑦ 中小企業退職金共済	—	442.6 万人
⑧ 特定業種退職金共済 (建設業, 清酒製造業, 林業)	183,701 件	295.7 万人
合計	—	2,823.3 万人

(注) 上記合計欄の数値は単純合計した数値であり、実際には重複加入している場合もある。  
 適格退職年金は平成 23 年度末で制度廃止されたため含まれない。

出所：企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』(平成 24 年 12 月)より筆者作成

### 7.3 国民年金基金の加入状況

第1号被保険者には企業年金にかわるものとして「国民年金基金」「個人型確定拠出年金(第1号加入者)」「付加年金」があり、国民年金保険料完納者はこれらに任意で加入することが可能である。厚生労働省が発表している「平成23年度国民年金の加入・保険料納付状況」によると、国民年金被保険者全体の6,775万人のうち、平成15年を境に第1号被保険者は減少傾向にあり、平成23年度の第1号被保険者数(任意加入含む)は1,904万人で、全額免除者568万人(第1号被保険者の29.8%)、一部免除者46万人(同2.4%)、任意加入者33万人(同1.7%)を除く完納者数<sup>40</sup>を除いた国民年金納者数は1,257万人(同66%)となっている〔図表37〕。

国民年金基金の加入状況は、国民年金の第1号被保険者数の減少とともに、国民年金基金の加入員数も減少傾向となっており、平成23年度末(H24年3月末)では、地域型43.4万人、職能型8.7万人、合わせて52.1万人である。平成15年度の合計78.9万人を境に減少しており、平成15年度と比べて約34.5%ポイントの減少となっている。〔図表38〕。

〔図表37〕 国民年金第1号被保険者数および保険料納付者数の状況

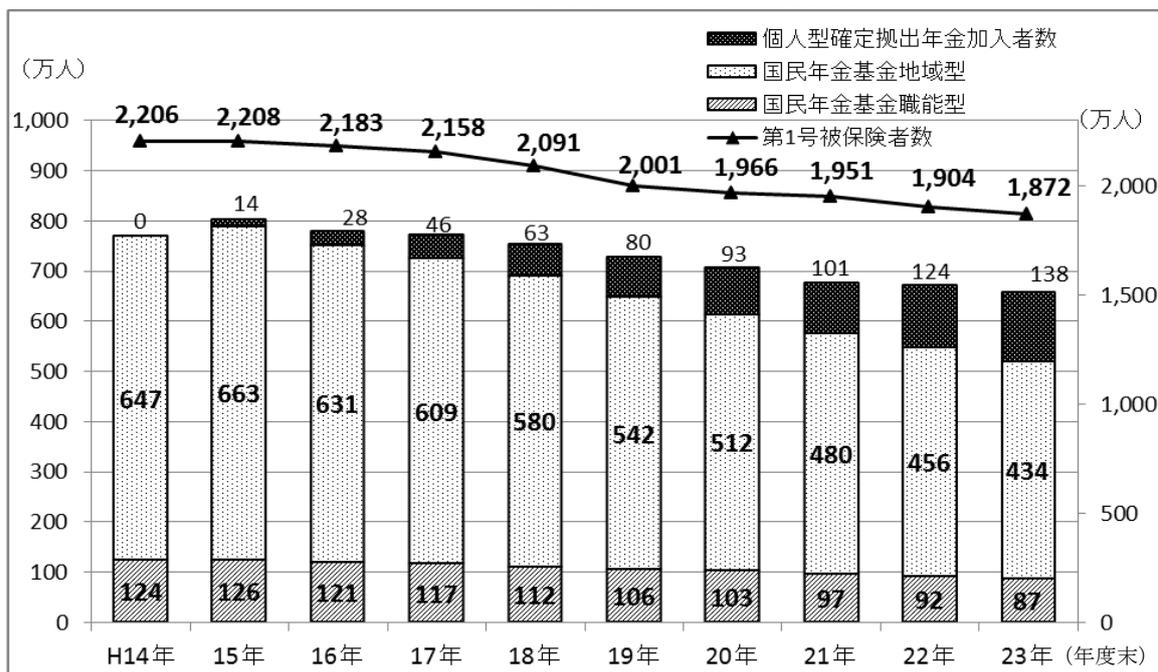
(万人)

	第1号被保険者 (合計)	第1号被保険者 (①②③除く)	①任意加入者	②全額免除者	③一部免除者
平成18年	2,123	1,507	32	528	56
19年	2,035	1,430	34	517	54
20年	2,001	1,393	35	521	52
21年	1,985	1,369	34	535	47
22年	1,938	1,309	34	551	44
23年	1,904	1,257	33	568	46

出所：厚生労働省の「平成22・23年度の国民年金の加入・保険料納付状況」より筆者作成  
[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k\\_h22.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h22.pdf), 2011.11.4).  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002eiiw-att/2r9852000002einz.pdf>, 2012.12.17).

<sup>40</sup> ここで言う「完納者」とは平成21～22年の全ての月数を保険料納付で満たしている人を指している。

〔図表 38〕 国民年金基金の加入員数の推移表



出所：厚生労働省「平成 23 年度の国民年金の加入・納付状況」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002eiiw-att/2r9852000002einz.pdf>,2013.1.7)

社会保険庁「平成 18 年度の国民年金の加入・納付状況」

([http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k\\_h18.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h18.pdf),2013.1.7)

国民年金基金連合会「事業概況」(<http://www.npfa.or.jp/jigyo/index.html>,2013.1.7)

厚生労働省「確定拠出年金制度 規約数等の推移」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kiyakusu.html>,2013.1.7)より筆者作成

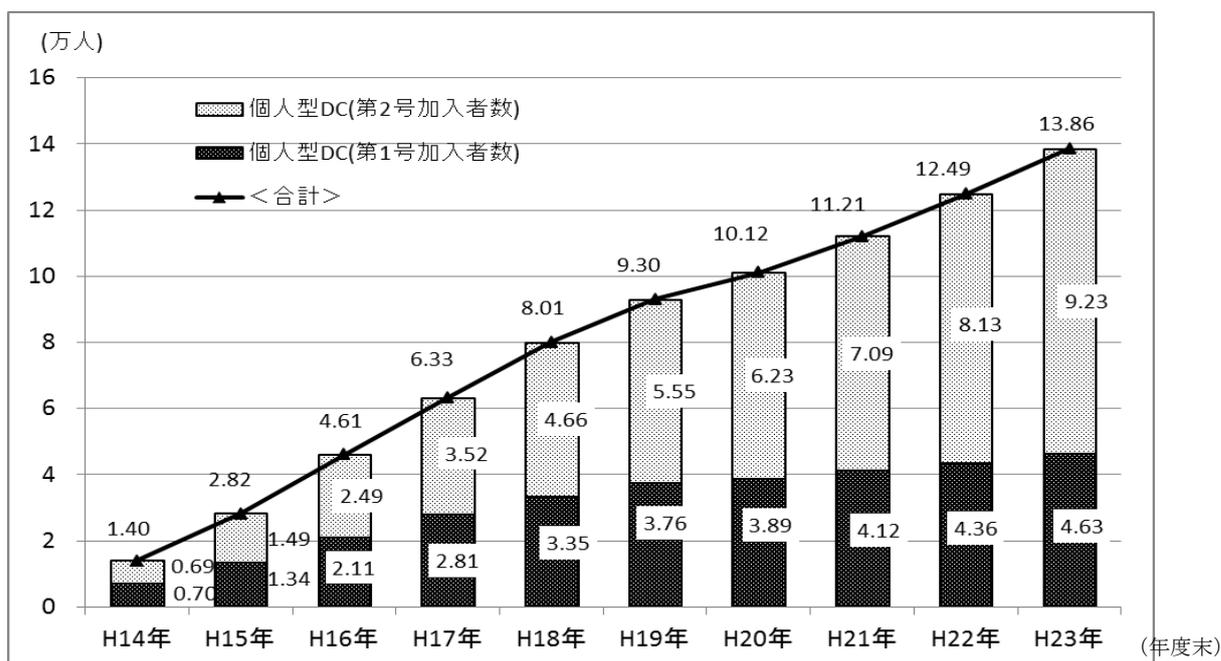
#### 7.4 個人型確定拠出年金の状況

個人型確定拠出年金の加入者数については、平成 14 年度の 1.4 万人から平成 23 年度には 13.9 万人まで増加して来ている。しかし、企業型確定拠出年金の加入者数が平成 23 年度には 420 万人<sup>41)</sup>に達しているのと比べると、その 3%に留まっており、いまひとつ伸び悩んでいる状況である。個人型確定拠出年金の加入者の内訳について企業年金連合会で公表している「個人型確定拠出年金の施行状況」<sup>42)</sup>によると、平成 23 年度の加入者 138,575 人について、第 1 号加入者 46,295 人（個人型確定拠出年金加入者の 33.4%）、第 2 号加入者は 92,280 人（同 66.6%）となっている〔図表 39〕（他に運用指図者が 269,766 人）。

<sup>41)</sup> 企業年金連合会編「新しい企業年金基礎資料（平成 24 年 12 月）」p197 によると企業型確定拠出年金の加入者数は、H23 年度末で 421.8 万人。

<sup>42)</sup> 企業年金連合会編「新しい企業年金基礎資料（平成 24 年 12 月）」p205 より。

〔図表 39〕 個人型確定拠出年金の加入者数の推移表



出所：企業年金連合会編「新しい企業年金基礎資料（平成 24 年 12 月）」p205 より筆者作成

第 1 号被保険者で何らかの上乗せ年金制度に加入している人の合計は 299.2 万人で（重複加入は考慮せず）〔図表 40〕、第 1 号被保険者数 1,904 万人のうち 15.7% でしかない。第 2 号被保険者が公的年金の上乗せ年金である企業年金に加入している割合は約 50%（重複加入考慮せず）と想定され、これと比較しても非常に少ない割合に留まっている。

なお、付加年金に加入した場合には国民年金基金には一緒に加入ができないが、個人型確定拠出年金には同時に加入することができ、拠出限度額は 68,000 円から付加保険料の 400 円を控除した金額が拠出限度額となる<sup>43</sup>。付加年金についての保険料は毎月 400 円と少額の負担で済むものの、40 年間支払ったとしても、受給額は年額プラス 9 万 6 千円（月額 8,000 円）で、老後所得保障としては十分とは言えない金額である。

〔図表 40〕 国民年金第 1 号被保険者の上乗せ年金制度への加入状況（H24 年 3 月末）

制 度	基金数	加入員（者）数
① 国民年金基金（地域型）	47 基金	43 万人
② 国民年金基金（職能型）	25 基金	9 万人
③ 付加年金	—	87 万人
④ 個人型確定拠出年金（第 1 号加入者）	—	4.6 万人（第 1 号加入者）
合 計	—	141.6 万人

出所：企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』（平成 24 年 12 月）より筆者作成

<sup>43</sup> 厚生労働省「確定拠出年金 Q&A」No.228  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/kakutei/qa.html>, 2012.3.23).

## 6.7 個人年金の加入状況

公的年金の補完として、誰でもが自由に加入できるものとして個人年金がある。社団法人生命保険協会が公表している「生命保険事業概況」<sup>44</sup>（JA共済、全労済、銀行・証券会社を除く）によると、個人年金の契約件数及び契約金額は増加傾向にある。保有契約件数は平成7年度をピークに減少傾向にあったが、銀行窓販による販売等により平成15年度に増加に転じ、保有契約残高も件数と同様に9年連続での増加となり、過去最高値を更新した。生保の個人年金は昭和55年代から普及し始め、生保の破綻が相次いだ平成12年前後を除き、保有契約はほぼ一貫して増加している。平成23年度末で1,975万件（前年度比104.0%）、98.9兆円（前年度比103.3%）となっており〔図表41,42〕、平成24年10月末では、100兆円を突破し100兆627億円となっている<sup>45</sup>。

〔図表41〕 個人年金保険の新規契約・保有契約の推移表 （万件、%、億円）

	新規契約				保有契約			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成19年度	151	96.0	82,407	92.4	1,663	105.2	881,437	102.7
20	158	104.8	79,428	96.4	1,742	104.7	893,105	101.3
21	162	102.8	82,222	103.5	1,834	105.3	941,717	105.4
22	144	88.5	68,942	83.8	1,898	103.5	957,103	101.6
23	158	110.0	78,990	114.6	1,975	104.0	989,154	103.3

（注）件数には転換後契約の件数を含み、金額には転換による純増加金額を含んでいる。

出所：生命保険協会「生命保険の動向2012」より抜粋（<http://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/>）

保有契約件数の内訳を見ると、定額年金保険<sup>46</sup>が1,632万件（82.6%）、変額年金保険<sup>47</sup>が343万件（17.4%）である。保有契約残高の内訳では、定額年金保険が80兆498億円（80.9%）、変額年金保険が18兆8,656億円（19.1%）である<sup>48</sup>。以前は運用結果に応じて年金額が変わる変額年金が好調であったが、平成20年のリーマンショックによる運用環境の悪化により、近年は定額保険が主流となってきている。

個人年金保険の新規契約件数（転換後契約を含む）は、平成23年度で158万件（前年度比110.0%）である。新規契約件数は、平成5年度をピークに平成13年度まで減少傾向であったが、平成14年10月の銀行窓販開始により増加に転じた。平成19年度に再び減少し、平成20、21年度には増加したものの再び平成22年度に減少したが、平成23年度は銀行窓販が好調であったことにより前年度を上回る状況となっている。新規契約（転

<sup>44</sup> 生命保険協会（2012）「生命保険事業概況」（平成14年度～平成23年度 年次統計）（<http://www.seiho.or.jp/data/statistics/index.html>,2013.1.15）

<sup>45</sup> 格付投資情報センター「年金情報」No.609（2013.1.7）p.52

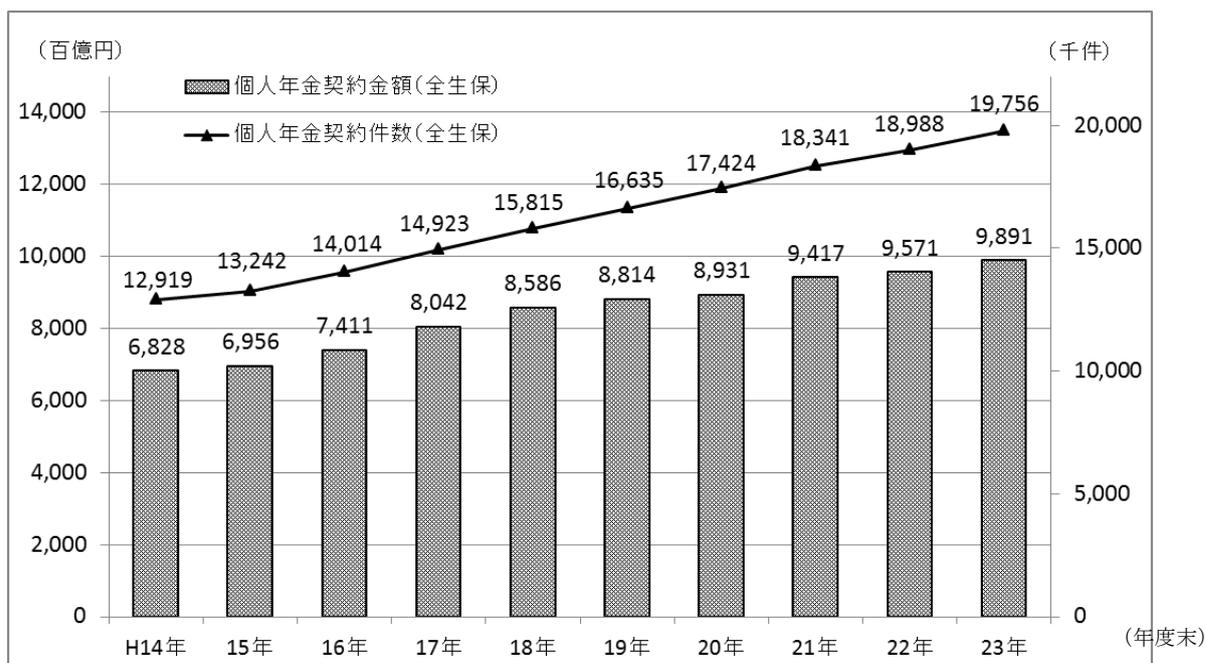
<sup>46</sup> 定額個人年金保険とは、予め決められた年齢から年金として受け取る事が出来る商品。

<sup>47</sup> 変額個人年金保険とは、支払った保険料の運用実績により、将来支払われる年金額が決まる商品。

<sup>48</sup> 生命保険協会「生命保険の動向2012」より抜粋（<http://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/>,2012.12.4）

換後契約を含まない)の内訳は、定額年金保険が148万件(構成比95.1%)、7兆4,965億円(構成比94.2%)で、変額年金保険が7万件(同4.9%)、4,592億円(同5.8%)で、新規契約の9割が定額年金保険となっており、変額年金保険は平成17年度をピークに比率が低下している。

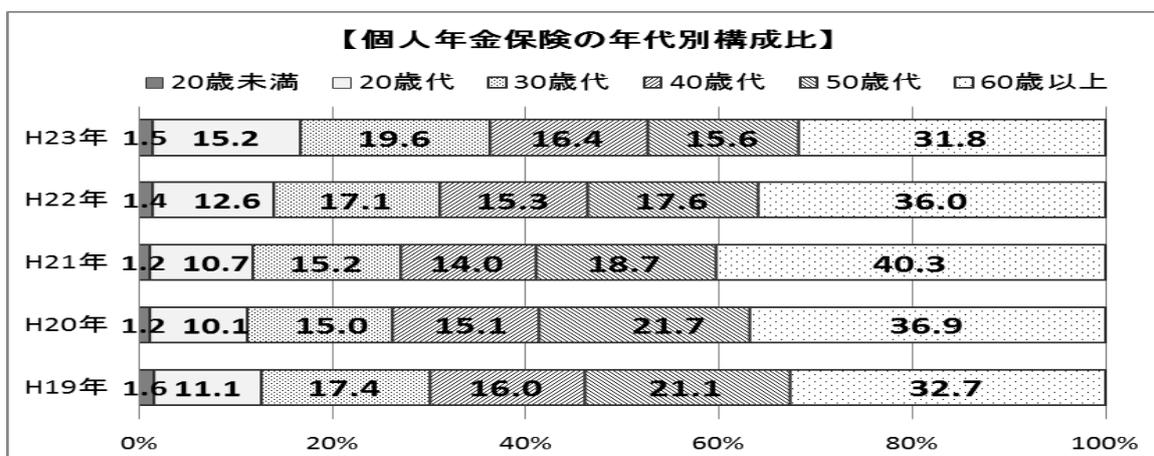
〔図表 42〕 個人年金保険保有契約件数および保有残高の推移表



出所：社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」(H14～23年度年次統計 保険種別契約高)より  
筆者作成

個人年金保険新規契約の年代別構成比を見ると60歳以上が一番多く31.8%で、40歳代の16.4%と50歳代の15.6%が続いている。年金の支給開始年齢が近づくにつれて老後の生活が心配になるという事であろう。また、近年では20歳代と30歳代の若年齢層での購入比率が増加傾向にあり、平成19年の11.1%、17.4%から、平成23年度にはそれぞれ15.2%、19.6%まで増加している〔図表 43〕。特に若年齢層において、公的年金に対する不安から個人年金の購入が増えているのではないかとと思われる。

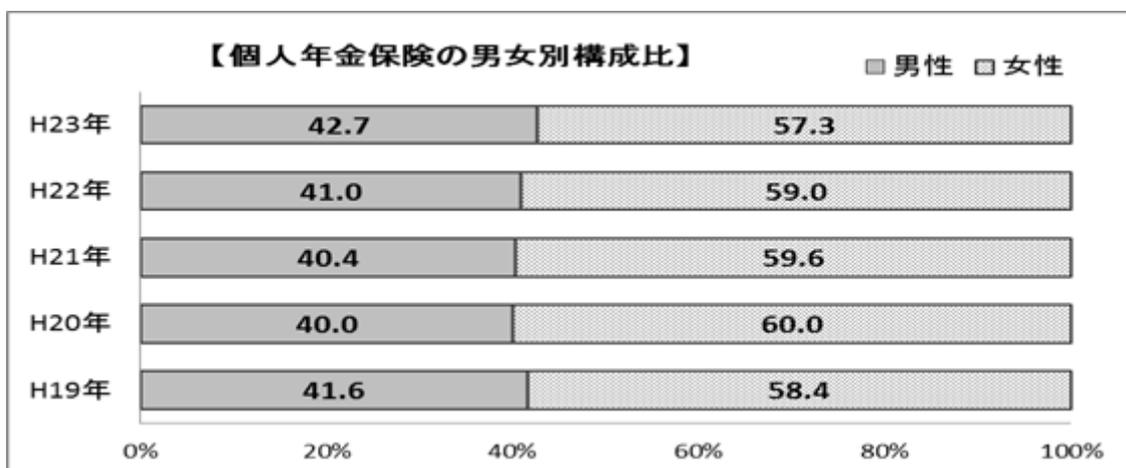
〔図表 43〕 個人年金保険の年代別構成比



出所: 生命保険協会「生命保険の動向 2012」より筆者抜粋 (<http://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/>)

また、個人年金保険新契約の男女別構成比を見ると女性の方が男性より新規加入する比率が多く 57.3%となっている〔図表 44〕。女性の社会進出が増えるにつれ、女性も老後の生活を心配をし始めているということであろうか。

〔図表 44〕 個人年金保険の男女別構成比



出所: 生命保険協会「生命保険の動向 2012」より筆者抜粋 (<http://www.seiho.or.jp/data/statistics/trend/>)

生命保険の予定利率の基準となる標準利率が、2001年の1.5%から12年ぶりに1.0%に引き下げられ、2013年4月以降の契約から適用される予定である<sup>49</sup>〔図表 45,46〕。

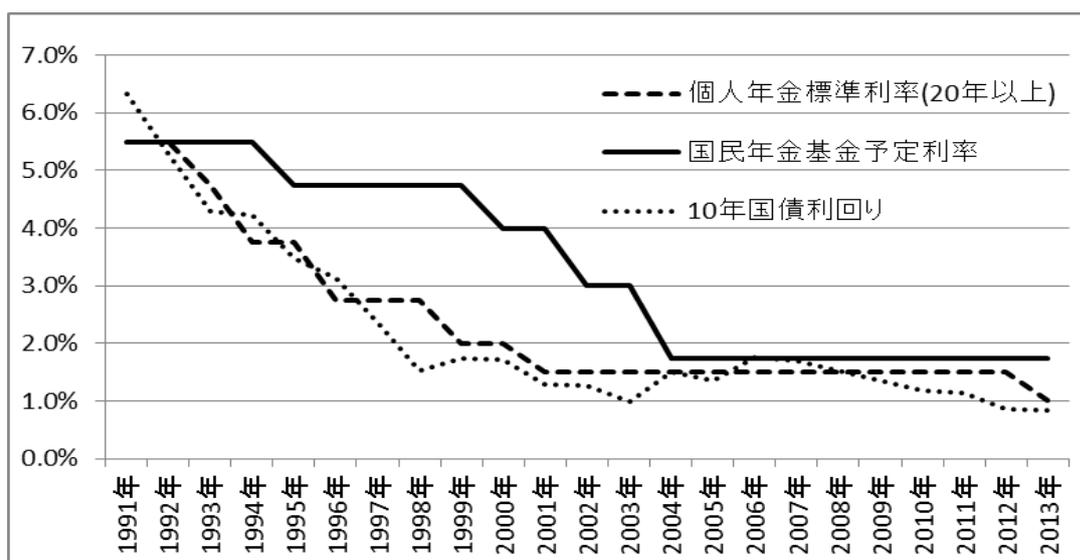
<sup>49</sup> 日本経済新聞 電子版 (2012年9月4日)  
[http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC0401B\\_U2A900C1EE8000,2013.1.11](http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC0401B_U2A900C1EE8000,2013.1.11)

〔図表 45〕 個人年金保険の標準利率推移表

契約期間	保険期間		
	10年以下	10年超20年以下	20年以上
～1952.3	3.00%	3.00%	3.00%
1952.4～76.3	4.00%	4.00%	4.00%
1976.4～81.3	5.50%	5.50%	5.00%
1981.4～85.3	6.00%	5.50%	5.00%
1985.4～90.3	6.25%	6.00%	5.50%
1990.4～93.3	5.75%	5.50%	5.50%
1993.4～94.3	4.75%	4.75%	4.75%
1994.4～96.3	3.75%	3.75%	3.75%
1996.4～99.3	2.75%	2.75%	2.75%
1999.4～01.3	2.00%	2.00%	2.00%
2001.4～12.3	1.50%	1.50%	1.50%
2013.4～	1.00%	1.00%	1.00%

出所：(http://www.wind.ne.jp/hoken/mag/yoteiriritu.html,2013.1.15) より筆者作成

〔図表 46〕 個人年金保険と国民年金基金の標準利率推移表



出所：出所：財務省「国債の金利情報」(http://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm,2012.11.15)  
河見俊信,千葉商科大学会計大学院教授「国民年金基金の現状」  
(http://www.fps-net.com/topics/1359.html,2013.1.15)より筆者作成

今回の標準利率の引き下げについては、各生命保険会社とも主力商品である貯蓄性商品の保険料を引き上げる見込みであるが、生命保険会社の間でも一部の保険商品の予定利率にまでは反映させない会社もあり、対応が分かれている。新聞報道<sup>50</sup>によると、第一生命と住友生命では個人年金保険料を10%程度引き上げる予定だが、日本生命は貯蓄性商品である個人年金を含む商品のほぼ9割を据え置き、明治安田生命は全体の商品の保険料を上

<sup>50</sup> 日本経済新聞「生保、割れる戦略 標準利率、4月から引き下げ」(電子版平成24年11月3日)

げる一方、個人年金保険料等の引き上げ幅を抑えるとしている。横並びであった生命保険業界においても各社の戦略に差が出始めている。

公的年金に対する不安から個人年金へ頼る傾向となっており、前述のアンケート結果からも公的年金だけでは不安であると考えて個人年金に加入している人が多かった。しかし、国内で販売されている個人年金については終身型商品が少なく、一部の外資系生保を除き「有期または確定型」が主流となっている。国内では終身型個人年金を取り扱っていない会社や、取り扱っていても少数の商品に留まっている状況である。終身保険を取り扱っていた「かんぽ生命」も、平成 23 年 9 月に終身型個人年金の販売を止めている。

## 8 現状の企業年金と確定拠出年金における課題

### 8.1 企業年金税制と公平性の課題

企業年金が減少していき、個人型確定拠出年金の加入者が伸び悩む中、企業年金と確定拠出年金の現状の課題について考える。

はじめに、企業年金税制の公平性について考察する。諸外国における企業年金に対する税制構造は、基本的に「拠出時非課税(E)」、「運用時非課税(E)」、「給付時課税(T)」（いわゆる「EET」）が主流であるが、日本の企業年金に対する税制は、「拠出時非課税(E)」、「運用時課税(T)」、「給付時課税(T)」（いわゆる「ETT」）を原則としている。企業が掛金を拠出した段階で、従業員への給与と同様に従業員は企業から経済的利益を受けたこととなり、本来であれば拠出段階で従業員への給与所得課税が行われるべきであるが、確定給付型の企業年金では拠出時点ではまだ企業が拠出した掛金に対して従業員の受給権が確定できていないため、従業員に対する給与所得課税は行わず、実際に企業年金制度から従業員が給付を受けた時点で課税をしている。言い換えれば、企業が掛金を拠出した時点から、従業員が企業年金制度からの給付を受ける時点まで、課税を繰り延べていることとなっている。また、これは課税の繰り延べという一種の税制優遇措置により公的年金を補完すべき企業年金についての導入の促進にも繋がっている。しかし、他の投資形態に対する課税とのバランスを考慮し、従業員の所得としての課税を給付時まで繰り延べることに対しては、繰延べによる税金の納付を延期する利益に相当するもの、言い換えれば課税の繰延べに対する遅延利息という形で、企業から拠出された掛金（年金積立資産）に対して、「特別法人税」が課税されているものである。

厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金については、企業の拠出金は全額が損金算入として認められている。加入者拠出に対する課税は、厚生年金基金の本人掛金は全額が「社会保険料控除」が適用され、確定給付企業年金の本人掛金は年間 4 万円<sup>51</sup>までが「生命保険料控除」が適用され、確定拠出年金の本人拠出は全額が「小規模企業共済等掛金控除」が適用される。「生命保険料控除」は昭和 26 年に長期貯蓄を奨励するために、

<sup>51</sup> 国税庁「No.1140 生命保険料控除」(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>, 2012.3.23)。平成 22 年度税制改正により、平成 24 年度以後は一般の「生命保険料控除」「個人年金保険料控除」と別枠で新たに「介護保険料控除」が創設。平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した契約については、控除額の限度額はそれぞれ 4 万円で合計 12 万円となる。なお、住民税はそれぞれ 2 万 8 千円で合計 7 万円。

当初 2,000 円の控除限度額として設けられ、翌 27 年にはより一層の資本の蓄積を目的に 4,000 円に引き上げられるとともに「社会保険料控除」が全額控除として設けられた<sup>52</sup>。

企業年金の年金積立資産の運用時には原則その積立金に対して 1.173%（国税 1%、地方税 0.173%）の特別法人税が課税される<sup>53</sup>。なお、厚生年金基金については国の厚生年金の一部を代行しており、国の代行給付という公的な役割を担っていることから公的年金に準じるものとして税制上の優遇措置として、一定水準（代行部分の 3.23 倍）まで特別法人税が非課税となっている。年金支給時については公的年金等控除のうえ雑所得として課税される。退職時の退職金については、老後の生活資金として長期にわたって積み立てられたものであるため、退職所得控除のうえ退職所得に 2 分の 1 課税がされる仕組みとである。なお、制度廃止や制度解散時に企業年金から加入者に支払われる一時金については一時所得として課税されることになる。

このように企業年金に対する年金税制においては、拠出時と給付時の両方で優遇措置が採られている。拠出時には社会保険料控除、生命保険料控除、小規模企業共済等掛金控除として課税対象から除かれ、給付時には公的年金等控除が適用され、優遇された税制となっている〔図表 47〕。なお、退職所得控除及び公的年金等控除については、退職金及び年金給付が加入者の退職後の生活の糧であり、累進税率の適用を緩和する必要があるとの考えから、給与所得とは別の所得類型とし税負担を軽減する形になっているものである。

〔図表 47〕 日本の企業年金への課税形態

制度	拠出時	運用時	給付時
厚生年金基金	(事業主)全額損金算入	積立金のうち代行部分の 3.23 倍に相当する水準を超える部分について特別法人税が課税	(年金)雑所得課税 (公的年金等控除)
	(加入員)全額社会保険料控除		(一時金)退職所得課税 (退職所得控除)
確定給付企業年金	(事業主)全額損金算入	積立金のうち加入者掛金分を控除した部分について特別法人税が課税される	(年金)加入者拠出分を除き雑所得課税 (公的年金等控除)
	(加入者)生命保険料控除(年 5 万円、H24.1.1～4 万円)		[一時金] 加入者拠出分を除き退職所得課税 (退職所得控除)
③確定拠出年金	(企業型)全額損金算入 (拠出限度額あり)	個人別資産管理資産に対して特別法人税が課税される	(年金)雑所得課税 (公的年金等控除)
	(個人型)小規模企業共済等掛金控除 (拠出限度額あり)		(一時金)退職所得課税 (退職所得控除)

出所：筆者作成

<sup>52</sup> 柏木恵(2003)「退職金（退職一時金・企業年金）に関する税制の見直し」『研究レポート』富士通総研(FRI)経済研究所, No.157: p.13  
(<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/research/2003/report157.pdf>, 2012.3.23).

<sup>53</sup> 特別法人税は租税特別措置法により、平成 11 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月末まで課税が凍結されている。特別法人税は租税特別措置法（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項 に規定する退職年金業務等（同法 附則第二十条第二項 の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条 又は第十条の二 及び同法 附則第二十条第一項 の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

## 8.2 公的年金等控除に関する課題

年金給付は給与所得者であった者が過去の勤務に応じた給与の後払い的性格として受け取るものであるとの考え方から、所得分類上は「給与所得」として位置付けられ、昭和 32 年には年金給付は給与所得に算入して給与所得控除の適用を受けるものとされていた。その後、昭和 48 年には公的年金については国民の老後保障として退職後の生活の安定を公的に支援するべきであるとの社会福祉政策的な考え方から、「老年者年金特別控除」が導入され、年間 500 万円以下の所得者に対して標準的な年間受給年金額である 60 万円までが非課税とされた。この「老年者年金特別控除制度」の意義は、①公的年金と他の所得との負担調整を行うもの、②老年者に対する税制上の配慮であった。

昭和 58 年の中期税制答申では、高齢化社会の到来を控え、各種年金所得に対する課税のあり方を本格的に検討する必要があると指摘し、税制調査会や年金税制研究会で公的年金税制のあり方についての議論が重ねられ、昭和 61 年には「税制の抜本の見直しについての答申」及び「公的年金税制のあり方」の提言が発表された。政府税制調査会では、「拋出段階を非課税としたまま給付段階での実質非課税とする現行税制は一貫性を欠いている。高所得者に該当する高齢者まで一律に現役世代と比べて優遇しており、高齢者間だけではなく、世代間でも不公平が生じている」と指摘し、年金税制の改革を求め、公的年金等控除については老年者控除と趣旨や機能が重複しており、所得の高低に関係なく控除が適用されていることを問題点としてあげ、負担能力に応じた適切な課税に改めることが必要であると指摘した。年金税制研究会では「厚生年金における標準的な老齢給付水準は老後の生活維持の基盤を支えるものであり、標準的な老齢給付水準までは実質的に課税されないよう措置すべきである」と提言された。

昭和 62 年度の所得税改正では、年金給付については給与所得控除の概念としての、①勤務に伴う経費の概算控除、②勤務関係に特有の非独立的役務提供による他の所得との負担調整、については認められず、そもそも年金給付に給与所得控除を適用することは合理的ではないとの考えから、年金給付は給与所得から「雑所得」への種類変更がなされ、併せて「老年者年金特別控除」が廃止された。これは公的年金給付は退職後の老後生活のための所得であることから、累進税率の適用を緩和する必要があると考えられ、給与所得とは別の所得類型とされたものである。一方、年金給付は退職者の生計手段として社会保険制度から給付されるものであることを考慮し、年金額の給付額の増加は年金受給者の意思により図り得ないことから、他の所得との間で負担調整措置が必要であると考えられ、老年者への税制上の配慮も必要であるとのことから、公的年金等の給付の控除水準は従来水準を維持することが適当であるとされ、老年者年金特別控除の廃止のかわりとして、他の所得との負担調整部分として「公的年金等控除」（最低保障額：65 歳未満 60 万円、65 歳以上 120 万円、定額控除：65 歳未満 40 万円、65 歳以上 80 万円）が創設された。また、さらに老年者へ税制上の配慮として、「老年者控除」の 25 万円から 50 万円への引き上げがなされた。

平成 2 年には、消費税導入に伴う公的年金等控除の水準の引き上げが行われ、最低保障

額が 65 歳未満で 60 万円から 70 万円へ、65 歳以上で 120 万円から 140 万円へ引き上げられ、定額控除が 65 歳未満で 40 万円から 50 万円へ、65 歳以上で 80 万円から 100 万円へそれぞれ引き上げられた。

その後、平成 17 年には、基礎年金の国庫負担引き上げが検討され、必要な財源の一部を確保するために、従来から批判のあった、世代間（給与所得者と年金受給者）の格差と高齢者世代内の所得格差による不公平の是正の観点から、年金税制の適正化が実施され、「老年者控除」の廃止並びに「公的年金等控除」の最低保証額の 140 万円から 120 万円への引き下げがなされた。また、65 歳以上の人々の年金収入に適用する公的年金等控除の上乗せ措置(定額控除部分に 50 万円上乗せ、最低保障額に 70 万円上乗せ)が廃止され、原則として 65 歳未満の人と同じ控除額になった。但し、65 歳以上の人々の公的年金等控除の最低保障額は 50 万円を加算して、120 万円とする特例措置が講じられた〔図表 48〕。

〔図表 48〕 公的年金等控除に係る税制の変遷

昭和 32 年 (1957 年)	公的年金給付の給与所得への算入
昭和 48 年 (1973 年)	「老年者年金特別控除」の創設
昭和 62 年 (1952 年)	公的年金給付の給与所得から雑所得への種類変更 「老年者年金特別控除」の廃止 「公的年金等控除」の創設、 (最低保障額：65 歳未満 60 万円、65 歳以上 120 万円) (定額控除：65 歳未満 40 万円、65 歳以上 80 万円) 「老年者控除」の額の引き上げ (25 万円⇒50 万円)
平成 2 年 (1990 年)	「公的年金等控除」の最低保障額、定額控除の引き上げ (最低保障額：65 歳未満 60 万円⇒70 万円、65 歳以上 120 万円⇒140 万円) (定額控除：65 歳未満 40 万円⇒50 万円、65 歳以上 80 万円⇒100 万円)
平成 17 年 (2005 年)	「老年者控除」の廃止 「公的年金等控除」の最低保証額の 65 歳以上の引き下げ (最低保障額：65 歳以上 140 万円⇒120 万円)

出所：筆者作成

公的年金等控除については、政府税制調査会での指摘等による世代間格差の是正等がなされてきてはいるが、2つの問題点があると思われる。

ひとつには、「世代間（給与所得者と年金受給者）の格差」である。公的年金等控除は他の所得との間で負担調整措置が必要であること及び高齢者への税制上の配慮から創設されたものであるが、給与所得者と年金受給者との課税最低限の乖離が大きいという指摘がされており、現在の負担調整幅が合理的であると考えられる範囲を超えていると考えられる。特に 65 歳以上の年金受給者を優遇する状況になっているが、給与所得者と年金受給者の世代間の負担調整については、現役世代から年金受給者への所得再配分機能である公的年金制度そのものの機能として考えるべきものであり、公的年金等控除に求めるべきものではないとも考えられる。昨今の若者の雇用状況や経済環境の低迷を考えると現在の高齢者

が優遇され過ぎているのではないかとの思いがある。

ふたつめは、「世代内（年金受給者間）の所得格差」の問題である。現状では、厚生年金の老齢給付の「標準的な水準までは非課税」という考え方であり、平成 17 年度改正において「老年者控除」の廃止等により高額年金所得層との格差是正は図られて来てはいるものの、昭和 62 年の所得税改正で公的年金給付は退職後の老後生活のための所得であり、累進税率の適用を緩和する必要があるとされたことから、現在の公的年金等控除水準では、低年金所得者層と中年金所得者層では、同程度の控除額が適用され、世代内での所得格差を残している。公的年金給付においても累進税率の緩和を見直し、公的年金等控除額水準の見直しが必要かもしれない。

### 8.3 退職所得控除に関する課題

退職所得への課税については、他の所得と分離して退職金に対して退職所得控除が適用され、さらに退職所得控除後の金額に対して 2 分の 1 課税という優遇された課税形態となっている。2 分の 1 課税とする理由は、給与は累進税率であるが、30～40 年の間に現役時代の賃金の後払いとして積み立てられた多額な退職金に対して一度に課税すると課税額が多額となるため、長期に積み立てられた退職金に対する調整措置としてなされているものである。

退職所得控除は大正 9 年に創設され、当初は 12,000 円以下は 1/10、6,000 円以下は 2/10 に相当する控除額となっていた。退職所得という所得分類は昭和 15 年にできたものである。昭和 22 年の改正では、国民経済の再建に適切な税制を樹立することを目的に収入金額から 1/2 を控除した金額に変更された。昭和 25 年の「シャウプ勧告<sup>54</sup>」では、収入金額の 15% を控除した後、5 年間の平均課税を選択できるようになり、昭和 27 年には 15 万円控除後の 1/2 を分離課税することとなった。退職所得を他の所得と合算して総合課税すると負担感が大きくなるうえ、退職の時期や他の所得の規模により税負担が著しく異なることから分離課税をされたものである。昭和 34 年には高齢で退職する者と若年で退職する者との税の軽減合理化のため、控除額の年齢別累進構造が取り入れられた。その後昭和 42 年、48 年、49 年、50 年と非課税限度額の引き上げがなされ、30 年で 1,500 万円という水準となった<sup>55</sup>。

現在の退職所得控除額は、勤続 20 年（1 年に満たない端数があるときは 1 年に切り上げ）まで年間 40 万円（80 万円未満は 80 万円）、勤続 20 年を超えた期間は年間 70 万円の控除額〔図表 49〕で<sup>56</sup>、仮に大卒で 38 年間勤続し 60 歳で定年退職した場合は、退職所得控除額が 2,060 万円となりこの金額まで退職金が非課税となる。

<sup>54</sup> シャウプ勧告とは、GHQ の要請により 1949 年に結成されたカール・シャウプを団長とする日本税制使節団（シャウプ使節団）による日本の税制に関する報告書である。1949 年 8 月 27 日付と 1950 年 9 月 21 日付の 2 つの報告書からなり、日本の戦後税制に大きな影響を与えたとされている。

<sup>55</sup> 柏木恵(2003)「退職金（退職一時金・企業年金）に関する税制の見直し」『研究レポート』富士通総研（FRI）経済研究所、No.157: p.13  
(<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/research/2003/report157.pdf>, 2012.3.23).

<sup>56</sup> 国税庁「No.2732 退職金に対する源泉徴収」  
(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2732.htm>, 2012.3.23).

厚生労働省中央労働委員会の「平成 23 年賃金事情等総合調査の概要」によると、大学卒男性の会社都合平均退職金額（38 年勤務）は 25,313 千円〔図表 50〕となっており<sup>57</sup>、平均退職金の約 8 割の金額が退職所得控除により課税が免除されることとなる。

〔図表 49〕 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
勤続 20 年以下	40 万円×勤続年数（80 万円未満は 80 万円）
勤続 20 年以上	800 万円+70 万円×（勤続年数-20 年）

出所：国税庁「No.2732 退職金に対する源泉徴収」より筆者作成

〔図表 50〕 男性の平均退職金額（平成 23 年）

区分	勤続年数	平均退職金額
大学卒男性	満勤勤続（38 年）	25,313 千円
高校卒男性	満勤勤続（42 年）	21,333 千円

出所：厚生労働省中央労働委員会「平成 23 年賃金事情等総合調査の概要」より筆者作成

企業年金は、「会社の退職一時金」であるという性格を有し、退職金は賃金の一部であるという考え方（賃金後払い説）もある。年金および退職金を賃金と考えるならば、年金、退職金、賃金を含めて公平な課税形態が必要となる。しかし、賃金を少なくして退職金を多くすることも可能であり、年金、退職金（前払い退職金を含めて）、賃金が公平となるよう課税形態となされるべきであろう。年金および退職金については、国民の老後保障として退職後の生活の安定を支援するべきであるとの社会福祉政策的な考え方から通常の給与所得と比べて優遇され、「公的年金等控除」と「退職所得控除」が設けられている。しかし、経済環境や雇用環境が変化していく中、現役の給与所得者の所得は減少傾向にあり、現役の給与所得者と高齢者の税の公平性を保つ観点から、これら控除の適正は水準の見直しが必要となろう。また、終身雇用が崩れ、雇用の流動化が進む中、中途退職者が増えており、従来の長期勤続優遇の税制についての見直しも必要となろう。

## 8.4 企業年金のポータビリティの課題

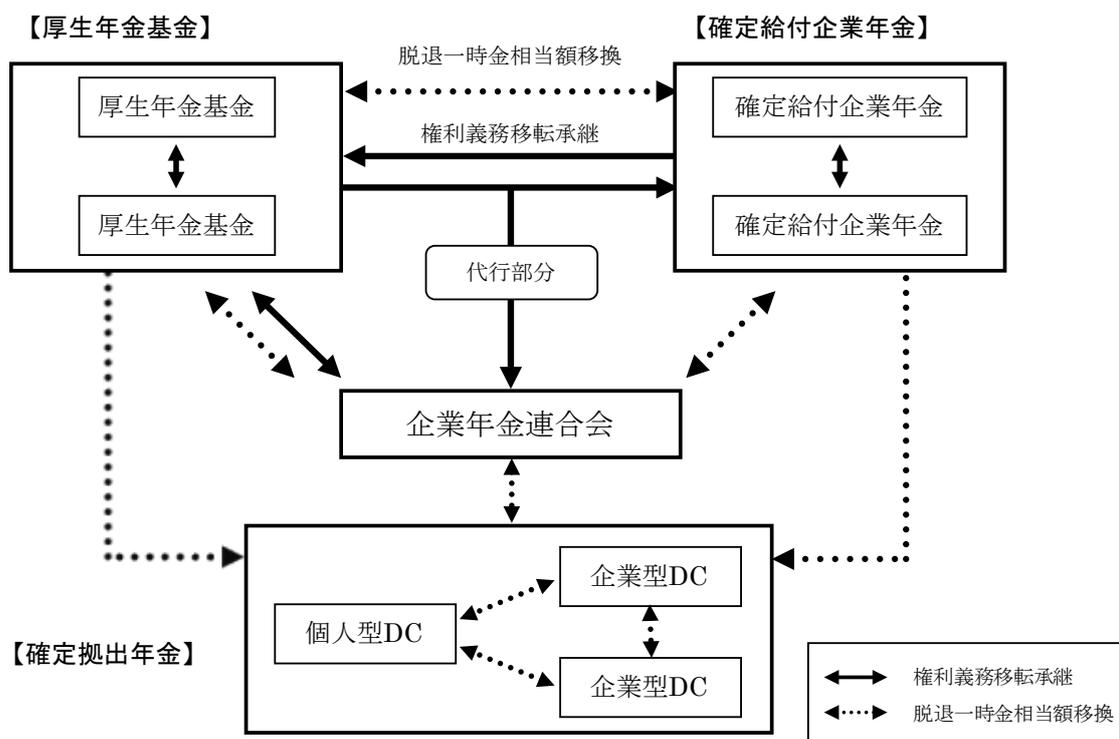
### 8.4.1 企業年金のポータビリティの現状

平成 16 年の年金法改正により、平成 17 年 10 月から企業年金等の通算措置（ポータビリティ）の拡充が行われ、転職先の企業年金規約に受け入れが規定されていれば、厚生年金基金、確定給付企業年金間での年金資産の移換（ポータビリティ）ができるようになった。転職先の企業年金規約に受け入れ規定がない場合は、年金資産を企業年金連合会に移換して「通算企業年金」として受けることができる。なお、厚生年金基金や確定給付企業

<sup>57</sup> 厚生労働省中央労働委員会「平成 23 年賃金事情等総合調査の概要」  
<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chingin/index.html>, 2012.3.23).

年金から確定拠出年金へ年金資産を移換することも可能である。しかし、確定拠出年金からの個人別管理資産の移換については、確定拠出年金制度間での移換のみ可能となっており、確定拠出年金から厚生年金基金や確定給付企業年金への移換は出来ない〔図表 51〕。

〔図表 51〕 企業年金のポータビリティ



出所：企業年金連合会『企業年金に関する資料』（平成 23 年 12 月）209 頁より筆者作成

#### 8.4.2 権利義務の移転承継

厚生年金基金や確定給付企業年金の解散・終了を除く転職時の個人単位のポータビリティについて詳細を述べる。厚生年金基金、確定給付企業年金間でのポータビリティについては、「権利義務の移転承継」<sup>58</sup>と「脱退一時金相当額の移換」<sup>59</sup>が可能となっている。「権利義務の移転承継」については、厚生年金基金間、確定給付企業年金間、厚生年金基金と確定給付企業年金間、厚生年金基金から企業年金連合会への中途脱退者<sup>60</sup>（加算年金

<sup>58</sup> 権利義務移転承継とは、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度において給付を受ける権利を移転することを言い（厚生年金保険法第 144 条の 2 および確定給付企業年金法第 79 条、第 107 条、第 110 条の 2 に規定）、原則加入期間は通算される。

<sup>59</sup> 脱退一時金相当額移換とは、厚生年金基金（加算部分）または確定給付企業年金において、転職等の際に年金資産を、転職先の企業年金や企業年金連合会へ移換することを言う。加入期間は移換先制度での加入期間を算定して通算することとなる。移換先制度から支給する脱退一時金は、移換先制度で計算した額と移換した額の高い方となる。なお、移換先の制度で脱退一時金の受給要件を満たさない場合は、移換した脱退一時金相当額が支給される。

<sup>60</sup> 中途脱退者とは、20 年未満の加入期間で脱退した者（年金の受給権を有する者を除く）を指す。厚生年金基金における中途脱退者は、厚生年金保険法第 144 条の 3 第 1 項に規定されている。また、確定給付

の受給資格を満たす前に退職する人)の移転について可能である。なお、厚生年金基金から確定給付企業年金への「権利義務の移転」については、基本部分は企業年金連合会へ移換することになり、企業年金連合会から「基本年金」が支給されることとなる〔図表 52〕。

〔図表 52〕 権利義務の移転承継

移換先 移換元	厚生年金基金	確定給付企業年金	企業年金連合会
厚生年金基金	○	○ (注)	○
確定給付企業年金	○	○	×
企業年金連合会	○	×	—

(注) 基本部分については、企業年金連合会へ移換され、企業年金連合会から「基本年金」が支給される。  
出所：企業年金連合会『企業年金に関する資料』（平成 23 年 12 月）209 頁より筆者作成

#### 8.4.3 脱退一時金相当額の移換

脱退一時金相当額の移換は、厚生年金基金間、確定給付企業年金間、厚生年金基金と確定給付企業年金間、厚生年金基金および確定給付企業年金から確定拠出年金へ、厚生年金基金および確定給付企業年金から企業年金連合会への中途脱退者の移換、企業年金連合会から厚生年金基金および確定給付企業年金への移換（連合会での老齢年金給付の受給権を有する者は除く）が可能となっており、厚生年金基金間および厚生年金基金から企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換については、権利義務の移転を申し出た中途脱退者が対象となる。確定拠出年金の個人別管理資産の移換については、企業型間、企業型から個人型、個人型から企業型への移換が可能である〔図表 53〕。

〔図表 53〕 脱退一時金相当額および個人別管理資産額の移換

移換先 移換元	厚生年金基金	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金	企業年金連合会
厚生年金基金	○ (注 1)	○	○	○	○ (注 1)
確定給付企業年金	○	○	○	○	○
企業型確定拠出年金	×	×	○	○	×
個人型確定拠出年金	×	×	○	○	×
企業年金連合会	○ (注 2)	○ (注 2)	○	○	—

(注 1) 厚生年金基金、企業年金連合会への移換については権利義務の移転を申し出た中途脱退者が対象  
(注 2) 連合会の老齢年金給付の受給権を有する者は除く  
出所：企業年金連合会『企業年金に関する資料』（平成 23 年 12 月）209 頁より筆者作成

---

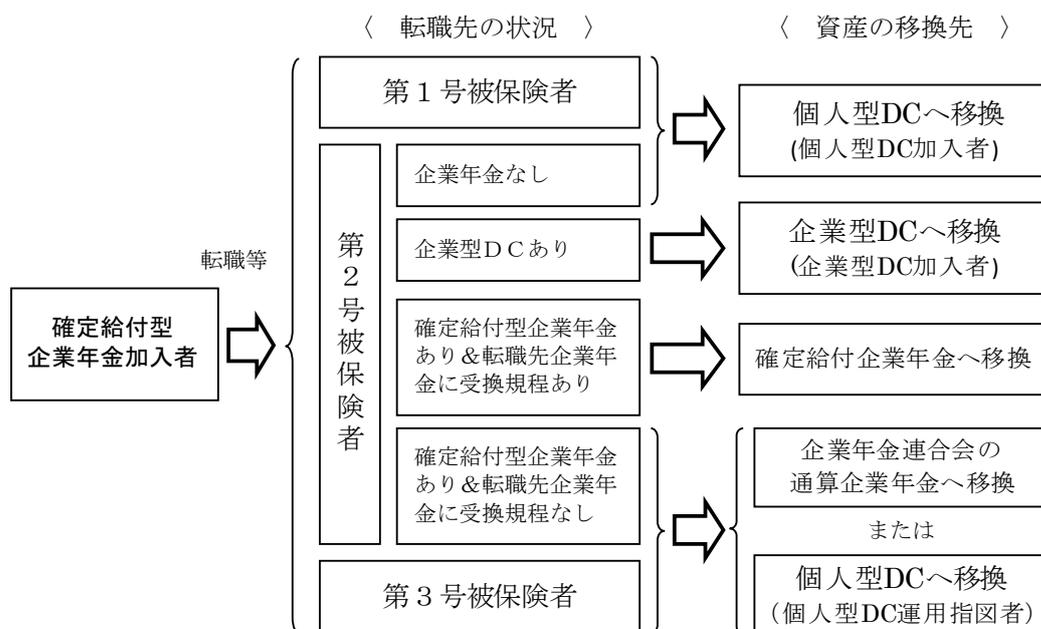
企業年金における中途脱退者は、確定給付企業年金法第 81 条の 2 第 1 項に規定されている。

#### 8.4.4 権利義務の移転と脱退一時金相当額の移換の課題

「権利義務の移転」と「脱退一時金相当額の移換」の相違点について見ると、共に加入期間を原則として通算するが、年金規約に定めることにより1年未満である者に限り通算しない取り扱いも可能である。「権利義務の移転」については加入期間の制限はないが、企業年金連合会への移転に際しては、「脱退一時金相当額の移換」については、移転対象者は加入期間20年未満の者で年金受給権を有する者を除くこととなっている。

「権利義務の移転承継」および「脱退一時金相当額の移換」が可能なのは、移換元と移換先双方での年金規約において、移換に関する規定が定められている場合に限られている〔図表54〕。現状、確定給付型の企業年金においては、ほとんどの企業年金規約では移換規定が定められているものの、受移規定を定めている企業年金はごく少数と思われ、真の意味でのポータビリティは確保されている状況ではない。冒頭で述べたように、「企業年金の出発点は会社の退職一時金である」という性格を有しており、企業年金の給付水準や給付設計は個々の企業毎に異なり千差万別である。そのため、移換元の企業年金と移換先の企業年金の給付水準や給付額の算定方法が異なり、期間を通算して単純に計算ができるようにはなっていない。これが、現状、移換規定があっても、ほとんどの企業年金規約で受換規定が定められていない要因である。現在、受換規定を定めている企業年金では「キャッシュバランス制度」である場合が多く、加入者についても個人別付与額が確定できるような給付設計であることが必要となる。しかし、企業年金はあくまで企業が任意で実施している制度であり、給付設計についても企業の人事制度が元となり、従業員への処遇への考え方に基づいて設計されているものである。

〔図表54〕 確定給付型企业年金からのポータビリティの現状



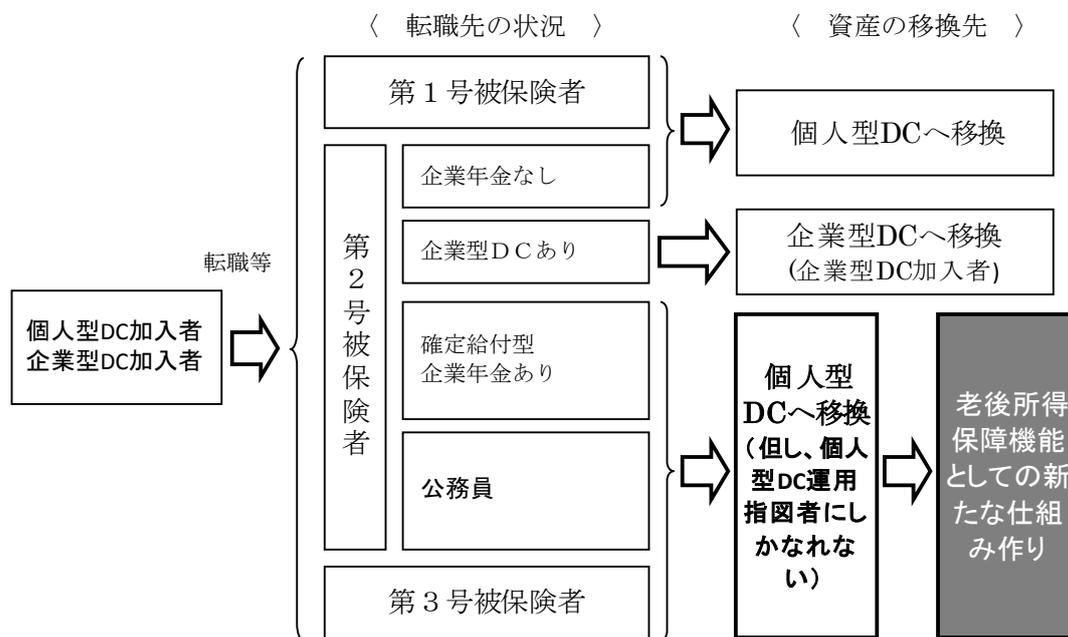
出所：筆者作成

#### 8.4.4 確定拠出年金のポータビリティの課題

確定拠出年金については、確定拠出年金制度間では、企業型・個人型を問わず、個人別管理資産の移換が可能となっている。その際、問題となるのは、転職の際、転職先企業で確定給付型企業年金を実施していた場合や、公務員に転職した場合、結婚して第3号被保険者になった場合である。これらの場合には、個人別管理資産を個人型確定拠出年金に移換できたとしても、運用指図者にしかなれず、新たな拠出ができない状態となる。運用環境が低迷している中、管理手数料や運用報酬が資産から引かれ、個人別管理残高が減少していくことも考えられる。転職等により資産を移換できても加入者となれない人が存在し、本当の意味でのポータビリティが確保されているとは言えない状況である。

確定拠出年金制度については、導入後10年が経過し、様々な規制緩和の要望が挙げられている。2011年8月10日に「年金確保支援法」が公布され、「従業員拠出（マッチング拠出）」や「確定拠出年金の加入資格年齢の60歳から65歳への引き上げ」が可能となった<sup>61</sup>。現在、確定拠出年金の加入対象として公務員や第3号被保険者を加えようとする動きが政府で検討され始めている。運用指図者にしかなれない人をなくし、公的年金を補完する手段として、幅広い適用者の拡大が必要である〔図表55〕。

〔図表55〕 確定拠出年金のポータビリティの現状と課題



出所：筆者作成

<sup>61</sup> 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が8月10日に公布された。「従業員拠出（マッチング拠出）」は平成24年1月1日施行。「確定拠出年金の加入資格年齢の60歳から65歳への引き上げ」については、公布日より2年6月以内で政令の定める日。

## 8.5 脱退一時金の支給要件の課題

確定拠出年金は退職後の所得保障という観点から中途引き出しには厳しい制限が掛けられている。脱退一時金の支給要件は、企業型年金の加入者であった者については、①企業型、個人型の加入者、運用指図者でないこと、②個人別管理資産額が1万5千円以下、③企業型年金の加入者資格の喪失から6ヶ月経過していないことが条件となっている。それ以外の者については、①60歳未満、②企業型年金加入者でない、③個人型年金への加入者資格に該当しない、④障害給付金の受給権者でない、⑤通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下、⑥加入者資格を喪失してから2年を経過していない、⑦個人別管理資産額が50万円以下である場合に限り、脱退一時金が支給される〔図表56〕。中途引き出し制限が厳しいため、加入を躊躇する人もいると思われ、前述のポータビリティの制約から、転職時等に個人型確定拠出年金の加入者になれないため、加入をしないとされた人もいると思われる。引き出し要件については、もう少し柔軟な運用が求められるのではないだろうか。

〔図表56〕 確定拠出年金の脱退一時金の支給要件

加入形態	脱退一時金支給要件
(1)企業型年金の加入者であった者	① 企業型・個人型の加入者・運用指図者でないこと ② 個人別管理資産額が1万5千円以下であること ③ 企業型年金の加入者資格の喪失から6ヶ月経過していないこと
(2)それ以外の者	① 60歳未満であること ② 企業型年金加入者でないこと ③ 個人型年金への加入者資格に該当しないこと ④ 障害給付金の受給権者でないこと ⑤ 算出拠出期間が1ヶ月以上3年以下であること ⑥ 加入者資格を喪失してから2年を経過していないこと ⑦ 個人別管理資産額が50万円以下であること

出所：厚生労働省「確定拠出年金の概要」より筆者作成  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>, 2012.3.23).

## 8.6 転職時などの会社退職一時金の課題

企業年金の性格として、「出発点はあくまで会社の退職一時金である」ということを述べたが、退職一時金については「賃金後払い説<sup>62)</sup>」の他に「功労報償説<sup>63)</sup>」や「生活保障説」があり、退職後の生活保障の性格をも併せ持つものである。しかし、現状では退職一時金に老後所得保障の機能を持たせるために年金化する手段は、個人年金等を購入するか自分で資金運用するしか方法はない。転職などを複数重ねた場合は、少額の退職金をその都度受け取ることが考えられるが、その都度少額の金額で個人年金を購入することは十分な水準での個人年金を購入することはできず、また、将来に備えて個人で資金運用をすることには知識と経験が必要である。そのため、少額の退職金を都度受け取った際に、これ

<sup>62)</sup> 労働力の価値以下に支払われてきた賃金の未払分としての性格。

<sup>63)</sup> 勤続功労に対して支払う恩恵的贈与としての性格。

らの退職金を有効に老後の所得保障機能として使う仕組みが必要である。米国の「ロールオーバーIRA」<sup>64</sup>のように、退職金を個人別管理資産に持ち込み、将来年金として受け取れるような新たな受け皿作りが必要である。

### 8.7 確定拠出年金の拠出限度額の使い残しの課題

確定拠出年金においては、毎月の税制優遇の観点から拠出限度額が法令で定められており、この拠出限度額は前述した、退職前所得の6割を公的年金と併せて確保するという厚生年金基金の望ましい給付水準を基に、確定給付型企業年金への加入有無などを考慮して定められている<sup>65</sup>〔図表 57〕。企業年金がない企業の従業員に対する企業型の拠出限度額は、55～59歳の勤続20年以上の男子の平均給与額65万円×厚生年金基金の標準免除保険料率3.2%×2.23倍で、4.6万円（平成16年10月当時）が設定された。なお、企業年金がある場合は不公平が生じないように考慮し、厚生年金基金の給付水準が概ね望ましい水準の半分であることからその半分の2.3万円となった。また、個人型の2号加入者については、企業年金における企業の支援状況を勘案するという主旨から、厚生年金基金の平均的な掛金額を勘案して1.8万円が設定された。

〔図表 57〕 確定拠出年金の拠出限度額

企業型	企業年金なし	4.6万円(現在5.1万円)
	企業年金あり	2.3万円(現在2.55万円)
個人型	2号加入者	1.8万円(現在2.3万円)
	1号加入者	6.8万円

出所：厚生労働省「確定拠出年金の概要」より筆者作成  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>, 2012.3.23).

各企業での企業型確定拠出年金の掛金額は、この拠出限度額の範囲で企業の退職金や、企業の人事制度における処遇を基に決められている。そのため、当然ながら企業によって給付水準は千差万別であり、企業年金の性格として「①強制ではなくあくまで企業が任意で行う制度であること」と、「②企業年金の出発点は会社の退職一時金である」ということを考えれば、その給付水準は企業が任意に定めるべきものである。しかし、個々の従業員にとって、老後所得保障は老後生活のために非常に重要なものであり、公的年金や企業年金の機能が縮小する中、国が考える望ましい給付水準までを個人の自助努力により補完することが望ましいと考える。個人の退職後の生活様式や考え方は異なり、雇用形態や生活様式が多様化していく中、個人が任意で老後所得保障のための自助を支援していくことが

<sup>64</sup> ロールオーバーIRAとは、他の退職プランからのロールオーバー（資金移換）が可能な米国のIRA(Individual Retirement Account)の制度。

<sup>65</sup> 2007.2.16 厚生労働省第5回企業年金研究会資料

必要である。そのため、税制優遇枠の未使用分については、個人の自助努力のインセンティブとして活用する道が開かれてもよいのではないか。その際は、拠出限度額の適切な水準、繰り越しできる限度額、生涯拠出限度額の設定の有無などの検討が必要である。

カナダの「RRSP(登録退職貯蓄制度)」<sup>66</sup>は、拠出限度額は71歳まで企業年金と個人年金の拠出額を合わせて、前年年収の18%または年間2万カナダドル(2013年4月現在1カナダドル=97円換算で約194万円)まで積み立てが可能。個人と企業の双方で拠出することができ、個人は企業が拠出した拠出限度額の残額分まで非課税で拠出ができる。さらに、使用しなかった拠出限度額は翌年以降に繰り越すことができその期限はない。

現状では、確定拠出年金の拠出限度額の使い残しが発生しており、国民が税制優遇を十分に享受している状況ではない。「年金確保支援法」により2012年1月1日から、従業員拠出(マッチング拠出)が認められるようになったが、拠出限度額の使い残しが発生すると思われる。一般的に若い頃は所得が少なく年齢とともに所得が増加するため、若年の所得が低い頃の拠出限度額の残額を所得が高い時に使えるような仕組みが必要と考える。但し、税制優遇枠の繰り越しについては、税額を個人がコントロールできることになり、税の公平性の観点からは問題があり、個人の恣意的な判断で担税力を変えられるようにすべきではないことにも考慮が必要である。税の公平性の中で、老後所得保障として個人の自助努力をどのように優遇すべきか検討が必要である。

## 8.8 企業年金及び個人型確定拠出年金の課題のまとめ

老後所得保障の観点から見た企業年金と確定拠出年金の課題を述べてきたが、次のようにまとめられる。

### 【現状の企業年金の課題】

- ① 高齢化の進展による社会保障費の増大により公的年金の財政悪化
- ② 公的年金の補完の役割を担うべき企業年金の減少(解散等)
- ③ 企業及び雇用形態間での公平性の問題  
(企業年金の有無や正規雇用者と非正規雇用者間での老後保障に関する公平性の問題)
- ④ 公的年金等控除、退職所得控除の公平性の問題と企業年金税制のあり方  
(税制優遇による個人の自助努力の推進)
- ⑤ 企業年金及び退職一時金のポータビリティの問題  
(移換先の制約及び雇用流動化の進展によるポータビリティの確保の必要性)
- ⑥ 公的年金を補完するため既存制度(会社退職一時金等)の活用(年金化の推進)
- ⑦ 確定拠出年金の拠出限度額の使い残し(税制優遇策の享受不足)

<sup>66</sup> 「RRSP(Registered Retirement Savings Plan)登録退職貯蓄制度」とは、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型のカナダの個人年金制度である。拠出限度額は、71歳まで企業年金と個人年金の拠出額を合わせて、前年年収の18%または年間2万カナダドル(1カナダドル=85.0円で約170万円)まで積み立てを行うことができる。個人と企業の双方で拠出することができ、個人は企業が拠出した拠出限度額の残額分まで非課税で拠出ができる。

## 9 諸外国からの示唆

現在のわが国の企業年金と確定拠出年金の課題を再認識し、現状の枠組みの中で対応できるものとできないものを整理する必要がある。また、正規雇用者と非正規雇用者、長期勤続者と短期勤続者、拠出限度額の有無、一時金での引き出し要件、年金課税と退職金課税、特別法人税課税などについての不公平性（アンバランス）を是正し、公平な適用となるような検討が必要である。

これらの課題を解決する方策として、諸外国で既に実施されているに個人退職勘定制度や個人への直接補助を含む税制優遇策について述べる。

### 9.1 米国 IRA（個人退職勘定制度）

米国のIRA（Individual Retirement Account：個人退職勘定）は、1974年に制定された「従業員退職所得保障法（ERISA法：Employee Retirement Income Security Act）」により、国民が自助努力により資産形成をすることを支援する目的で創設された制度である。IRAの設立主旨は、企業年金等でカバーされない自営業者あるいは小規模被用者に対して税制上の優遇措置として税の恩恵のある退職貯蓄口座を提供することと、401k等の口座保有者の転職などに際しての資産の受け皿の提供であった。1981年の税制改正では、企業年金制度に加入している人も含めて、全ての被用者（公務員も含む）に対象が拡大された。401kプランと同様に一定額まで税制優遇による所得控除が認められている。当初の年間非課税拠出枠は1,500ドルまたは所得の15%の少ない方であったが、1981年の税制改正により企業年金等に加える者にも対象が広げられた際に、非課税拠出枠も2,000ドルまたは所得の100%の少ない方に拡大された。また、1997年の税制改正により、配偶者と共同申告する場合の非課税拠出枠については、配偶者枠として2,000ドルが追加され、夫婦合わせて4,000ドルに拡大された。その後、2001年、2008年に、個人の非課税拠出枠が4,000ドル、5,000ドルに拡大され、さらに50歳以上向けのキャッチアップ拠出としてプラス1,000ドルの非課税枠が追加された。2013年には非課税枠が5,500ドルになり、これにより50歳以上の非課税拠出枠は6,500ドルとなっている（夫婦合算で\$13,000）〔図表58〕。但し、企業年金に加入している場合は、AGI（Adjusted Gross Income）が一定額以上になると段階的に減少（Phase Out）の対象となる<sup>67</sup>。加入者は金融商品の中から選択・運用し、運用益は引出し時（60歳で引出し可）まで課税が繰り延べられる。拠出は定期的でも随時でも可能。支給開始は59.5歳から70.5歳であるが、59.5歳より前に引き出した場合には10%の課税が行われる。401kプランに加入している従業員が失業等によって仕事をやめた場合など、企業年金の資金をIRA口座に移換することも可能である。通常は従業員が転職の際に給付金を受給した場合は所得として課税されるが、IRAへ60日以内に移換した場合は課税されない。なお、IRAは70.5歳までの給付開始が義務付けられているが、Roth IRAには70.5歳までの給付開始義務はない。

<sup>67</sup> (<http://www.wakanacpa.com/TaxWebSite/NeedUpdate/Deduction1.htm>,2013.1.7)

〔図表 58〕 IRA の拠出限度額

	50 歳未満	50 歳以上
2006 年	\$4,000	\$5,000
2007 年	\$4,000	\$5,000
2008 年	\$5,000	\$6,000
2009 年	\$5,000	\$6,000
2010 年	\$5,000	\$6,000
2011 年	\$5,000	\$6,000
2012 年	\$5,000	\$6,000
2013 年	\$5,500	\$6,500

出所：米国内国歳入庁（IRS）Publication 590 (2012), Individual Retirement Arrangements (IRAs) (<http://www.irs.gov/publications/p590/index.html>,2013.1.11).

IRA には、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の EET 型の、①「Traditional IRA」の他に、1992 年のウィリアム・ロース上院議員の提案により 1997 年の納税者救済法で新設された、拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税（最初の拠出から 5 年経過必要）の TEE 型の、②「Roth IRA」がある。Traditional IRA から Roth IRA への転換も可能だが、転換金額に対して所得税が課税される。また、他の退職プランからのロールオーバー（資金移換）による、③「ロールオーバー IRA」があり、「Traditional IRA」または「Roth IRA」に資産が移換される。これらの他に中小企業従業員を対象とする、④「SEP(Simplified Employee Pension)IRA：簡易従業員年金制度」と⑤「SIMPLE(Saving Incentive Match Plan for Employees)IRA」がある。

「SEP IRA」は 1978 年に内国歳入法 408 条 k 項により創設された制度（Section 408k Plan または Employer-sponsored Plan と呼ばれている）であり、事業主が従業員名義の IRA 口座へ拠出を行うもので、従業員は拠出ができない。対象者は 21 歳以上で年間 450 ドル（550 ドル）以上の収入がある自営業者（Self-employed）、事業主（Business-owners）及び中小企業従業員である。年間の企業拠出の上限額は、企業の給与総額の 25% で、最大 51,000 ドルまでとなっている。拠出は毎月でも随時でも可能である<sup>68</sup>。

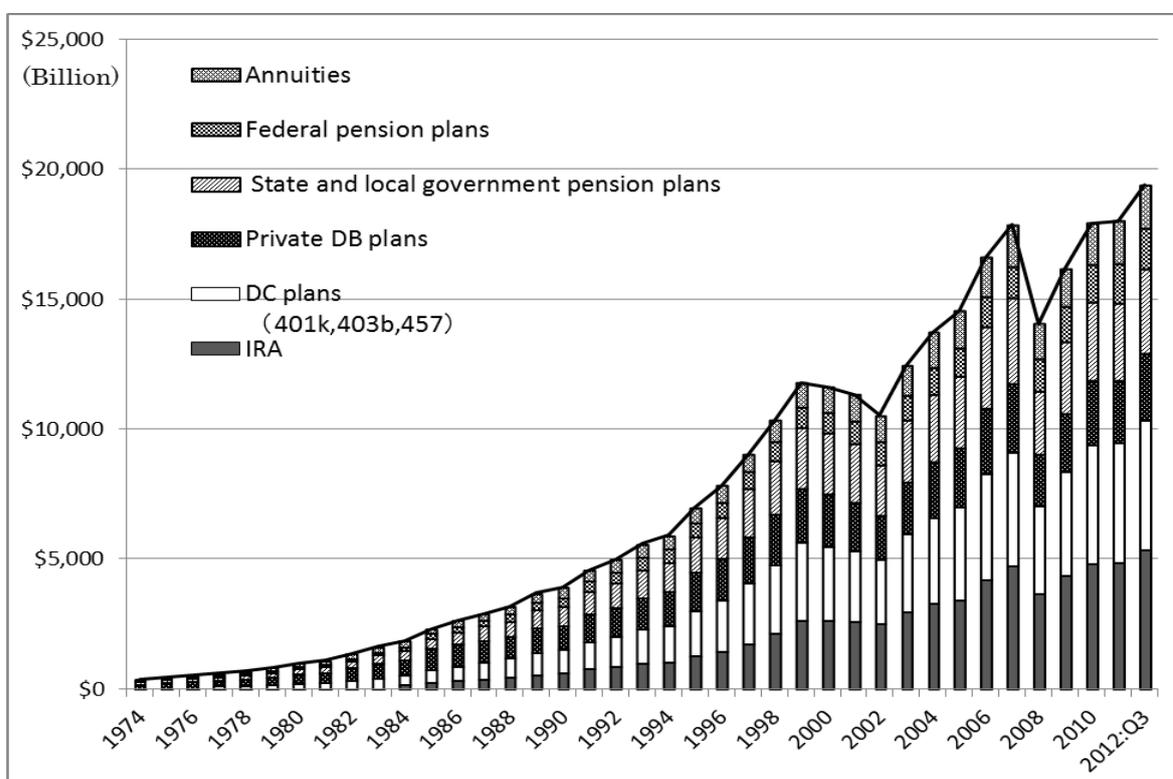
「SIMPLE IRA」は、1996 年「中小ビジネス職業保護法(SBJPA)」により設立され、従業員 100 名以下で他に企業年金がない中小企業で導入ができ、事業主と従業員の双方で拠出ができる制度である。対象者は 21 歳以上で年間 550 ドル以上の収入がある自営業者、事業主及び中小企業従業員である。従業員の拠出は年間 1 万ドルまでで、企業は給与の 3% または 5,000 ドルまでのマッチング拠出か、従業員拠出の有無に関わらず給与の 2% までの拠出が可能。従業員は 12,000 ドル(2013 年)までの拠出が可能で、50 歳以上の場合には

<sup>68</sup> IRS 内国歳入庁(<http://www.irs.gov/Retirement-Plans/Choosing-a-Retirement-Plan:-SEP>,2013.3.15)

2,500 ドルの上乗せ(キャッチアップ)拠出が可能である<sup>69</sup>。

投信信託協会(ICI)の「US.Retirement System Market 2012」<sup>70</sup>によると、米国の職域年金とIRA・DCプラン・個人年金保険等の全退職資産の内訳を見ると、IRAが全体の27%を占めており、DCプラン26%、DBプラン13%、州地方自治体退職年金17%、連邦政府退職年金8%、個人年金保険9%の割合となっており、IRAの資産残高の割合が高まっている〔図表59,60〕。IRAの資産残高は、2002年にDCプラン(401k,403b,457含む)<sup>71</sup>の残高を上回り、2012年第3Qで5.3兆ドルに達しており、DCプラン(401k,403b,457含む)の資産残高は2012年第3Qでは5.0兆ドルとなっている〔図表61〕。

〔図表59〕米国の職域年金およびIRA・DCプランの資産残高推移(1974-2012)



出所：ICI (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: U.S.Total Retirement Market Assets (Table 1)" (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.11)より筆者作成

<sup>69</sup> IRS 内国歳入庁

(<http://www.irs.gov/Retirement-Plans/Choosing-a-Retirement-Plan-SIMPLE-IRA-Plan>)

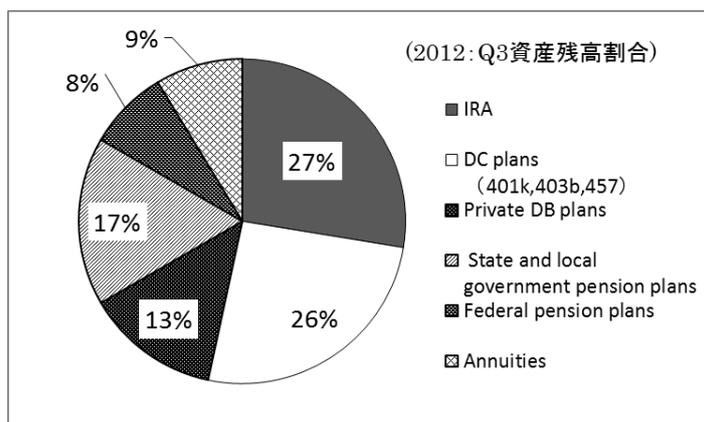
(<http://www.irs.gov/Retirement-Plans/Retirement-Plans-for-Self-Employed-People>,2013.3.15)

<sup>70</sup> ICI (米国投資信託協会) (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012"

(<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.11).

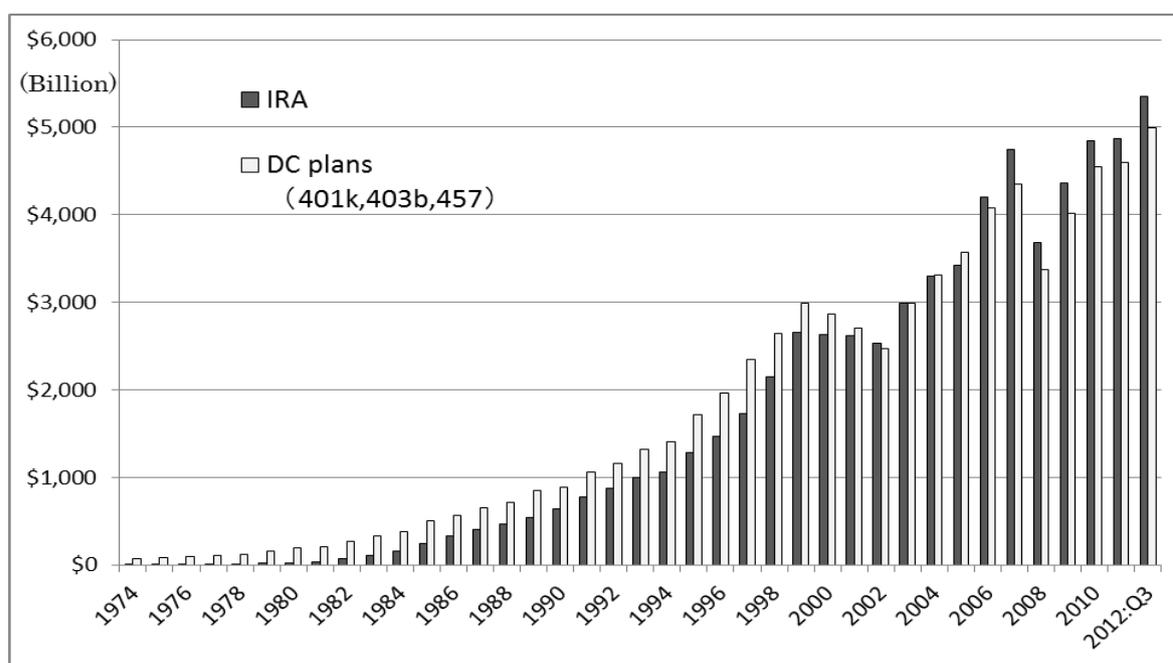
<sup>71</sup> 401k は企業従業員向け、403b は非営利団体、公立学校、病院等の従業員、457 は州政府・郡・市の職員向けの退職年金制度である。

〔図表 60〕 米国 IRA と DC プランの資産残高推移(2012)



出所：ICI (2012) ”The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: U.S.Total Retirement Market Assets (Table 1)” (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.11)より筆者作成

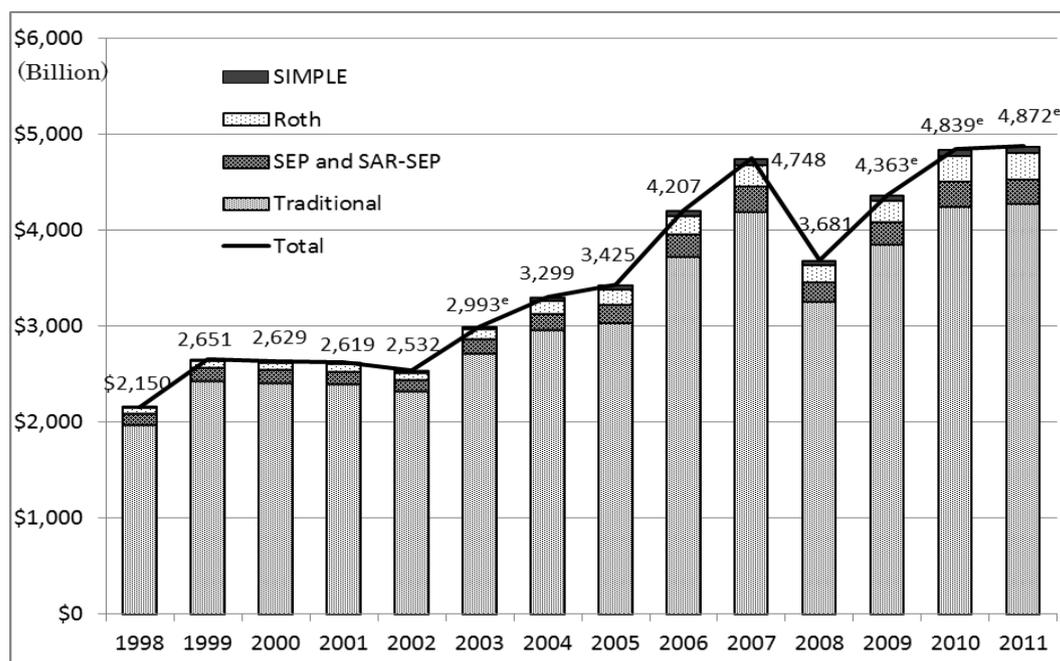
〔図表 61〕 米国 IRA と DC プランの資産残高推移(1974-2012)



出所：ICI (2012) ”The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: U.S.Total Retirement Market Assets (Table 1)” (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.11)より筆者作成

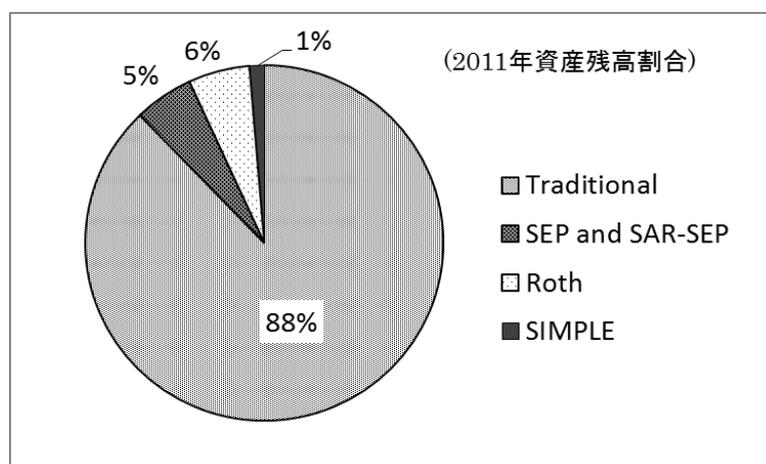
IRA の 2011 年末の資産残高の内訳を見ると、「Traditional IRA」(ロールオーバーIRA 含む) が 4.3 兆ドルで IRA 全体の 88%を占めており、「Roth IRA」(ロールオーバーIRA 含む) が 270 億ドルで 6%、「SEP IRA」が 261 億ドルで 5%、「SIMPLE IRA」が 65 億ドルで 1%の割合となっている〔図表 62,63〕。

〔図表 62〕 IRA の種類別資産残高推移(1998-2011)



出所：ICI (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: IRA Assets by Type of IRA (Table 7)" (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.15)より筆者作成

〔図表 63〕 IRA の資産残高割合(2011)



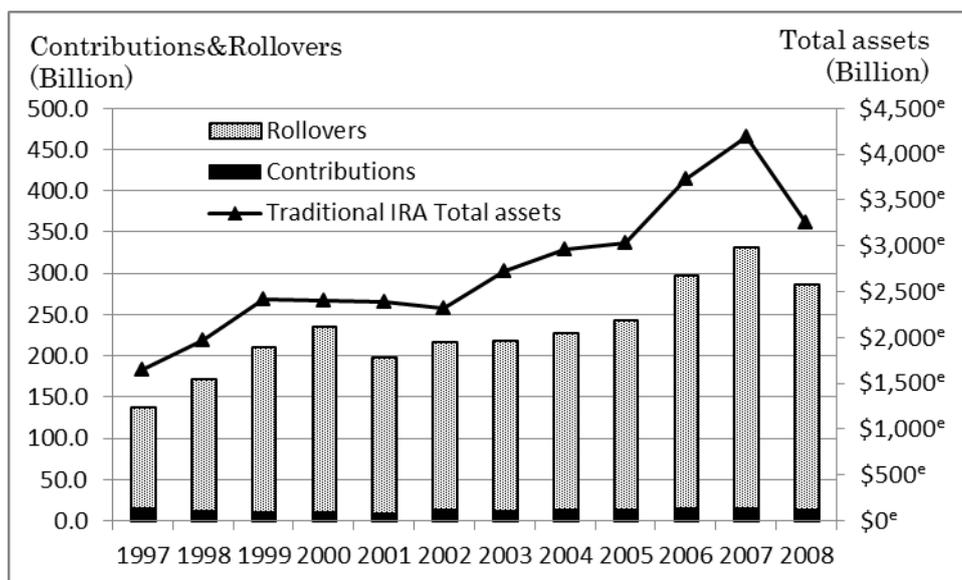
出所：ICI (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: IRA Assets by Type of IRA (Table 7)" (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.15)より筆者作成

IRA 口座への資金の流入経路をみると、拠出金額の割合よりも他の退職プランからの移換（ロールオーバー）金額の割合が約 89～95%を占めており、他の退職金プランからの移換が IRA の資産残高を押し上げている要因となっている〔図表 64〕。

また、EBRI(Employee Benefit Research Institute：アメリカ企業福祉研究所)の「Monthly Report No.46, October 2011」では、21～64 歳の労働者のうち企業が提供する退職給付プランへの加入率は 54.4%であるとしている。EBRI「Monthly Report No.33,

September 2010」によると、IRA の拠出平均額は 3,665 ドル、口座残高の平均は 54,863 ドルである（2008 年）。

〔図表 64〕 Traditional IRA の入金経路(1997-2008)



出所: ICI (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012: Traditional IRA Assets and Flows (Table 8)" (<http://www.ici.org/research/retirement>, 2013.1.15)より筆者作成

IRA口座は銀行、証券会社などの金融機関で誰でも自由に開設でき、1人で複数のIRA口座を保有することもでき、IRA口座間での資産移換も可能である（一回実施すると1年間は移換できない）<sup>72</sup>。IRA口座とRoth IRA口座は別に口座を開設する必要があり、拠出限度額はIRAとRoth IRAへの拠出合計額を合わせて限度額範囲内とする必要がある。金融商品は金融機関ごとに異なり、IRA口座を開設した金融機関で取扱う商品に投資することになり、銀行であればCD（定期預金）やMutual Funds（投資信託）等、証券会社であれば個別株式への投資も可能である。運用管理コストは各金融機関で異なっている。なお、Roth IRAについては、夫婦合算申告者（Married Filing Jointly）で188,000ドル、単身で127,000（2013年）以上の所得（AIG：Adjusted Gross Income）がある人は拠出が制限されている。

<sup>72</sup> 米国内国歳入庁（IRS）Publication 590（2012）, Individual Retirement Arrangements（IRAs）(<http://www.irs.gov/publications/p590/index.html>, 2013.1.11).

〔図表 65〕日本の個人型 DC と IRA の比較について

	<日本>		<米国>			
	個人型DC	401k	Roth 401k	Traditional IRA	Roth IRA	
(1) 根拠法	確定拠出年金法	内国歳入法 (IRC : Internal Revenue Code)		従業員退職所得保障法 (ERISA 法 : Employee Retirement Income Security Act)		
(2) 設立	2001年(H13)10月	1978年	2006年	1974年	1997年	
(3) 加入者	第1号被保険者(除く保険料免除者)及び第2号被保険者で企業年金がない企業の65歳未満の被用者 <sup>73</sup>	401k 実施企業の従業員		70.5歳までの所得のある者(公務員及び自営業者含む)及びその配偶者		
(4) 加入者数	15万人(H24.10末) <sup>74</sup> (出所:厚生労働省)	5,000万人(2006年) 資産5.0兆ドル(2012年)(出所:ICI)		IRA全体で5,250万人(2010年) 5.3兆ドル(2012年)(出所:ICI)		
(5) 支給開始年齢	60歳~70歳 (5年以上20年以下の年金または一時金)	59.5歳~70.5歳 <sup>75</sup> 及び死亡・重度障害時 59.5歳未満は10%のペナルティー課税		59.5歳~70.5歳 及び死亡・重度障害時、59.5歳未満は10%のペナルティー課税	59.5歳~及び死亡・重度障害時 (引き出し期限はない)	
(6) 税制	拠出	非課税(Exempt) (拠出限度額) 第1号被保険者:国民年金基金掛金と合計月6.8万円(年額81.6万円) 第2号被保険者(企業年金なし):月2.3万円(年額27.6万円(小規模企業共済等掛金控除))	非課税(Exempt) (拠出限度額) 50歳未満:17000ドル 50歳以上:22500ドル (キャッチアップ 拠出5,500) 企業拠出と従業員拠出を合わせた限度額 50,000ドル (2012年) <sup>76</sup>	課税 (Taxed)	非課税(Exempt) (拠出限度額) 50歳未満:5500ドル(2013年) 50歳以上:6500ドル(2013年)	課税 (Taxed)
	運用	運用益非課税(Exempt) 年金資産課税(Taxed) (特別法人税)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)	非課税 (Exempt)
	給付	課税(Taxed) <年金>雑所得課税 (公的年金等控除) <一時金>退職所得課税 (退職所得控除)	課税 (Taxed)	非課税 (Exempt)	課税(Taxed)	非課税 Exempt)
(8) ポータビリティ	他のDCへ移換可	他の401k及びIRAへ移換可	他のRoth 401k及びIRAへ移換可	他のIRA及び401kへ移換可	他のRoth IRA及び401kへ移換可	

出所:筆者作成

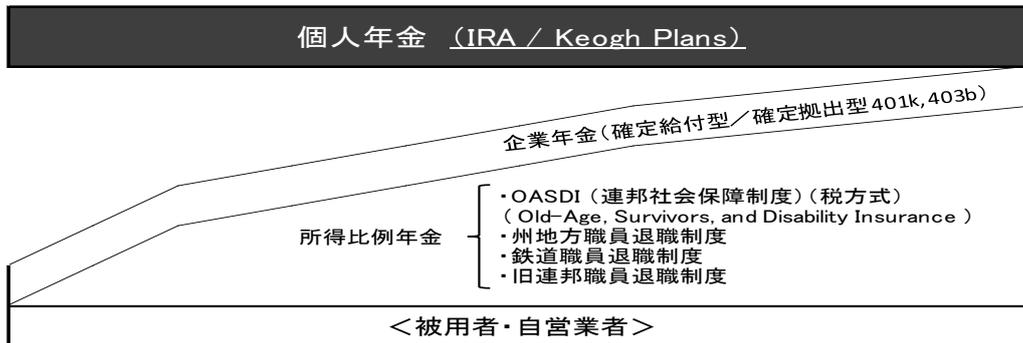
<sup>73</sup> 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金確保支援法)が2012年8月10日に公布され、加入資格年齢が60歳から65歳に引き上げられた。なお、施行日は公布日より2年6ヵ月以内で政令で定める日からとなっている。

<sup>74</sup> 厚生労働省「確定拠出年金の実施状況」平成24年10月末現在

<sup>75</sup> IRAは70.5歳からの給付開始が義務付けされている。ニッセイ基礎研究所(1999)「米国のIRA(個人退職勘定)」『年金ストラテジー』July 1999: p.6  
([http://www.nli-research.co.jp/report/pension\\_strategy/1999/vol037/str9907d.pdf](http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/1999/vol037/str9907d.pdf), 2012.3.23).

<sup>76</sup> 杉田浩治(2012)「米国の確定拠出年金30年の推移から日本のDCビジネスを考える」(2012.5.18)  
([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1205\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1205_01.pdf), 2012.12.20).

〔図表 65〕 米国の年金制度



出所：森浩太郎(2010)「アメリカの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構，28(4)：pp.72, 177-179 より筆者作成

## 9.2 英国 APP (適格個人年金) と NEST (国家雇用貯蓄信託)

イギリスの公的年金は 1946 年の「国民年金法」により確立され、1978 年に「国家基礎年金(BSP: Basic State Pension)」と「付加年金(SERPS: State Earning Related Pension)」が導入された。2002 年には、低所得者に対して給付水準の底上げを図るため、所得配分機能を強化した「付加年金 (国家第 2 年金) S2P(State Second Pension)」が導入され、SERPS は 2001 年度に廃止となった。一方、高齢化の進展に伴う国家の財源負担を減らすため、公的年金の「付加年金」の機能を私的年金で代替する方策がとられ、1988 年 4 月に付加年金の「適用除外(contract out)」制度が導入された。個人年金のうち公的年金の「適用除外(contract out)」の対象となるものを、適格個人年金 APP(Appropriate Personal Pension)という。イギリスの適格個人年金 APP(Appropriate Personal Pension)は、1986 年社会保障法により導入された制度で、被保険者が毎月あるいは一括で拠出した保険料を、被保険者が選択した保険会社で運用する確定拠出年金である。税制適格性を取得するために種々の条件が課されており、①加入 2 年以上で受給権を付与すること、②5%以内での物価スライドを保障すること、③給付額が拠出期間比例型となることなどが条件とされている。拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の EET 型制度であり、給付は 50 歳から 75 歳までの間で選択が可能であり、退職時に積立金の 25%までは非課税で一時金として受け取ることができる。残額は終身年金で受取ることとなるが、残額を年金原資として、保険会社が提供する終身年金を購入する仕組みである。なお、保険料を支払っていた保険会社以外の終身年金を購入することもでき、その時点で有利と思われる商品を購入することが可能である。2006 年 4 月からは、税制優遇適用の生涯退職貯蓄上限額(Life Allowance)が 150 万ポンド、年間上限額(Annual Allowance)21.5 万ポンドが設定された。この枠内で個人の年間拠出限度額は、3,600 ポンドまたは所得の 100%の多い方の金額である。なお、この上限は徐々に引き上げられ、2010 年度は、生涯退職貯蓄上限額(Life Allowance)が 180 万ポンド、年間上限額(Annual Allowance)25.5 万ポンドとなっている〔図表 67〕。拠出金算定の年間の上限所得は 99,000 ポンドである。この税制優遇は所得以外の預金などから

拠出することも可能となっており、また、離職して所得がない場合でも、所得が停止した年度または直近5年間の最高所得のいずれかを基準に、貯蓄から所得がなくなった年から6年間は拠出することが可能となっている。

〔図表 67〕 個人年金拠出限度額

	生涯退職貯蓄上限額	年間上限額
2007年度	160万ポンド	22.5万ポンド
2008年度	165万ポンド	23.5万ポンド
2009年度	175万ポンド	24.5万ポンド
2010年度	180万ポンド	25.5万ポンド

出所：高橋正国(2005)「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2005年2月号より筆者作成

(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2005/02/li0502b>, 2011.8.3).

しかし、低所得者層についての私的年金への加入が進まず、老後に備えた個人の貯蓄不足が懸念されることから、2004年の年金改革により、低所得者層の私的年金加入を促進するために、新たな個人勘定年金の導入が提言された。2008年年金法により、職域年金の未加入者に対して自動的に加入となる確定拠出型の「NEST (National Employment Saving Trust : 国家雇用貯蓄信託)」が、2012年10月から導入された。これは非営利の信託機関により運営され、職域年金未加入者の年収5千ポンド～3万3千ポンドの被用者につき、強制的に加入させることにより、低所得者の老後資金の積み立て促進を目的とするものである。自動加入の仕組みは、職域年金に加入していない22歳以上で公的年金支給開始年齢未満（男性65歳、女性60歳）の被用者かつ年間所得5,035ポンド以上の人、いったん自動的に制度に加入し、任意で脱退「opt out (オプトアウト)」できる仕組みである。なお、22歳未満および年間所得5,035ポンド以下の人に対しては雇用主は強制加入させる義務はない。22歳未満および年間所得5,035ポンド以下の人や自営業者などは任意で制度に加入することが可能である<sup>77</sup>。

財源は被用者本人と事業主がそれぞれ税引き後所得（年間5000～3万3500ポンド）の4%、3%（被用者最低4%、事業主最低3%）を保険料として負担（2012年から3年間は1%、その後1年後は2%と段階的に引き上げられる予定）し、政府が減税措置の形で1%を拠出することで被用者の個人口座に拠出される仕組みである。NESTのHP<sup>78</sup>によると、給与の8%（2017年10月以降）を拠出する場合、うち事業主が最低3%以上拠出する義務（2017年10月以降）があり、残り5%は本人負担分となるが、ほとんどの人は tax relief

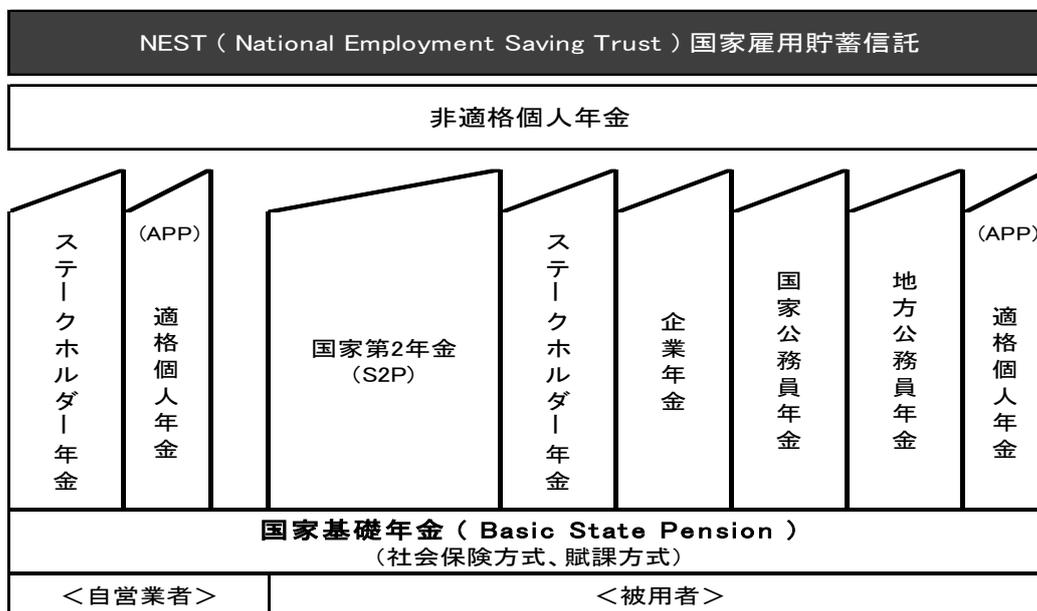
<sup>77</sup> 杉田浩治(2011)『自動加入方式を採用する英国の新個人年金制度』日本証券経済研究所: p.3 ([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001_01.pdf), 2012.3.23).

<sup>78</sup> NEST (National Employment Saving Trust) 国家雇用貯蓄信託 (<http://www.nestpensions.org.uk/schemeweb/NestWeb/public/home/contents/homepage.html>, 2012.3.23).

を受ける資格を持っているため、実際には本人拠出は 4%で、残り 1%は国税当局から払い込まれる税金の還付分ということになる。なお、最低拠出率（2017 年 10 月以降）8%について、これを超えて事業主または被用者が任意に拠出することも可能であるが、個人口座への年間拠出限度額 3,600 ポンドが設定されている<sup>79</sup>。

NESTは、税制優遇は税金を支払っている人だけが恩恵を受けるものではなく、税金を支払っていない人には税による補助金を支給する「給付つき税額控除」としての仕組みがある。英国国税当局(HMRC)<sup>80</sup>によると、NESTのような個人年金については、本人は一旦所得控除無しで税金を支払い、NESTの方で本人分最低拠出額（例えば 100 ポンド）に標準税率(20%)を乗じた額（この例で 20 ポンド）を国税当局に請求して年金原資に繰り入れる仕組みとなっている。そのため、実際には本人拠出は 80 ポンドで済むということである。税率が 20%よりも高い人は、控除しきれない分を確定申告により還付請求でき、実質的な意味での所得控除と考えられる。運用収益は非課税であり、引き出しの際には積立額の 25%までの一時金は無税で引き出しが可能だが、これ以外の引き出しには課税がなされる。限度額の範囲内で低所得者への拠出時補助金付きのEET型の課税形態と考えられる。今後、最大で 1000 万人が年間 40 億～50 億ポンドを積み立てることにより、平均所得の 15%水準まで支給が確保されると期待されている。

〔図表 68〕 イギリスの年金制度



出所：藤森克彦(2010)「イギリスの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構，28(4)：pp.69-70, 168-172 より筆者作成

<sup>79</sup> 野村亜紀子(2011)「諸外国における公的年金役割後退の対応策——中核を占める私的年金の活用」『資本市場クォーターリー』2011年 春号

(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr07web.pdf>, 2012.3.23).

<sup>80</sup> HM Revenue & Customs (HMRC) 英国国税当局

(<http://www.hmrc.gov.uk/incometax/relief-pension.htm>, 2012.3.23).

### 9.3 カナダ RRSP（登録退職貯蓄制度）

カナダのRRSP(Registered Retirement Savings Plan)登録退職貯蓄制度は、1957年に自営業者を対象として設立された任意の個人年金制度である。その後、加入対象が被用者にも拡大され、現在では加入者の約半数が被用者となっており、企業年金(RPPs: Registered Pension Plans)と合せて労働者の約半数が加入している<sup>81</sup>。RRSPは、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型の掛金建ての制度で、金融機関（銀行、証券会社、信託会社、保険会社）の金融商品（GIC定期預金、株式、債券、投資信託）<sup>82</sup>をカナダ税務署(Canada Customs and Revenue Agency)に登録申請をすることにより、その金融商品がRRSPとなる。RRSPはカナダで前年度に勤労所得がある18歳以上であれば誰でも登録申請することができる。RRSPには拠出限度額があり、71歳まで企業年金と個人年金の拠出額を合わせて、前年年収の18%または年間22,970カナダ・ドル（2012年度）（1カナダ・ドル=80.0円換算<sup>83</sup>で約184万円）まで、非課税で積み立てを行うことができる。掛金は個人と企業の双方で拠出することができ、個人は企業が拠出した拠出限度額の残額分までを拠出することができる。

使用しなかった拠出限度額全額（非課税枠の繰り越し）は、翌年以降に繰り越すことができ期限はないため、余裕資金ができたときにまとめて拠出することも可能である。拠出は定期的にも随時でも可能であり、2月末（年始60日以内）までに購入して、4月30日までに確定申告したものが、前年度の収入から所得控除を受けることができる。前年度の確定申告用紙（Notice Of Assessment）に、その年に拠出可能なRRSPの金額が記載されており、この金額がその年の拠出限度額となる。確定申告の際にRRSPとして拠出した金額を税務署に届け出ることにより、その拠出金額分を所得から控除できる仕組みである。

運用時の課税については、RRSPに資産を積み立てている限り、元本や利子・配当などについて非課税となる。給付時は原則課税となるが、年間1,000カナダ・ドルまでは所得控除の対象となる。

妻が専業主婦の場合は、夫が妻のRRSPに拠出し、その拠出額については夫の収入から所得控除をすることができる。ただし、所得控除をすることが出来る拠出額は前述のとおり、夫の収入の18%または年間22,970カナダ・ドル（2012年度）までとなる。積み立てた妻のRRSPから3年以内で引き出した場合は夫の収入として課税され、3年以降の引き出しについては妻の収入として課税がなされる。年金を受け取る際には、1人あたり年間1,000カナダ・ドルまで所得控除の対象となるため、夫が妻の分と分けてRRSPを購入することにより、年金受給時の非課税枠を大きくすることができる。

RRSPの資産については71歳になるまでに全額を引き出す必要がある。方法としてはRRIF(Registered Retirement Income Fund)登録退職所得制度へ非課税で移換することが

<sup>81</sup> 高山憲之(2002)『カナダの年金制度』：pp.10-11  
(<http://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/thesis/index.html>, 2012.3.23).

<sup>82</sup> Fidelity Investments, Mackenzie Financial, etc.

<sup>83</sup> 2012年3月時点で、1カナダ・ドル=80.0円。

できる。RRIF の資産については元本や利子・配当などについても非課税となる。また、RRSP の資産で保険会社の終身年金や確定年金を購入することもでき、この際の移換も非課税となる。RRIF や保険会社の年金を購入した場合に受け取る年金については年間 1,000 カナダ・ドルまで所得控除の対象となる。RRSP から現金で一括で受け取ることも可能であるが、その場合には引き出し全額に対して課税がなされる。

RRSPからの途中引き出しについては可能であるが、源泉徴収税(Withholding Tax)が課税され、5,000 カナダ・ドルまでは 10%、5,001~10,000 カナダ・ドルは 20%、15,001 以上は 30%となっている<sup>84</sup>。なお、次のふたつの資金のための引き出しであればRRSPからの借入れが可能である。ひとつは自宅の購入資金であり、1 回に限り 20,000 カナダ・ドルまで借入れが可能である。ふたつめは、学校に行く資金であり、年間 10,000 カナダ・ドル、上限 20,000 カナダ・ドルまでの借入れが可能となっている。しかし、自宅の購入資金の場合は 15 年以内、学校に行く資金の場合は 10 年以内に毎年均等額をRRSPに返済しなければならず、返済できない場合には 1 年間分の返済額が収入金額と見なされて課税がなされることとなる<sup>85</sup>。

カナダの公的年金であるOAS(Old Age Security)老齢所得保障は、全て一般財源（税財源）で賄われており、高齢化の進展による財政赤字への対応から 1989 年に基礎年金にインカムテストを導入し、基礎年金給付を含めて年間 5 万カナダ・ドルを超える高額所得者に対しては、claw back（クローバック）<sup>86</sup>を行う仕組みを導入した。これは、OASからの支給に際し、高額所得者については支給額の一部または全額を政府に戻させる仕組みである。一方、RRSPについては、個人および企業が拠出し、税制優遇（所得控除）を受ける個人年金制度であり、OASのようなclaw back（クローバック）は導入されていない。

#### 【RRSP/Year Contribution Limit】

2008 年	\$20,000
2009 年	\$21,000
2010 年	\$22,000
2011 年	\$22,450
2012 年	\$22,970

#### 【RRSP の種類】

- ① 預金(Deposit Type)：定期預金(GIC)など元本が保証されるもの。
- ② 投資信託(Investment Funds)：元本保証はない投資信託(Mutual Funds etc.)。
- ③ Self Direct Plan：自分で株や債券を購入するもの。

<sup>84</sup> カナダ税務署(Canada Customs and Revenue Agency)

(<http://www.cra-arc.gc.ca/tx/ndvdl/tpcs/rrsp-reer/wthdrwls/rts-eng.htmlh,2012.3.23>).

<sup>85</sup> Vancouver Sinpou Japanese Nesw Paper (2005) "Head Line News" 10-Feb,2005

(<http://www.v-shinpo.com/05special/06special/special.html,2012.3.23>).

<sup>86</sup> クローバックとは、高額所得者に対して基礎年金の支給に際し、支給額の一部または全額を政府に戻す仕組み。

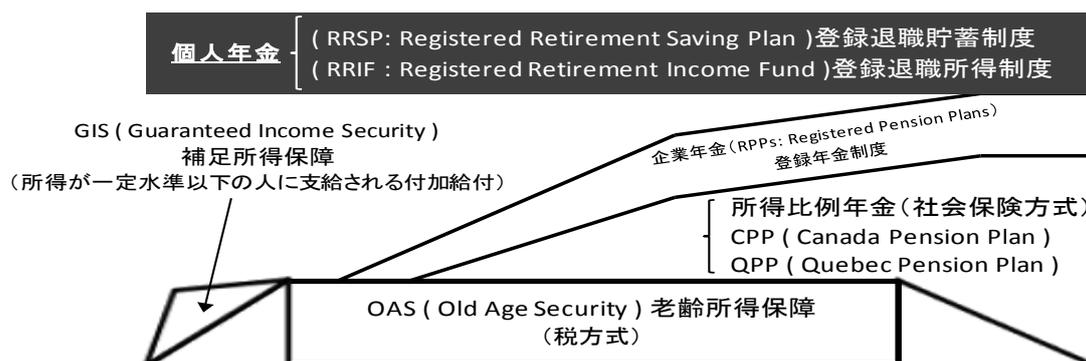
【RRSP からの借り入れ(Special withdrawal programs)】

- ① Home Buyer's Plan (HBP) : 自宅の購入資金として、1 回に限り 20,000 カナダ・ドルまで借り入れが可能。なお、この購入資金は 15 年以内に返済する必要がある。
- ② Lifelong Learning Plan (LLP) : 学校に行く資金として年間 10,000 カナダ・ドル、上限 20,000 カナダ・ドルまで借り入れが可能。

【RRSP の受け取り方法】

- ① 一括解約(Cash In) : 一括で現金化するもので、その年の収入として課税がなされる。
- ② 終身年金(Payout Annuity) : 保険会社で扱っている終身年金または確定年金を購入する。購入時の年齢、性別、金利で受給額が決まる。
- ③ 登録退職所得制度(RRIF)へ移換 : 全額を RRIF に移換し、年金として受け取るもの。移換時の年齢と貯蓄残高により受給額が決まる。年金には年間 1,000 カナダ・ドルまでは所得控除額以上には課税されるが、元本は非課税で運用益も非課税となる。

〔図表 69〕カナダの年金制度



出所 : 金子能宏(2010)「カナダの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構, 28(4): pp.71, 173-176 より筆者作成

9.4 ドイツ Riester Rente と Rürup-Rente

ドイツでも高齢化の進展が進み、2001 年の年金改革により、公的年金の給付水準が所得代替率で 70%から 67%へ引き下げとなり、保険料の引き上げ(2020 年まで 20%以下、2030 年で 22%以下)も行われた。そのため、公的年金の機能を代替するものとして、年金基金、リースター年金、リューリップ年金が導入された。ドイツのリースター年金(Riester Rente)は、ドイツの 2001 年年金改革において公的年金の給付水準の引き下げが行われ、公的年金を補完する目的で、2002 年 1 月に任意加入の個人積立勘定(拠出建て)による補足的な老後保障制度として導入されたものである。当時の社会労働大臣であったワルター・リースター氏(W. Riester)の名前に由来して付けられたものである。さらに、2007 年の「年金保険退職年齢調整法」により、公的年金の支給開始年齢が 2012 年から 2029 年にかけて 65 歳から 67 歳に引き上げられていく。ドイツでは公的年金の役割が縮小していく中、国の助成(補助金支給または所得控除)を充実させ、私的年金による公的年金の補完を強く

押し進めており、特に低所得者に対する直接助成（補助金支給）がその大きな効果を発揮している。リースター年金は、加入者の掛金に対して政府が補助金支給（基礎助成金及び児童助成金）または所得控除（保険料の所得控除）を、加入者の所得金額を判断して補助金支給か所得控除を行うものである。低所得者ほど、また子供の人数が多いほど政府の補助が手厚くなり、低所得者には補助金支給、高所得者には所得控除が自動的に行われる仕組みである。リースター年金の所得控除限度額は公的年金の保険料とは別枠に設けられている。リースター年金は補助金上限額を得るために必要な支払い保険料額が定められており、前年所得の4%となっている。なお、リースター年金加入対象者の配偶者についても、一定の要件の下で加入が認められており、所得がない配偶者は補助金を受け取るために年間60ユーロの保険料を支払う必要がある。加入対象者は公的年金の強制被保険者であり、任意加入者等は除外となっている。リースター年金には個人年金方式以外に、企業年金方式（前述の「直接保険」、「年金金庫」、「年金基金」）での加入が可能である。

リースター年金の国からの助成金は、加入者に対して支払われる「基本手当」と、子どもがいる世帯への「児童手当」の2種類がある。上限額は「基本手当」が154ユーロで、「児童手当」は子ども1人当たり185ユーロ（2008年以降に生まれた子どもについては300ユーロ）となっている。リースター年金は老後所得保障の機能と共に少子化への助成機能を併せ持った制度であり、わが国の少子化対策への参考となろう。また、25歳未満の新規加入者には、200ユーロの一時金が追加で支払われる。所得控除額を受けられる上限額は年間2,100ユーロまでである。引き出し開始年齢については従来は60歳からであったが、2012年より62歳に変更となっている<sup>87</sup>。

#### 【リースター年金プランの種類】

- ① 私的年金保険プラン(Private Rentenversicherung)  
最低保障利回り（現在2.75%）が設定されており、積立と保険を結び合わせたもの。
- ② 銀行貯蓄プラン(Banksparplan)  
確定利回りの預金。リスクは極めて少ないが収益の増加も少ない。
- ③ 投資貯蓄プラン(Fondssparplan)  
投資ファンドに投資するもの。最低利回りは保障されないが元本は保証される。  
加入者が収益とリスクを選択する。

#### 【リースター年金の条件】

- ① 定期的（または任意の時期）に掛金が拠出されること
- ② 年金は62歳前又は公的年金支給開始前に支給されないこと
- ③ 元本保証がなされていること

---

<sup>87</sup> Doitu News Digest (2012) 28-Jun, 2012  
(<http://www.newsdigest.de/newsde/features/3006-pension-system.html>, 2012.6.28).

- ④ 年金は終身給付が保障されていること（但し、85歳到達までの分割払いとする事は可能だが、その場合は支給開始時点で85歳以降の終身年金保険を購入すること）
- ⑤ 障害保障及び遺族保障を付加できること（但し、遺族年金は本人に支給されるものより優遇されるものであってはならない）
- ⑥ 保険料拠出の中断及び解約を認めること
- ⑦ 2006年以降締結された老後保障契約は性中立的な保険料率の設定がなされていること
- ⑧ 投資に関する情報提供（投資方針、管理費用、運用機関変更に伴う費用等）が適切にわかりやすく提供されること
- ⑨ 老後保障契約・積立金が差押えなどから保護されること

リースター年金の国による助成金額は〔図表 70〕、所得の特別控除額は〔図表 71〕、助成のために必要な積立額は〔図表 72〕、導入件数は〔図表 73〕を参照。

〔図表 70〕 リースター年金の政府助成金の上限額(Riester-Zulagen)

年度	基本手当(Grundzulage)		児童手当(Kinderzulage)
	単身	夫婦	子供 1人当たり
2002年以降	38 ユーロ	76 ユーロ	46 ユーロ
2004年以降	76 ユーロ	152 ユーロ	92 ユーロ
2006年以降	114 ユーロ	228 ユーロ	138 ユーロ
2008年以降	154 ユーロ	308 ユーロ	185 ユーロ (2008年以降誕生の子については 300 ユーロ)

(注) 25歳未満の新規加入者には、200ユーロの一時金が追加で支払われる。

出所：藤本健太郎(2010)『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビクバン研究会 2005年度年次総会報告論文より筆者作成

(<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/soukai2005/fujimoto-paper.pdf>, 2012.2.23).

〔図表 71〕 リースター年金の所得控除の上限額(Sonderausgabenabzug)

年度	所得控除上限額 (年間拠出限度額)
2002年以降	525 ユーロ
2004年以降	1,050 ユーロ
2006年以降	1,575 ユーロ
2008年以降	2,100 ユーロ

出所：藤本健太郎(2010)『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビクバン研究会 2005年度年次総会報告論文より筆者作成

(<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/soukai2005/fujimoto-paper.pdf>, 2012.2.23).

〔図表 72〕 リースター年金の補助金上限額を得るために必要な積立額

年度	必要な積立額
2002 年以降	所得の 1%
2004 年以降	所得の 2%
2006 年以降	所得の 3%
2008 年以降	所得の 4%

出所：藤本健太郎(2010)『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビックバン研究会 2005 年度年次総会報告論文より筆者作成(<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/soukai2005/fujimoto-paper.pdf>, 2012.2.23).

〔図表 73〕 リースター年金の導入件数

年度	合計件数
2002 年末時点	337.1 万件
2005 年末時点	563.1 万件
2009 年末時点	1,325.3 万件
2010 年 9 月時点	1,408.6 万件

出所：野村亜紀子(2011)「諸外国における公的年金役割後退の対応策」『資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所，2011 春号より筆者作成(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr07web.pdf>, 2012.3.23).

ルールupp年金(Rürup-Rente)は、リースター年金が主に被雇用者を対象にしているのに対し、その恩恵を受けられない自営業者に対して退職後のための貯蓄を推奨することを目的に、個人積立勘定(拠出建て)の任意加入による私的年金制度として 2005 年 1 月に導入された。ルールuppとはドイツの年金専門家であるルールupp氏の名前に由来するものである。ルールupp年金については、リースター年金と異なり政府による補助は所得控除(保険料の所得控除)のみであり、公的年金と合せて、控除限度額は単身で 2 万ユーロ、夫婦で 4 万ユーロ<sup>88</sup>となっている。ルールupp年金には拠出額の上限はなく、引き出し開始年齢についてはリースター年金と同じく従来は 60 歳からであったが、2012 年より 62 歳に変更となった<sup>89</sup>。

【ルールupp年金としての条件】

- ① 62 歳支給とすること
- ② 終身給付が保障されていること(保険会社と締結)
- ③ 保険料の支払い方法の変更を可能とすること(月払い、年払い)
- ④ 年金請求権は、相続、譲渡、担保設定、一時金換金不可とすること

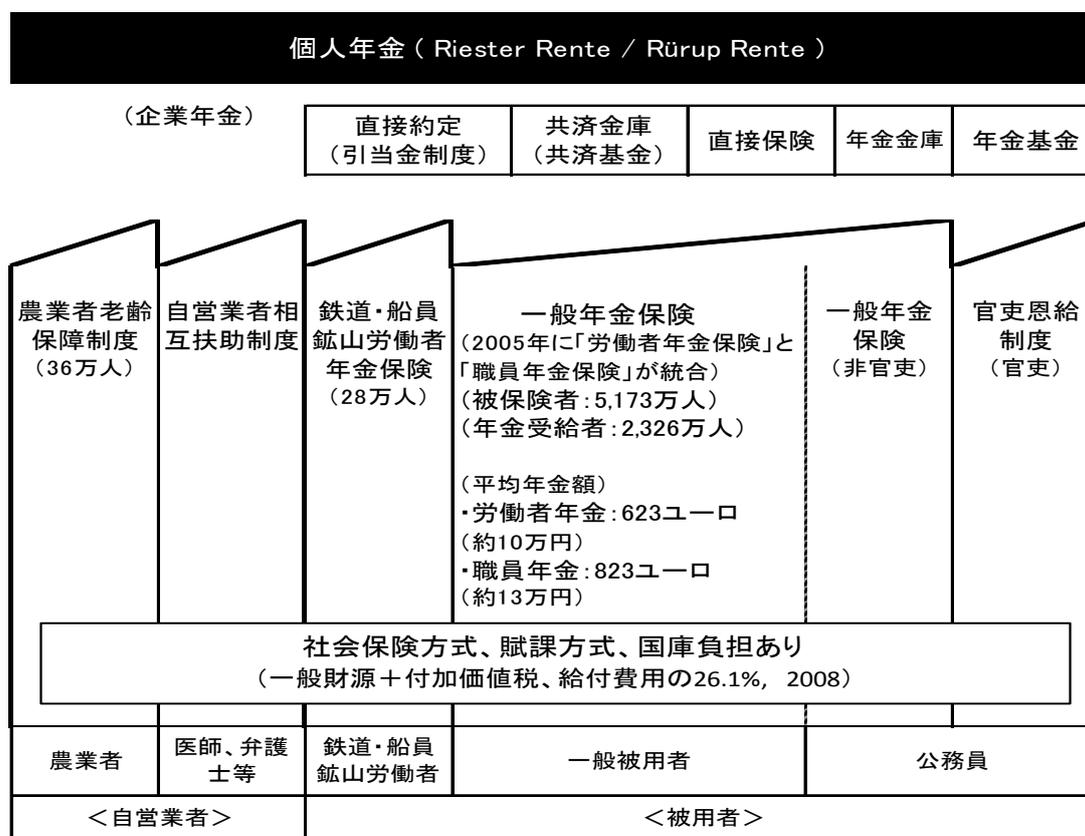
<sup>88</sup> 小松原章・中嶋邦夫(2006b)「私的年金が強化されるドイツ年金制度」『ニッセイ基礎研 REPORT』2006 年 12 月号

(<http://www.nli-research.co.jp/report/report>, 2012.3.23).

<sup>89</sup> Doitu News Digest (2012) 28-Jun, 2012.

(<http://www.newsdigest.de/newsde/features/3006-pension-system.html>, 2012.6.28).

〔図表 74〕 ドイツの年金制度



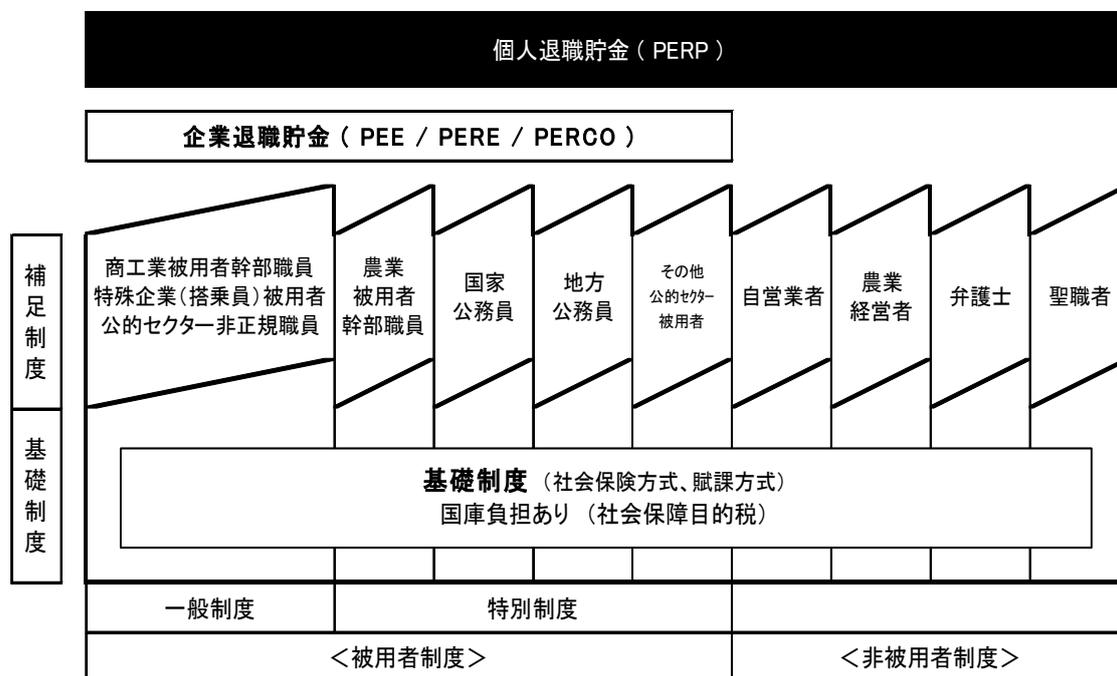
出所: 有森美木(2010)「ドイツの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構, 28(4): pp.57, 128-131 より筆者作成

### 9.5 フランス PERP (個人退職貯金計画)

フランスでは近年、従業員が退職後の年金のために貯金することが推進され、企業が設置し従業員が自由に加入できる「企業貯金計画(PEE)」、「集团的退職貯金計画(PERCO)」、「企業退職貯金計画(PERE)」、「個人退職貯金計画(PERP)」などが進められてきた。

「個人退職貯金計画(PERP)」は、「企業貯金計画(PEE)」や「集团的退職貯金計画(PERCO)」に加入できない人々に対して、職業に関わらず全ての個人(退職者を除く)が加入できるものとして設立された。加入する際には銀行や保険会社に申し込みを行い、途中で取扱い金融機関を変更して、資産を移換することも可能である。企業拠出はないが、加入者拠出分は所得税の課税所得から控除される(所得税申告の際に所得から控除できる)。加入者拠出は年間給与の10%または2万4854ユーロまで所得税及び社会保障税の控除対象となっている。

〔図表 75〕 フランスの年金制度



出所：江口隆裕(2010)「フランスの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構，28(4): pp.56, 125-127 より筆者作成

### 9.6 ニュージーランド Kiwi Saver (退職金積立金制度)

ニュージーランドの「Kiwi Saver 退職金積立金制度 (キウイセーバー)」は、2007年7月に開始された、自動加入、任意加入の個人退職積立金制度であり、2011年6月末で約176万人(総人口の約4割)が加入している。加入対象者は国のNW Superannuation(老齢年金)に加入している65歳未満の個人なら誰でも加入することができ、自営業者も加入できる。従業員は入社時に全員が強制的に加入し、入社後2週間～8週間までの間に脱退ができる。その後は、期間5年以内の掛金中断が可能である。掛金は給与の2%、4%、8%の3パターンから各自が選択するが、選択しない場合は2%となる。なお、事業主も給与の2%を併せて拠出する。2013年4月からは最低拠出率が3%に引き上げられ、事業主の拠出も3%に引き上げられる予定である。口座を開設すると政府から1,000NZドル(2013年4月現在1NZドル=83円換算で約8.3万円、以下同様)が口座に振り込まれる。また、拠出額に合わせて最大で年間521.43NZドル(約43,278円)(2011年6月までは年間1,042.86NZドルまで)の税額控除が個人口座に還付される。資産の運用については個人が受託機関(プロバイダー)を選択し、そのプロバイダーが提供している商品の中から選択することとなる。なお、自分で選択しない場合には、事業主が特定したプロバイダーで自動的に運用される。プロバイダーの年間管理料(Administration fee)は30NZドル(約2,490円)以上で、ファンドの運用手数料(Management fee)1%以上が掛かる。資金は内

国歳入庁が管理し、各プロバイダーへ振り分けられる。投資教育は国の機関である退職委員会(Retirement Commission)が行っており、冊子やインターネットを通じて行っている。給付は 65 歳以降で可能となっているが一時金での受け取りがほとんどである。

〔図表 76〕 ニュージーランドの年金制度

退職金積立金制度 (Kiwi Saver: キウイセーバー)
New Zealand Superannuation (老齢年金) 税方式(財源は全額一般財源)(所得制限なし、ミーンズテストなしで一定額が給付される)

出所：棚橋俊介(2010)「ニュージーランドの年金制度」『年金と経済』年金シニアプラン総合研究機構，28(4): pp.50, 100-103 より筆者作成

## 10 個人の資産形成のための新しい個人退職勘定制度資産（日本版 IRA）の創設

### 10.1 個人退職勘定制度（日本版 IRA）の導入意義

公的年金の機能が縮小していく中、企業年金も減少傾向にあり、個人型確定拠出年金の加入者数も伸び悩んでいる状況下、前述した企業年金と確定拠出年金の課題を再認識し、これら課題への解決策となるような新たな仕組みの導入が必要である。諸外国では財政負担への懸念から既に公的年金の機能を私的年金で代替する施策が進められている。わが国においても個人の自助努力による公的年金を補完する新たな老後所得機能の枠組みが必要である。諸外国で導入されている個人退職勘定制度を参考に、わが国における個人退職勘定制度「日本版 IRA」の枠組みについて検討を行う時期に来ている。なお、自助努力を進めるのであれば国による何らかの助成策が必要であり、税制優遇策などが必要であろう。その際には、特に低所得者層の加入を促進するような施策が必要となる。加入制限がなく誰でもが公平に税の恩恵を享受できるような仕組みが必要であり、正規雇用者と非正規雇用者、長期勤続者と短期勤続者、雇用形態による拠出限度額、年金課税と退職金課税での公平性などについて、現状での不公平性を是正し、公平な適用となるような仕組み作りが必要である。

また、老後所得保障機能として考えるならば、引き出し要件の制限は必要であるものの、一方では引き出し要件の厳格化が加入促進を妨げている面も見逃せない。老後所得としての積立に対して、要件外引き出しのペナルティー課税については正当な課税と思われるが、一方で現状での確定拠出年金での引き出し要件については厳しいものがある。特に自助努力により個人で積み立てた資産についての引き出し要件の適正化の検討が必要であろう。自助努力を推進するインセンティブとして、失業、病気、住宅購入などの場合に限り一部引き出しを認めるなどの検討も必要である。これらの課題に対応するような、わが国の個人退職勘定制度「日本版 IRA」の枠組みについて述べる。

## 10.2 新たな個人退職勘定制度「日本版 IRA」の概要

本制度は全ての国民を対象とし、加入資格は国民年金の加入対象である 20 歳以上とする。本制度は公的年金を自助努力により補完する目的であり、自助努力を推進するための方策として国の税制優遇によるインセンティブを与える。そのため、国民年金の保険料納付を要件とし、法定免除及び申請免除者については適正な拠出限度額までを条件付きで認める。これにより、国民年金保険料の納付促進も促すものである。加入は高年齢者雇用安定法の改正を考慮し 65 歳までとする。本制度は老後所得保障を目的とする観点から中途引き出しを制限する。公的年金の支給開始年齢が 65 歳に引き上げられる一方、民間企業での定年年齢は 60 歳定年が多いことを考え、引き出し可能年齢は 60 歳以上とし、遅くとも 70 歳までに支給を開始するものとする。自助努力による資産形成を推進する目的から、引き出し可能年齢前の失業、病気、住宅購入の場合に限り、資産残高の一定割合までの一部引き出しを認め、これ以外での引き出し可能年齢前の引き出しについては高いペナルティ課税を課すものとする。

本制度では加入促進の観点から拠出時に税制優遇を与えるものの、その税制優遇枠は現状での国が考える望ましい給付水準までを非課税とし、雇用形態と企業年金の有無により、それぞれ拠出限度額の水準を定める。なお、拠出限度額を超える部分については個人の自助を推進する目的から課税での拠出を認めるものとする。課税形態は拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の EET 型の課税形態を基本とする。拠出時の非課税措置については、原則は所得控除とするものの、低所得者層への加入促進を進める観点から所得控除できない低所得者層に対しては、所得控除できない金額を直接助成として、個人退職勘定口座へ振り込みを行うものとする。課税形態については個人の自助を推進するためには拠出を推奨するような国の助成措置が必要であると考え。そのため、拠出に対しての税制優遇措置により自助を推進する必要があり、EET 型の課税形態が望ましいと考える。

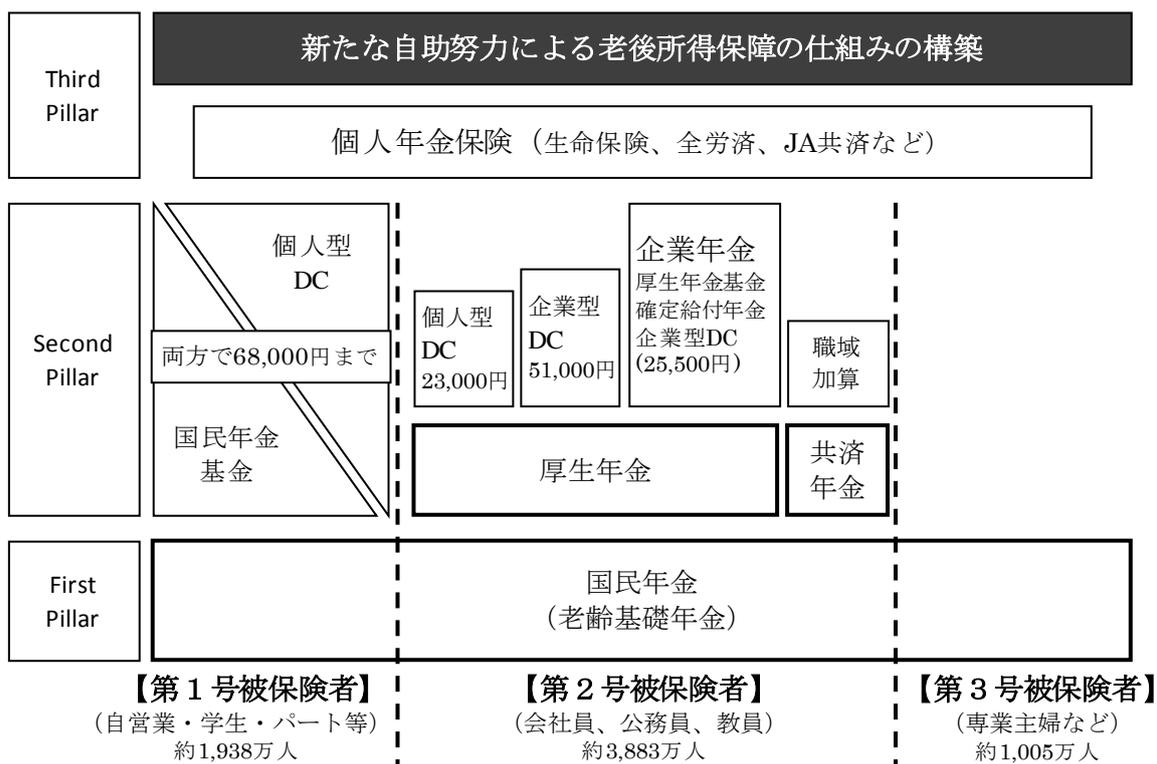
本制度は国民の老後所得保障のための制度であり、特に低所得者層の加入を促進するための税制優遇措置が必要である。また、拠出を推進するためのインセンティブとして、税制優遇枠を十分に享受できる仕組みが必要であり、拠出限度額の未使用枠を翌年以降に繰り越して使用できる仕組みとする。また、雇用の流動化が進む中、中途退職者の退職金を老後所得保障として有効に活用するため、退職金制度からの資産移換を可能とする。もちろん、他の企業年金や中小企業退職金共済などからの資産移換も可能とする。

### 【日本版 IRA の概要】

- ① 全国民を対象とし加入資格は 20 歳から 65 歳までとする。
- ② 引き出し可能年齢は 60 歳以上とし遅くとも 70 歳までに支給を開始するもの。
- ③ 60 歳前の引き出しについては「失業、病気、初めての住宅購入」に限り資産残高の一定割合までの一部引き出しを認める。なお、これ以外での中途引き出しについては高いペナルティ課税を課すものとする。

- ④ 課税形態は拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の EET 型の課税形態を基本とする。
- ⑤ 加入促進の観点から拠出時に税制優遇を与え、税制優遇枠は現状での国が考える望ましい給付水準までを非課税とし、雇用形態と企業年金の有無により拠出限度額の水準を定める。
- ⑥ 拠出限度額を超える部分については個人の自助を推進する目的から課税での拠出を認める。
- ⑦ 低所得者層への加入促進を進める観点から所得控除できない低所得者層に対しては、所得控除できない金額を直接助成として個人退職勘定口座へ助成する。
- ⑧ 拠出へのインセンティブを推進するため、拠出限度額の未使用枠を翌年以降に繰り越して使用できることとする。
- ⑨ 他の企業年金や退職金からの資産移換を可能とする。

【図表 77】 新たな自助努力による老後所得保障機能の枠組み



出所：被保険者数は厚生労働省『平成 22 年度厚生年金保険・国民年金事業概況』より、確定拠出年金の拠出限度額は厚生労働省『確定拠出年金制度の概要』（H24.3 現在）限度額より筆者作成

### 10.3 新たな個人退職勘定制度「日本版 IRA」の導入方法

新たな個人退職勘定制度「日本版 IRA」については、新たな法律を制定し、新しい制度として導入することも考えられるが、実際の制度運営やシステム及び事務構築のコスト負担を考慮し、既存の個人型確定拠出年金の機能を拡張することにより、日本版 IRA としていくことが良いのではないかと考える。システム等のインフラについても既存の確定拠出年金のインフラを拡張して使用していくことで導入コストの削減が見込まれ、個人退職勘定口座の管理については、既存の記録関連運営管理機関（レコードキーパー）のシステムと事務を拡張して使用することが可能であろう。

現在、平成 26 年 1 月から 10 年の時限措置として日本版 ISA が導入されることが決まっているが、日本版 ISA は貯蓄の奨励と資本市場の活性化を目的としている。課税形態は拠出時課税、運用時非課税、給付時課税の TEE 型の課税形態となっており、低所得者層に対する加入促進のインセンティブが設けられていない。低所得者層への老後所得保障機能を考える上では、拠出時非課税、運用時非課税、給付課税の EET 型の課税形態と引き出し要件の緩和が必要であり、老後所得保障の観点から公的年金を補完する目的とするならば、やはり拠出に対するインセンティブが必要になろう。英国でも ISA と NEST は別の制度として導入されており、日本においても ISA とは別の制度として日本版 IRA の導入を進めた方が良いと考える。

## 14 まとめ

繰り返しになるが、わが国の公的年金制度が、国民の老後生活に大きな役割を果たしている事は言うまでもないが、少子高齢化の進展を背景に公的年金では給付水準適正化や支給開始年齢の段階的引き上げが実施されている。今後も少子高齢化が進んでいくことが予想され、社会保障費はますます増加していくであろう。公的年金を補完すべき企業年金も経済環境の低迷と企業業績や資産運用環境の悪化による年金積立資産不足と、新会計基準の導入、さらには厚生年金基金の廃止が進められていくことと予想され、企業年金の数は今後も減少していくだろう。公的年金を補完してきた企業年金が減少していく中、公的年金と企業年金を補完する新たな個人の自助努力による老後所得保障機能の枠組みが必要である。また、個人の自助努力を推進するためには、税制優遇等によるインセンティブが不可欠であり、特に低所得者層の加入を促すような「給付付税額控除」や「直接助成」などの新たな税制の仕組みも必要である。さらに、税制優遇枠を十分に享受できるように、税制優遇枠の繰り延べなどの方策も必要と考えられる。

非正規雇用者が増加していく中、全ての国民が公平に税の恩恵を享受し、公的年金を自助努力で補完するような新たな私的年金の枠組みの構築が必要である。公的年金による「自助の強制」と、私的年金による「任意の自助」の推進が必要となってきている。

我々 FP は、お客さまが老後生活を安心して暮らせるように個人の資産形成のお手伝いをしていく仕事であり、新たな資産形成の枠組みについて考えてみる必要があるだろう。

## 参考文献

- 有森美木(2010)「ドイツの年金制度」『年金と経済』28(4): pp.57, 128-131.
- 井上武(2008)「世界第二の規模を誇るフランス投資信託市場」『資本市場クォーターリー』2008年 春号  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2008/2008spr13.pdf>, 2013.3.23).
- 臼杵政治(2002)「老後準備に統一的な税制を—カナダ RRSP のケースを参考に—」ニッセイ基礎研 REPORT 2002.5: pp14-19.  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2002/05/eco0205b.pdf>, 2013.3.23).
- 江口隆裕(2010)「フランスの年金制度」『年金と経済』28(4): pp.56, 125-127.
- 遠藤忠彦(2011)「オーストラリアとニュージーランドの企業年金動向」『企業年金』企業年金連合会, 2011年9月号: pp.34-37.
- 金子久(2009)「英国の事例に学ぶ日本版 ISA 普及への課題」野村総合研究所金融市場研究室  
([http://www.nri.co.jp/opinion/kinyu\\_itf/2009/pdf/itf20090906.pdf](http://www.nri.co.jp/opinion/kinyu_itf/2009/pdf/itf20090906.pdf), 2013.3.23).
- 金子能宏(2010)「カナダの年金制度」『年金と経済』28(4): pp.71, 173-176.
- 川端輝彦(2010)「EBRI (Employee Benefit Research Institute : アメリカ企業福祉研究所) Monthly Report」, 2010 September , No.33.
- ———(2011)「EBRI (Employee Benefit Research Institute : アメリカ企業福祉研究所) Monthly Report」, 2010 September , No.41.
- 柏木恵(2003)「退職金(退職一時金・企業年金)に関する税制の見直し」『研究レポート』富士通総研(FRI)経済研究所, No.157: p.13  
(<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/research/2003/report157.pdf>, 2013.3.23).
- 企業年金連合会(2010)『企業年金に関する基礎資料』 pp.372-378.
- 企業年金連合会編(2011)『企業年金に関する基礎資料』.
- ———(2012)『企業年金に関する基礎資料』.
- 金融税制研究会編(2007)「金融所得一体課税～その位置づけと導入にあたって～」
- 小松原章・中嶋邦夫(2006a)「英国年金制度改革の動向と保険業界の対応」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2006年10月号  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2006/10/li0610b.pdf>, 2013.3.23).
- ———・———(2006b)「私的年金が強化されるドイツ年金制度」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2006年12月号
- 厚生労働省(2001)「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書資料編 資料Ⅱ-27 平成12年改正後の被用者の標準的な年金額」  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4b27.html>, 2013.3.23).
- ———(2009)「平成21年簡易生命表の概況について」

- (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life09/01.html>, 2013.3.23).
- ———(2010a)「平成 20 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h20a.pdf>, 2013.4.2).
- ———(2010b)「平成 22 年簡易生命表の概況について」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/01.html>, 2013.3.23).
- ———(2010c)「平成 22 年版 厚生労働白書」  
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10-2/kousei-data/siryou/sh10010100.html>, 2013.3.23).
- ———(2011a)「平成 22 年度の国民年金の加入・保険料納付状況」  
([http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k\\_h22.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_h22.pdf), 2012.11.4).
- ———(2011b)「適格退職年金制度の移行状況」  
([http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku\\_e.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku_e.html), 2013.3.23).
- ———(2011c)「平成 22 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h22a.pdf>, 2013.4.2).
- ———(2012a)「平成 23 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002quvo-att/2r9852000002quze.pdf>, 2012.12.17).
- ———(2012b)「平成 23 年度の国民年金の加入・保険料納付状況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002eiiw-att/2r9852000002einz.pdf>, 2012.12.17).
- ———「平成 23 年 国民生活基礎調査の概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa11>, 2013.4.3).
- ———「確定拠出年金の概要」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>, 2013.3.23).
- ———「確定拠出年金 Q&A」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/kakutei/qa.html>, 2012.3.23).
- 国税庁(2011)「No.1140 生命保険料控除」  
(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1140.htm>, 2013.3.23).
- 国民年金基金連合会「年金額シミュレーション」  
(<http://www.npfa.or.jp/about/simulation/>, 2013.3.23).
- 国立社会保障・人口問題研究所(2010)「社会保障費用統計 (平成 22 年度)」

- (<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h22/1/3.html>,2012.12.13)
- ———(2012)「平成 24 年 1 月推計」  
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.asp>, 2013.3.23).
  - 財団法人年金シニアプラン総合研究機構編(2002)『年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究』2001 年度厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書
  - 財団法人年金シニアプラン総合研究機構編(2010)『老後所得保障の観点から見た企業年金の評価に関する研究』2009 年度厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書
  - 財団法人年金シニアプラン総合研究機構編(2011)『老後所得保障の観点から見た企業年金の評価に関する研究』2010 年度厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書
  - 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構編(2013)『国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版 IRA の可能性を探る～』2011 年度研究報告書
  - 齋藤温子(2009)「ドイツの確定拠出型個人年金制度（リースター年金）の現状」『資本市場クォーターリー』2009 年秋号  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009aut08web.pdf>, 2012.3.23).
  - 佐川あぐり (2012)「分散投資が進む米国の確定拠出型年金」『金融市場』大和総研, 2012.8.2  
(<http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/12080201capital-mkt.html>,2013.1.11)
  - 佐野邦明(2009)「アメリカの IRA（個人退職勘定）」『企業年金』企業年金連合会, 2009 年 11 月号: pp.42-45.
  - ———(2011)「諸外国の年金制度における公的年金と企業年金の役割分担について」厚生労働省企業年金政策研究会資料 2, 2013.2.18  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/dl/s0218-8b.pdf>, 2013.3.23).
  - 社会保険庁(2005)「平成 15 年度社会保険事業の概況」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h15a.pdf>, 2013.4.2).
  - 社団法人日本年金数理人会(2009)「企業年金のポータビリティの確保」  
([http://www.jscpa.or.jp/library/pdf/12\\_tusan.pdf](http://www.jscpa.or.jp/library/pdf/12_tusan.pdf), 2013.3.23).
  - 杉田浩治(2010)『ヨーロッパの確定拠出年金』日本証券経済研究所  
([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/0805\\_02.pdf](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/0805_02.pdf), 2012.9.7).
  - ———(2011)『自動加入方式を採用する英国の新個人年金制度——行動経済学を取り入れた改革』日本証券経済研究所: p.3  
([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001_01.pdf), 2013.3.23).
  - ———(2012)「米国の確定拠出年金 30 年の推移から日本の DC ビジネスを考える」(2012.5.18) ([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1205\\_01.pdf](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1205_01.pdf), 2012.12.20).
  - 鈴木博(2010)「米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆」『農林中金』2010 年 2 月号:

pp.30-43

(<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1002re3>, 2013.3.23).

- 生命保険文化センター(2010)「老後の生活費はいくらくらい必要と考える？」  
(<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeseconomy/oldage/7.html>, 2013.3.1).
- 世界保健機構(WHO)(2010)「World Health Statistics 2010 (世界保健統計 2010)」  
(<http://memorva.jp/ranking/unfpa/>.html, 2013.1.27).
- 総務省統計局(2008)「平成 19 年就業構造基本調査」  
(<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/gaiyou.htm>, 2013.3.23).
- ———(2010)「平成 21 年全国消費実態調査」IV 高齢者世帯・特定世帯の家計  
(<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/hutari/gai-menu.htm>, 2013.3.23).
- ———(2012)「労働力調査(詳細集計)平成 23 年 10~12 月期平均結果の概要」  
(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/index.htm>, 2013.3.23).
- 高橋正国(2005)「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2005 年 2 月号  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2005/02/li0502b>, 2012.8.3).
- 高島浩一(2001)「米国におけるロス 401(k)プランの創設」—2006 年に課税後拠出・引き出し時非課税の新制度導入—『ニッセイ基礎研 REPORT』2001 年 12 月号
- 高山憲之(2002)『カナダの年金制度』: pp.10-11.
- 嵩さやか(2007)「フランス年金制度の現状と展望」『海外社会保障研究』No.161  
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624305.pdf>, 2013.3.23).
- ———(2011)「フランスの企業年金制度」『老後保障の観点から見た企業年金の評価に関する研究 総括研究報告書』財団法人年金シニアプラン総合研究機構 : pp.29-44.
- 棚橋俊介(2010)「ニュージーランドの年金制度」『年金と経済』28(4): pp.50, 100-103.
- 東京財団政策研究部編(2008)「税と社会保障の一体化の研究—給付付税額控除制度の導入—」
- ニッセイ基礎研究所(1999)「米国の IRA (個人退職勘定)」『年金ストラテジー』July 1999: p.6  
([http://www.nli-research.co.jp/report/pension\\_strategy/1999/vol037/str9907d.pdf](http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/1999/vol037/str9907d.pdf), 2012.3.23).
- 野村亜紀子(2006)「個人型確定拠出年金の課題——米国 IRA の発展からの示唆」『資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所, 2006 年 冬号  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2006/2006win14>, 2013.3.23).
- ———(2011)「諸外国における公的年金役割後退の対応策——中核を占める私的年金の活用」『資本市場クォーターリー』2011 年 春号  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr07web.pdf>, 2013.3.23).
- 藤田晴(1992)「年金税制の再検討」社会保障研究所編『リーディングス 日本の社会

- 保障』有斐閣, pp.277-307.
- 藤本健太郎(2010)『ドイツの企業年金・個人年金』退職給付ビックバン研究会 2005年度 年次総会 (2005.9.8 開催) 報告論文  
(<http://www.ier.hit-u.ac.jp/jprc/soukai2005/fujimoto-paper.pdf>, 2013.3.23).
  - 藤森克彦(2010)「イギリスの年金制度」『年金と経済』28(4): pp.69-70, 168-172.
  - 森浩太郎(2010)「アメリカの年金制度」『年金と経済』財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 28(4): pp.72, 177-179.
  - ———(2011)「米国の社会保障年金課税」『年金と経済』財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 29(4): pp.19-23.
  - 森祐司(2005)「アメリカ確定拠出型年金の普及状況」大和ファンドコンサルティング  
(<http://www.daiwa-fc.co.jp/report/NL0605-2.pdf>, 2013.3.23).
  - 森信茂樹(2010)「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」金融財政事情研究会: p.104.
  - ———(2011)「日本版 IRA (個人型年金積立非課税制度) 導入の提言」『FUND MANAGEMENT』2011年 新春号: pp.20-29  
([http://www.japantax.jp/iken/file/110125\\_4](http://www.japantax.jp/iken/file/110125_4), 2013.3.23).
  - りそな信託銀行(2004a)『企業年金のポータビリティの拡充について——年金改革法案における年金通算措置』「企業年金ノート」No.434  
(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/200406.pdf>, 2013.3.23).
  - ———(2004b)『ポータビリティの拡充について——その 2』「企業年金ノート」No.439  
(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/200411.pdf>, 2013.3.23).
  - ———(2005a)『ポータビリティの拡充について (企業年金の通算措置)』「企業年金ノート」No.446  
(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/200506.pdf>, 2013.3.23).
  - ———(2005b)『ポータビリティの拡充について (企業年金の通算措置——権利義務の移転・承継)』「企業年金ノート」No.447  
(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/200507.pdf>, 2013.3.23).
  - Doitu News Digest (2012) 28-Jun, 2012  
(<http://www.newsdigest.de/newsde/features/3006-pension-system.html>, 2012.6.28).
  - EBRI (2005) "History of 401(k) Plans: An Update," *Facts from EBRI*, February 2005

- (<http://www.ebri.org/pdf/publications/facts/0205fact.a.pdf>, 2011.8.3).
- ———(2007) "401(k) Plan Asset Allocation, Account Balances and Loan Activity in 2006," *Issue Brief*, No.308  
([http://www.ebri.org/pdf/briefspdf/EBRI\\_IB\\_08-20073.pdf](http://www.ebri.org/pdf/briefspdf/EBRI_IB_08-20073.pdf), 2012.8.3).
  - ICI (米国投資信託協会) (2012) "The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2012"  
(<http://www.ici.org/research/retirement,2013.1.11>)
  - PSVaG (PENSION-SICHERUNGS-VEREIN) (2008) *Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit Bericht über das Geschäftsjahr 2008*(『PSVaG 2008 年事業報告』).
  - Vancouver Shinpo Japanese News Paper (2005) "Head Line News" 10-Feb, 2005  
(<http://www.v-shinpo.com/05special/06special/special.html>, 2012.3.23).